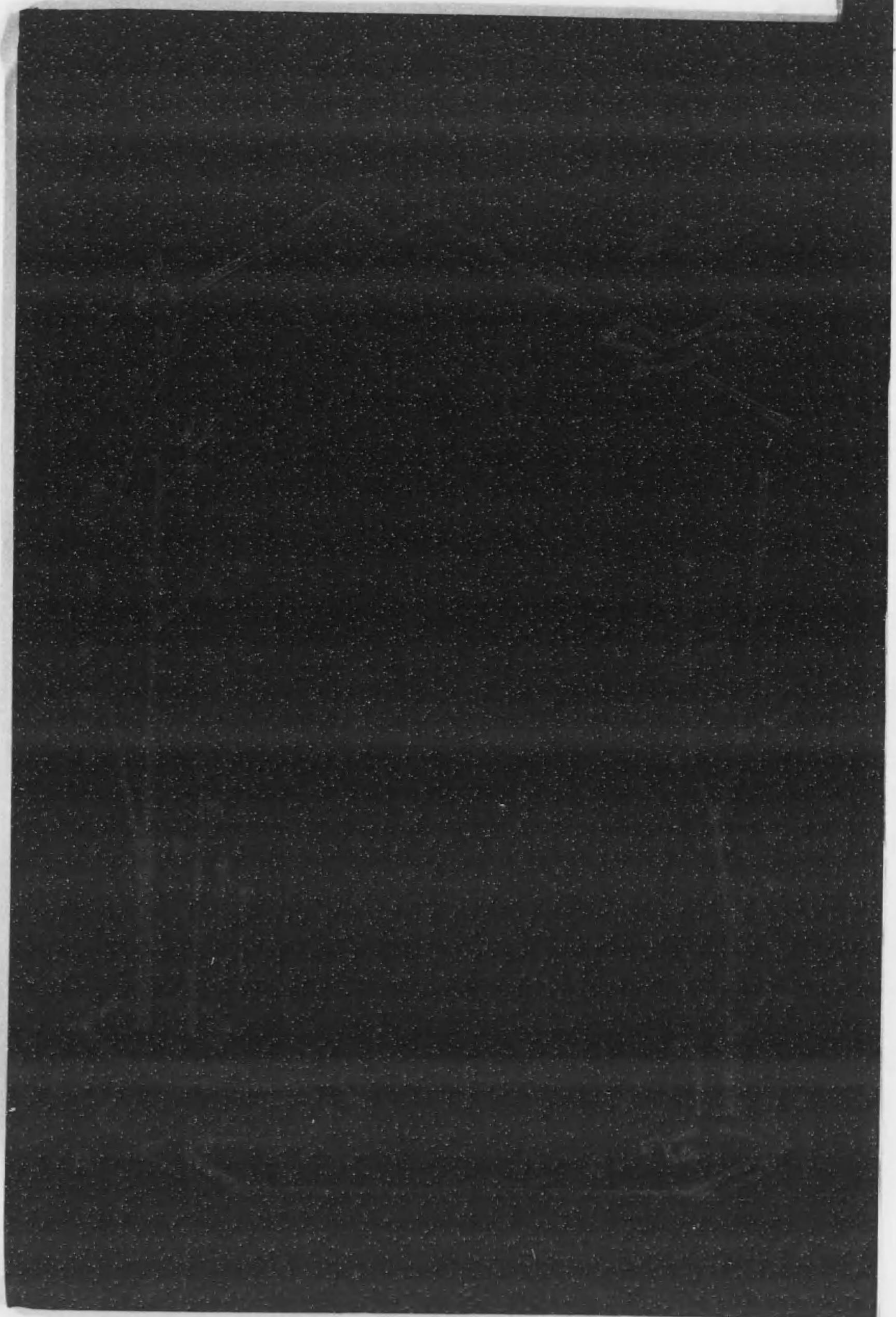
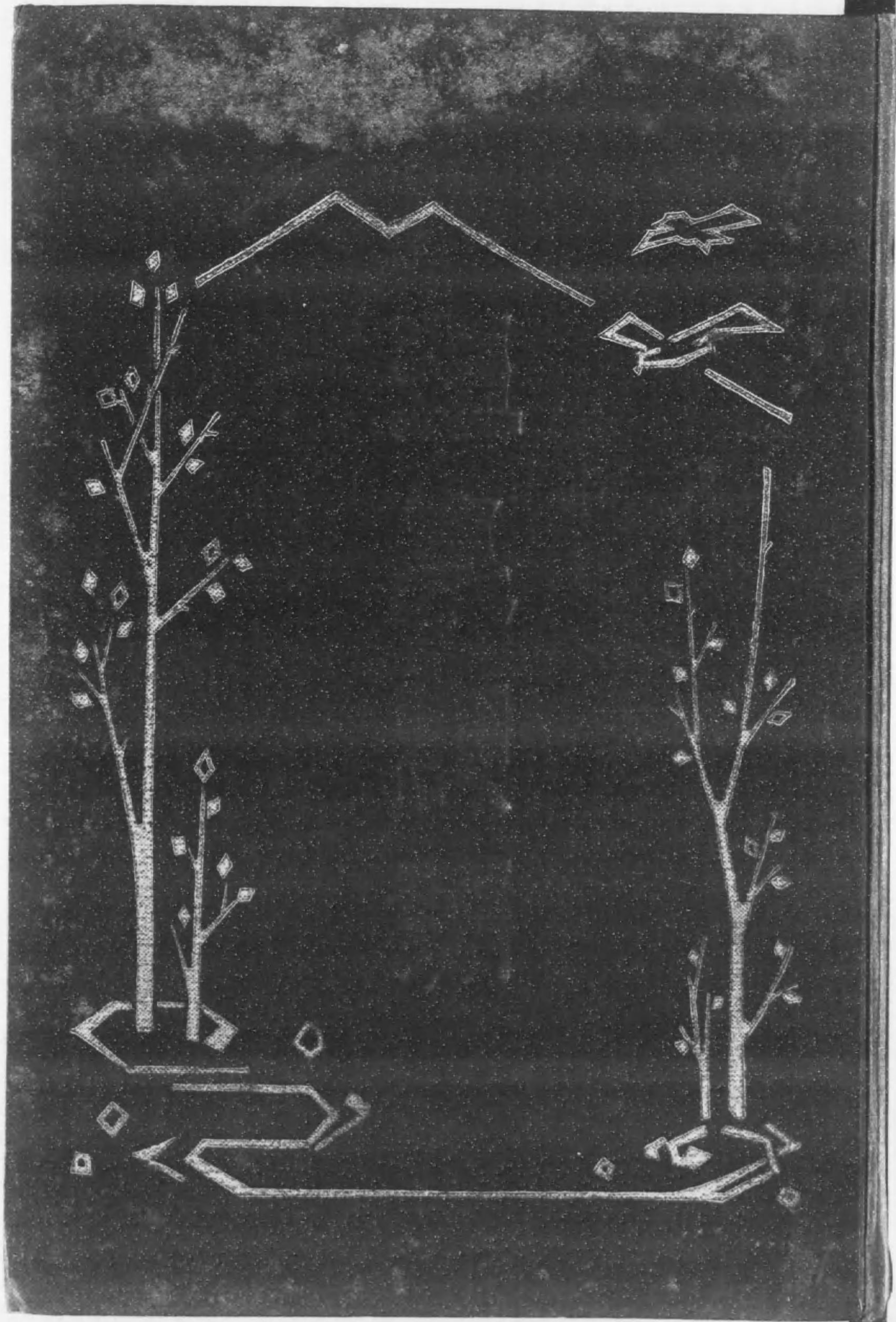
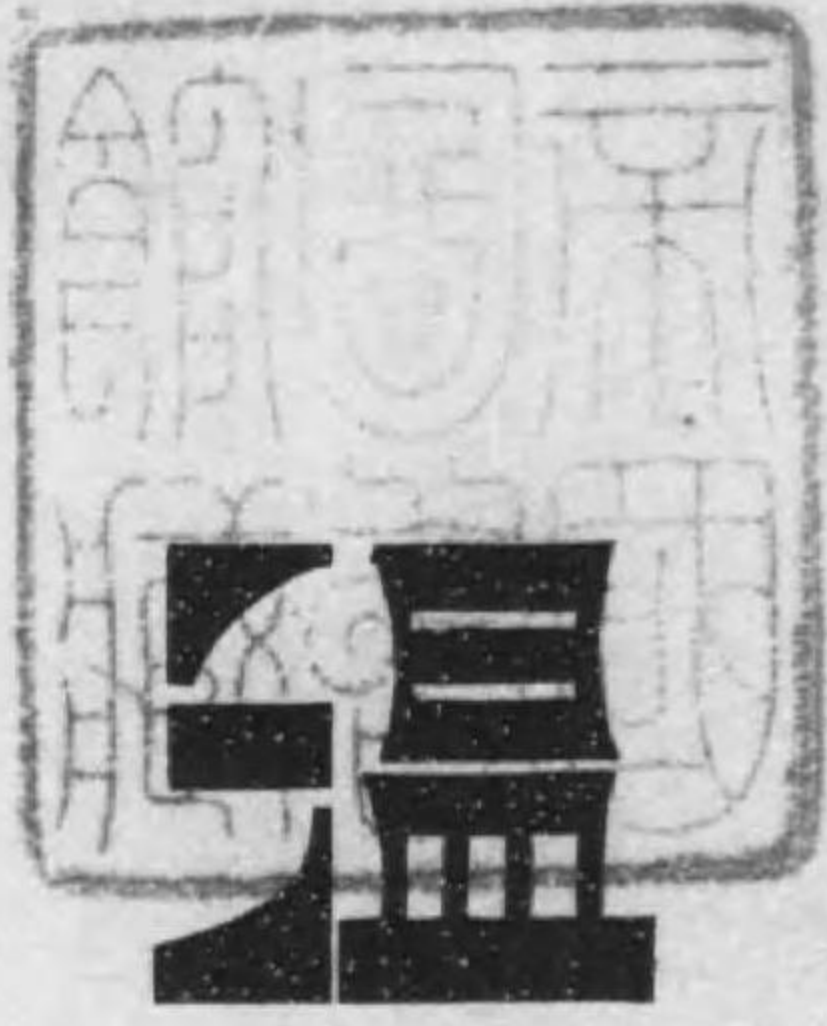


始





特116
830



編

泉

韻

類

大正
12.4.6
内交

序

我温泉郡ハ縣ノ中樞タル松山市ヲ圍繞シ北東ハ高繩、奈良原、福見等ノ諸山ヲ隔テ、越智、周桑二郡ニ界シ南東ハ重信川ヲ夾ミテ伊豫郡ニ接シ又三坂ノ嶮ニ據リテ上浮穴部ニ接壤ス西ハ即チ伊豫灘ノ開クル處ニシテ海上興居、東西中島、睦野、神和ノ諸島碁布ス包容セル町村三町四十一ヶ村丘陵ノ纒カニ起伏セル外郡内山岳少ク土地概ネ肥沃ニシテ米作ニ適シ産額實ニ三十万石ニ垂タリ麥其他雜穀亦之ニ適フ享和ノ頃郡内今出今ノ垣生村今出、鍵屋カナ女緝織ヲ創始シ漸次郡内外ノ市邑ニ產出シ現今伊豫緝トシテ名聲ヲ博スルノ濫觴ヲ爲セリ又近年興居嶋及郡ノ東部北部ニ果樹ヲ栽培スルモノ漸ク多キヲ加ヘ枇杷、梨、蜜柑等ヲ通シテ産額甚タ多ク加フルニ近海魚族ニ富ミ水産ノ業亦大ニ發達シ住民ノ經濟組織漸ク複雑ヲ加ヘ來レリ惟フニ農村ニ於ケル經濟組織ハ住民生活ノ變遷ト共ニ推移スヘキモノニシテ方今ノ如ク其向上ヲ見ルハ昭代ノ盛事ナルト同時ニ其經濟組織ノ變革ヲ策スヘキノ秋ナリ即チ單純ナル米麥作ニ配スルニ園藝ノ如キ林業ノ如キ將タ家内工業ノ如キヲ以テシ主副相倚リ甲乙相扶ケテ生活ノ向上、經濟ノ變動ニ對應セシムルノ途ヲ講スルハ實ニ國家ノ基本ヲ培養スル所以ニシテ國民生活安定ノ要義タラスン

ハアララス而シテ自治民政ノ基調亦實ニ茲ニ存スルヲ疑ハス即チ知ル地方自治ノ運用ヲ極メテ有効ナラシムルノ途ハ地方團體夫レ自身ノ對象研究ヲ遂ケテ以テ茲ニ自治行政ノ基礎材料ヲ求メ或ハ之ヲ民力ノ強弱ニ鑑ミ或ハ之ヲ人情ノ機微ニ察シ施設經營宜シキヲ制セサルヘカラサルヲ本郡各町村ニ於テハ深く是ニ見ル處アリ曩ニ町村是調査ノ實行ニ著手シ進ミテ郡設地方研究所ヲ開設シ對象研究ノ繼續ト自治民育ノ養成ニ盡シ地方自治發達ノ目的ヲ達センコトヲ期シ斯界ノ大家タル森恒太郎氏ヲ起シ研究調査ニ著手シタルハ實ニ大正六年ノ半ハニアリ森氏ハ郡内余土村ノ出身ニシテ夙ニ趣味ヲ政治ノ上ニ有シ少壯選ハレテ縣會議員トナリ侃諤大ニ縣政ニ盡シ一般ノ矚目スル所トナリシカ不幸病ヲ得テ明ヲ失シ鄉閭ニ隱退ス村民其德ヲ慕ヒ幾許モナク推サレテ余土村長ノ重任ニ膺リ任ニ在ルコト十有二年縱橫劃策教育ニ勸業ニ將夕衛生ニ大ニ治績ヲ舉ケ終ニ余土村是ノ調査ヲ完了シ地方ノ模範タル今日ノ余土村ヲ完成セリ爾來專ラ自治民育ノ指導ニ任シ或ハ內務省ノ講習ニ出演シ或ハ地方ノ講演ヲ擔任シ足跡四方ニ普シ盲天外ノ名各地ニ傳ヘラル、故チキニアラサルナリ一度任ニ研究所長ニ就クヤ營々事ニ當リ蘊蓄ヲ傾クルコト于茲五年研究調査着々トシテ進捗ス然ルニ時

恰カモ郡制廢止ノ時機ニ到達シタルヲ以テ一先ツ事業ヲ打切ルコトニナレリ年々固ヨリ多カラスト雖モ蒐集セシ材料決シテ少シトセス即チ中ニ就テ基本的資料ト見ルヘキモノヲ選ヒ上梓シテ以テ世ニ公ニスルコト、セリ命名シテ温泉郡勢ト題ス五編二十一章百九節ヨリ成リ付スルニ統計表二百六十五表ヲ以テス皆民政資料ノ權威タルヲ失ハス夫レ如此本書ハ郡勢ヲ詳ニスルノ資料タルト同時ニ其内容トシテハ具サニ郡勢村勢ヲ知得スルノ名鑑タリ又町村別ニ比較シテ天然要件、經濟ノ組織、教育ノ程度乃至人情風俗等ノ相違ヲ彩リタル民政圖ヲ示シ郡勢ノ統一ニ依リ多數物觀察ノ權威ヲ現ハシテ益々大ナラシムルニヨリ郡勢ト其内容ト不離ノ關係ヲ保ツヲ以テ郡制廢止後ニ於テモ永ク民政ノ資料トシテ生命ヲ有スヘキヤ論ナシ本書編纂ニ方リ苦心ノ存セシ所亦以テ窺フニ足ル

惟フニ第一回國勢詞查ノ實施ハ我國民^ヲシテ大ニ覺醒セシメタルノ感アリ從テ今後統計調査ノ形式並ニ其ノ應用ニ於テ必スヤ統計ノ權威ヲ認ムルコト益々重キヲ加ヘン本書蒐ムル所專ラ統計ノ理論ニ立脚シテ調査シ又批評シタルモノ少ナカラス必スヤ自治民制ノ資料トシテ信憑スルニ足ラン然レトモ本書ノ効果ハ自治行政ノ局ニ在ルノ人並ニ其關

係者ニ於テ本書載スル所ノ各種材料ヲ熟知シ以テ實際ニ應用スルニヨ
リテ生ス若シ之ヲ應用スル所ナクンハ素璞石ニ合ハサルニモ均シカラ
ン庶幾クハ民政ノ局ニ在ルノ諸君幸ニ本書所載ノ材料ヲ應用シ地方自
治ノ運用ヲ適確ナラシメ以テ大ニ治績ヲ收メラレンコトヲ本書ノ刊行
ニ際シ一言ヲ費シテ卷頭ニ序ス
大正十一年十一月

愛媛縣温泉郡長 倉根 是 翼

凡 例

一、温泉郡内各町村に於て町村是調査を實行すべく大正五年より其の準備に着手し是れが調査の統一を計らんが爲めに郡は係員を設けて其の指導と完成を期すべく郡會の決議を経て大正六年度の豫算に其の經費を計上した。

一、郡に於ては町村長中より十名郡役所各課長郡農會長及び農業技手一名を以て組織する町村是調査委員會なるものを設け調査事項並に調査方法に付て協定し大正六年度より調査の實行に着手した。

一、町村是調査の實行は初め町村を單位として調査であるから一、二町村に是れを實行し順を追て各町村に及ぼす豫定なりしも斯くては各町村の調査期日を異にするが爲めに比較研究の要を缺くのみならず調査事項によりては町村を單位とする事に於て其の數量の少きが爲め多數物觀測の權威を失するの憾あるから委員會の決議に依て各町村共一切に是れを實施する事となしたのである、從て其の調査は頗る困難の度を加へたるも其の效果の大なる事を豫期して多くの努力を拂ふたのである。

一、多種多様の調査事項を短時日に於て調査し得ざるは勿論であつて其の内の一事項づゝ順次調査を進むべく準備したが過去數年に亘て調査すべき材料の如き是れを記録に求めざるを得ないものと又實際に調査し得べきものと在つて實際に調査をすべきものは其の形式を自計主義に依つた。

一、調査機關は各町村に調査主任を置き更に調査委員を選任し各委員の數は町村に依て異なるも委員活動の能力範圍を考察し畧調査戸數五十戸内外を標準として一區とし一區に一人の調査委員を選任したのである、是等町村に於る調査事務は町村長に於て管掌したのである。又各町村の統一と進行を計るが爲に郡に係員數名を置き之を統轄した。

一、調査期日及實行要目等は郡に於て是れを決定し其れに對する申告書並に小票等をも作製の上印刷に付して各町村に分布し調査期日に先て調査主任を召集し調査の意義並に其の方法に付て充分の理解を與へ尙ほ各町村に出張して調査委員の訓練に努力したのである。

一、自計主義に依る此の調査の實行に際し民衆の理解を得なければ種々の疑惑を生じて正鵠を誤まるに到るを以て郡係員は各町村に出張し是れが宣傳に努めた。宣傳の材料として容易に得らるべき記録調査即

ち從來毎年調査の人口靜態及動態を統計に作製して以て多數物觀測の法則が如何に自治行政の基礎材料たるべきかを知らしめたのみならず其の既成の調査に不備の點ある事を指摘して的確なる調査の必要を宣傳したる事に依て大に民衆の理解を得た。

一、各町村に於て調査した統計材料は期日を定め郡衙に提出せしめ各町村の主任及び補助員の出頭を求めいち／＼申告書及び小票の點檢を嚴重に實行したる後、郡に於て定めたる行事録により分類計算して統計表に記入したのである。此の方法は分查の形式による不統一の短所を補ふて集查の統一的分類を成功せしむべき徑捷であつたと信じられたのである。

一、町村是調査の部分調査の進行に伴ひ一時的に計劃せられた町村是調査も社會の事情は變轉極りなくして複雑は倍々其の度を加ふに到りて却久的の調査研究を必要なりとするもの郡内有識者の間に喧傳せらるゝに到て遂に郡會の協賛により大正六年度より温泉郡地方研究所を設置するに到つた、郡告示第十五號に於て左の如く發表せられた。

温泉郡地方研究所規程

第一條 本研究所ハ地方研究ト自治訓育ニ懸メ地方自治ノ發達ヲ圖ル

ヲ以テ目的トス

第二條 本研究所ハ郡長之ヲ管理ス

第三條 本研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 一名

講師 若干名

書記 一名

第四條 所長ハ郡長之ヲ囑託シ書記ハ郡吏員中ヨリ郡長之ヲ命ス

講師ハ所長ノ推薦ニヨリ郡長之ヲ囑託ス

第五條 所長ハ地方研究所ノ事務ヲ統括シ書記ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六條 本研究所ニ左ノ二部ヲ置ク

一 研究部

一 教育部

第七條 研究部ハ専ラ地方研究ノ資料ヲ蒐集シ研究會ヲ開設ス但其時期ハ所長之ヲ定ム

研究會員ハ町村長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 教育部ヲ左ノ五科ニ別チ毎年度數回講習會及巡回講話會ヲ開

設ス

一 行政科

一 公民科

一 實業科

一 青年科

一 婦人科

第九條 講習會ノ開期ハ毎回十日以内トシ其期日期間及講習科目ハ開設ノ都度所長之ヲ定ム

第十條 講習生ハ所長之ヲ指定又ハ募集シ若ハ町村長ノ推薦ニ依リ之ヲ決定ス

一、地方研究所設立以來町村是調査委員會に於て決定したる調査事項は尙ほ是れを必要とする事に依て繼續調査を行ふと共に地方研究所設立の主旨に依て其材料を努めて教育化する事に努力し聽て自治民政の上ニ其の實績の現はれん事を期したのである

一、大正九年第一回国勢調査の實行に際しても我郡に於ける人口調査の經驗が如何に其の調査をして容易ならしめたかは各町村の共に肯定する所であるのみならず、統計に對して全國民に覺醒の感あらしめた

國勢調査が實施せられてより一層地方研究所の前途に重きを以て迎へらるゝ新時代を作つたのである。

一、然るに郡制廢止の法案は議會の問題に上て遂に可決せられ茲に地方研究所の運命も既に前途に限りあるものとなつて却久的に思慮しつゝ運ばれた地方研究の材料も俄に其の取纏を急がざるを得ざるに到つて戦後著しき社會の變動が戦前に調査したるものと掛け離れたる相違のある有つて更に新材料を調査蒐集せねば満足し能はざるもの多く従て此の過渡期に於る地方研究所の調査材料の取纏めには頗る困難にして且つ遺憾の點尠からぬのである。然れ共基礎的資料と認むべき調査材料を編纂して郡勢と命名し茲に之れを刊行する事とした。

一、當初計劃した町村是調査は略其の材料を蒐集し得たるも多種の調査事項にして其の間數年を費し先きに調査したものは多く戦前の材料に止まり戦後の現状に相違するもの多く、いち／＼之を新にせんには尙此後幾歲月を要する事として地方研究所の限ある期間と能力に於て企及し得ざる事であるから是等の材料は町村に止め置いて其の一部の基礎的資料に新らしき材料を加へ郡勢中町村別に其の數字を表示し半ば村是調査の内容を見るに足ることとして郡勢と言ふ一輪劃の内に專

ら町村其のものゝの比較研究を要義としたのである。此の比較研究が町村其のものゝ郡内に於る地位を認識せしめ又比較上の相違が町村特種の事情を物語て數字上に現はれたる現象の原因結果をも自ら考察し得るものとして好資料たるを失はないのである。殊に町村單位の數字よりも郡其のものゝ總計に於て大量觀察の權威益々顯著なる事に依て此の編纂を一層意義あらしめたものと思ふのである。

大正十一年七月三十一日

温泉郡地方研究所長

森 恒太郎識す

温泉郡勢

目次

第一編 總論

第一章 土地

第一節 地理學上の位置	一
第一項 經度	一
第二項 緯度	一
第二節 地勢	一
第一項 山嶽	一
第二項 河川	一
第三項 道路	二
第四項 島嶼	四
第三節 面積	五
第一項 温泉郡面積と縣下各都市面積との比較	五
第二項 郡内各町村面積	五
第三項 帝國總面積に對する郡面積の比較	七
第四節 官有地及民有地	七

第一項	官有地	七	
第二項	民有地	其一 郡	十
第三項	民有地	其二 町村	一一
第四項	町村別官有地民有地段別比較	一〇	
第五節	民有々租地の増減	一一	
第一項	郡	一一	
第二項	町	村	一一
第六節	民有免租地の増減	一一	
第一項	郡	一一	
第二項	町	村	一一
第七節	民有年期地の増減	一一	
第一項	郡	一一	
第二項	町	村	一一
第八節	田畑宅地反當地價平均	一一	
第一項	町村別田畑宅地反當地價平均比較	一一	
第二項	温泉郡と縣下各郡市との反當平均地價の比較	一一	
第九節	面積と民有地との割合	一一	
第一項	面積に對する民有地地目別割合	一一	
第二項	全上國縣郡比較概評	一一	
第三項	町村別民有地と總面積との割合	一一	

第十節	土地と人口	一六
第一項	面積に對する占居人員	一六
第二項	温泉郡人口一人當田畑宅地山林反別	一六
第三項	農用地人口一人當	一六
附 世界各國農用地比較			

第二章 氣象及氣候

第一節	緒言	一七	
第二節	天氣	一七	
第一項	晴天日數	秋冬に多く春夏に少い	一七
第二項	曇天日數	春夏に多く秋冬に少い	一七
第三項	雨天日數	春夏に多く秋冬に少い	一七
第四項	晴曇雨の日數比較	一七	
第五項	三十ヶ年間晴曇雨日	日	一七
第三節	雨量	一七	
第一項	一日降水量の多少に依る降雨日數	一七	
第二項	一時間降水量の多少に依る降雨日數	一七	
第三項	降雨繼續最大日數	一七	
第四節	風	一七	
第一項	風向風速	一七	

第二項 強風	五
第三項 烈風	五
第五節 溫度	五
第一項 空氣の平均溫度	五
第二項 空氣の溫度最高平均	五
第三項 空氣の溫度最低平均	五
第四項 最高極最低極の溫度	五
第五項 平均氷點以下の日數	五
第六項 平均七十七度以上の日數	五
第七項 氷點以下の日數及其初終	五
第八項 九十五度以上の日數及其初終	五
第六節 霜雪	五
第一項 霜	五
第二項 雪	五
第七節 氣象より觀たる屋外勞働不能日數	五
第一項 屋外勞働の能不能判別の標準と農業勞働	五
第二項 三十ヶ年間平均屋外勞働全不能半不能日數	五
第八節 日照時間	五
第一項 三十ヶ年間平均日照時間月別	五
第二項 日照時間と産米の收量	五

第三項 日照時間と麥の收量

第三章 戸口

第一節 大正六年十月一日常住戸口調査	六〇
第一項 調査の概念	六〇
第二項 調査の方法及調査の機關	六〇
第二節 常住戸口	六〇
第一項 郡及町村別常住戸口	六一
第二項 人口の構成	六一
其一 郡	六一
其二 町村	六一
第三項 人口の構成	六二
其一 郡	六二
其二 町村	六二
第四項 一世帯平均人口	六三
第五項 世帯の構成	六三
其一 郡	六三
其二 町村	六三
第六項 世帯の構成	六四
其一 郡	六四
其二 町村	六四
第三節 國勢調査の人口と常住人口との比較	六五
第一項 比較概念	六五
第二項 第一回國勢調査の世帯反人口と温泉郡常住世帯及人口	六六
第四節 出入人口	六六
第一項 町村別出寄留入寄留	六六
第二項 町村別海外在留者	六七
第三項 町村別新領土在留者	六七

第五節 本籍人口

第一項 温泉郡本籍人口累年比較

第二項 町村別本籍人口累年比較

第六節 現住人口

第一項 郡

第二項 町村

第七節 有配偶無配偶

第一項 郡

第二項 町村

第四章 職 業

第一節 世帯より見たる職業

第一項 緒 言

第二項 職業別世帯

第三項 世帯職業に現はれたる專業兼業の割合

第二節 従業人員に依る職業世帯の構成

第一項 従業人員に依る職業別世帯の構成

第二項 同上 批判

第三節 従業人員に依る職業世帯の構成

第一項 従業人員に依る農業世帯の構成

第二項 同上 批判

第三項 従業人員に依る工業世帯の構成

第四項 従業人員に依る商業世帯の構成

第五項 従業人員に依る交通業世帯の構成

第六項 従業人員に依る公務自由業世帯の構成

第七項 従業人員に依る雑業世帯の構成

第四節 従業者及被扶養者

第一項 郡内職業世帯別に依る従業者及被扶養者年齢階級別

第二項 被扶養者の多少と生計の難易

第三項 世帯職業別に見た被扶養者の割合

第四項 年齢級に依て見たる従業者及被扶養者

第五項 職業別に見たる職業活動能率の多少

第五章 住宅及建物

第一節 公用及公衆用並私用建物

第一項 温泉郡内公用及公衆用並私用建物区分

第二項 町村別公用公衆用及私用建物

第二節 住 宅

第一項 職業別住宅坪數階級別

第二項 住宅本家及附屬建物

第三項	温泉郡内住居用建物廣狹區分	一三五
第四項	温泉郡内住宅附屬建物坪數廣狹區分	一三五
第五項	世帯數に依る住宅内容區分	一三八
第六項	住居人員に依る住宅内容區分	一四一
第七項	疊數に依る住宅内容區分	一四一
第八項	自宅 借宅	一四一
第三節	住宅と宅地坪數	一四九

第二編 産 業

第一章 農 業

第一節	所有權より見たる農用地の分配	一五
第一項	田畑所有者の郡内外區別	一五一
第二項	町村内田畑所有地内外區別	一五一
第三項	郡民の郡外に於ける所有田畑と郡外民の郡内に於ける所有田畑との反別比較	一五一
第四項	町村民の町村外に於ける所有田畑と他町村民の町村内に於ける所有田畑との比較	一五九
第五項	郡民所有田畑階級別	一六五
第六項	町村民所有の田畑階級別	一六六
第七項	町村別田畑所有者及常住人口に對する比率	一七四
第八項	民有山林所有者郡内外區分	一七五

第九項	町村内山林反別に對する町村民の所有する山林反別との比較	一七五
第十項	山林所有者階級別	一七七
第二節	耕地整理	一七九
第一項	耕地整理既成地	一七九
第二項	耕地整理施行中の反別	一八四
第三項	一毛作田の二毛作田となりし反別	一八五
第三節	自作 小作	一八五
第一項	緒 言	一八五
第二項	世帯より見たる自作小作	一八六
第三項	郡内田畑自作小作區別	一九三
第四項	町村内に於ける田畑自作小作區別	一九六
第五項	同上町村比較概評	二〇〇
第六項	郡民所有の田畑自作小作區別	二〇一
第七項	町村民所有の田畑自作小作區別	二〇三
第八項	同上町村比較概評	二一五
第九項	郡民の耕作する田畑自作小作の區別	二二七
第十項	各町村民の田畑耕作反別自作小作區別	二二九
第十一項	各町村民の田畑耕作活動力の數量的比較と自作小作の區別批判	二三四
第十二項	町村別田畑平均小作料	二三六
第十三項	田平均小作料と平年收穫米との比較	二三七

第一節 動力

第一項 動力種類及用途區分

第二項 同上比較概評

第二節 電燈

第三節 郡内工場種類別並ニ從事人員
附生產價格

第四節 耕織物

第一項 伊豫耕と企業組織

第二項 製造元及賃織世帯數並に機數

第三項 賃織從事人員專業業區分

第四章 會社及產業組合附農業倉庫

第一節 會社

第二節 產業組合

第一項 產業組合出資額及組合員

第二項 產業組合積立金

第三項 產業組合貯金受託額

第四項 產業組合貯金受入及拂戻高

第五項 產業組合貸付金額

第六項 產業組合購買品種別及金額

第七項 產業組合販賣品種別及金額

第三節 農業倉庫

第一項 農業倉庫と米券倉庫

第二項 農業倉庫棟數及坪數

第三項 入庫米檢查成績

第四項 入庫米檢查成績

第五項 入庫米入出月別

第五章 交通運輸

第一節 鐵道及軌道の驛名並に延長

第二項 鐵道

第二節 各驛乘降人員並に貨物

第一項 鐵道各驛乘降人員

第二項 鐵道貨物各驛發着

第三節 各港出人船舶

第四節 船車

第一項 郡内所有船舶

第二項 車輛種類別

第三項 自轉車數と戸數の割合

第三編 教 育

第一章 小 學 校

第一節 小學校の種類別及學校數	三三七
第二節 學 齡 兒 童	三三七
第一項 學齡兒童數及其の指數並に人口百に對する比例	三三七
第二項 町村別人口百に對する學齡兒童の割合	三三八
第三項 就學の始期に達したる者達せざる者	三五〇
第四項 未だ就學の始期に達せざる學齡兒童累年指數と學級の編成	三五二
第三節 就 學 不 就 學	三五四
第一項 就 學 不 就 學 百 分 比	三五四
第二項 愛媛縣及全國との就學不就學率比較	三六〇
第三項 在學兒童と其の指數並に現住人口百に對する割合	三六〇
第四項 學齡兒童中の盲啞者	三六一
第四節 學級數と收容人員	三六一
第一項 學校數と學級數並に一學級に對する在學兒童	三六二
第二項 學校別學級數と一學級に對する兒童	三六四
第五節 出席兒童數及其の比率	三六四
第一項 兒 童 出 席 步 合	三六四

第二項 兒 童 出 席 月 別	其一	郡	三六九
第三項 兒 童 出 席 月 別	其二	學校別	三七〇
第六節 兒 童 保 健			三八〇
第一項 年齡別體格檢査成績			三八〇
第二項 兒童の強弱			三八三
第七節 學 校 衛 生			三八六
第一項 トラホーム患者	其一	郡	三八六
第二項 トラホーム患者	其二	學校別	三八八
第三項 流行性感冒罹病者			四〇〇
第四項 體操場廣狹比較			四〇六
第八節 卒業生及卒業後の方向			四〇八
第一項 卒業生			四〇八
第二項 尋常科卒業後の方向			四〇九
第三項 高等科卒業又は修業後の方向			四一一
第九節 校舍及校地坪數			四一三
第十節 小 學 校 教 員			四一五
第一項 教 育 資 格			四一五
第二項 小 學 校 教 員 の 待 遇			四一五
第三項 勤 績 年 數			四一六
第四項 結 核 又 は 疑 似 患 者			四一六

第二章 補習學校

- 第一節 實業補習學校學級數及教員……………四二七
- 第二節 實業補習學校在籍者及入學退學……………四二七
- 第三節 在籍者年齡階級別……………四二八
- 第四節 授業日數及出席……………四二二
- 第五節 實業補習學校經費……………四三三

第三章 青年教育

- 第一節 青年團員數……………四二八
- 第二節 青年團員學力程度……………四二八
- 第一項 青年團員學力程度……………四二九
- 第二項 學力程度表に就て……………四二九
- 第三項 職業區分に依る青年の學力程度……………四三二
- 第三節 青年團員身體檢查成績……………四三二
- 第一項 年齡別身體檢查成績……………四三四
- 第二項 年齡別身體檢查成績に對する批判……………四三四
- 第四節 青年團員體格檢查成績……………四三五
- 第一項 職業別に見たる體格檢查成績……………四三七
- 第二項 職業別に現れたる身體檢查成績批判……………四三七

第四章 社會風教

四四一

第五章 宗教附神社

- 第一節 宗旨別寺院教會並宗旨別戶數……………四四三
- 第一項 宗旨別寺院及教會所……………四四三
- 第二項 宗旨別戶數……………四四六
- 第二節 神社……………四四八

第四編 保健及道路

第一章 出生

- 第一節 出生……………四四九
- 第一項 出生率及兩性の比率……………四四九
- 第二項 出生率及兩性の比率……………四五〇
- 第二節 出生と死産……………四五二
- 第一項 出生と死産の割合……………四五二
- 第二項 出生と死産の割合……………四五二

第三節 妊孕年齢と出生率

第一項 妊孕年齢にあり有配者無配者並出生率

第二項 全上比較概評

第四節 出生月別

第一項 出生月別 其一 郡

第二項 出生月別 其二 町村

第二章 死

第一節 死亡と人口の自然増加

第一項 死亡と人口の自然増加 其一 郡

第二項 死亡と人口の自然増加 其二 町村

第二節 死亡者年齢階級別

第一項 五ヶ年平均死亡者年齢階級別

第二項 年齢階級に依る死亡者両性の比率及分節比例に就て

第三項 出生に對する亂兒死亡率

第三節 死亡月別

第一項 死亡月別 其一 郡

第二項 死亡月別 其二 町村

第四節 死亡者平均年齢

第一項 死亡者平均年齢と壽命

第三節 妊孕年齢と出生率

第一項 妊孕年齢にあり有配者無配者並出生率

第二項 全上比較概評

第四節 出生月別

第一項 出生月別 其一 郡

第二項 出生月別 其二 町村

第二章 死

第一節 死亡と人口の自然増加

第一項 死亡と人口の自然増加 其一 郡

第二項 死亡と人口の自然増加 其二 町村

第二節 死亡者年齢階級別

第一項 五ヶ年平均死亡者年齢階級別

第二項 年齢階級に依る死亡者両性の比率及分節比例に就て

第三項 出生に對する亂兒死亡率

第三節 死亡月別

第一項 死亡月別 其一 郡

第二項 死亡月別 其二 町村

第四節 死亡者平均年齢

第一項 死亡者平均年齢と壽命

第二項 郡及各町村に於ける五ヶ年間死亡者平均年齢 四六八

第三項 死亡者平均年齢に現れたる男女両性の比較 四六九

第四項 死亡者平均年齢に現れたる地理的色彩 四七〇

第五節 死亡原因別 四七〇

第一項 死亡原因男女別 温泉郡 四七〇

第二項 全國對温泉郡死因別比率比較 四七三

第三項 死亡者死因年齢階級別 四七四

第四項 町村別死因比較 四八一

第三章 法定傳染病

第一節 法定傳染病累年罹病者及死亡者

第一項 病類別罹病者及死亡者

第二項 全上概評と町村別比較短評

第二節 傳染病罹病者及死亡者比率

第四章 飲料水

第一節 飲料水種類別検査成績

第一項 飲料水の種類別に依る検査成績

第二項 全上種類別比較

第二節 町村別飲料水質試験成績比較

第三節 飲料水専用共用に依る區別…………… 四九〇

 第一項 飲料水専用共用の區別…………… 其一 郡…………… 四九〇

 第二項 飲料水専用共用の區別…………… 其二 町村…………… 四九一

第四節 堀井戸の構造に依る區別と水質…………… 四九五

 第一項 堀井戸の構造に依る區別に就て…………… 四九五

 第二項 井戸側の構造に依る區別…………… 四九六

 第三項 井戸側の完全不完全に依る區別…………… 五〇〇

第五章 衛生機關……………

第一節 保健業務者類別…………… 五〇四

第二節 醫師及産婆の町村の町村別分布並に人口との割合…………… 五〇六

第六章 道 徳……………

第一節 公生子 私生子…………… 五〇七

 第一項 郡…………… 五〇七

 第二項 町村…………… 五〇八

第二節 婚姻離婚…………… 五一〇

 第一項 郡…………… 五一〇

 第二項 町村…………… 五二〇

第五編 財 政

第一章 國稅縣稅及町村稅…………… 五二三

第一節 國 稅…………… 五二三

 第一項 直接國稅種目別累年比較…………… 五二三

 第二項 同上指數に就て…………… 五二四

 第三項 町村別直接國稅負擔額…………… 五二四

第二節 縣 稅…………… 五二七

 第一項 縣稅種目別累年比較…………… 五二七

 第二項 同上指數…………… 五二七

 第三項 町村別縣稅負擔額…………… 五二八

第三節 町 村 稅…………… 五三一

 第一項 町村稅種目別累年比較…………… 五三一

 第二項 同上指數…………… 五三一

 第三項 町村別町村稅負擔額累年比較…………… 五三三

第四節 三 稅 比 較…………… 五三五

 第一項 直接國稅縣稅及町村稅負擔割合…………… 五三五

 第二項 同上負擔割合と指數の比較…………… 五三五

 第三項 公費負擔と代物換算…………… 五三六

第五節 三税負擔の戸口當 五七

第一項 直接國稅戸口當 五七

第二項 縣稅戸口當 五〇

第三項 町村稅戸口當 五三

第四項 負擔總額戸口當 五四

第二章 町村費歲入出 五六

第一節 町村費歲入 五六

第一項 歲入總額累年比較 五六

第二項 町村費歲入費目別 五六

第三項 町村別町村稅と稅外收入との比較 五九

第二節 町村費歲出 五九

第一項 歲出總額累年比較 五九

第二項 歲出戸口當 五三

第三項 歲出費目別 五八

第三章 郡費 五七

第一節 溫泉郡歲入費目別 五七

第二節 溫泉郡歲出費目別 五八

第四章 租稅滯納 五八

第一節 直接國稅滯納金額及人員 五八

第二節 縣稅滯納金額及人員 五〇

第三節 町村稅滯納金額並に人員 五二

温泉郡勢

第一編 總論

第一章 土地

第一節 地理學上の位置

第一項 經度

東經 百三十三度〇〇 (三内村石黒山)

西經 百三十二度二九 (神和村大字津和地西端)

第二項 緯度

南緯 三十三度四一 (坂本村北ヶ嶽)

北緯 三十四度四〇 (北條町大安居嶋)

第二節 地勢

第一項 山嶽

我が温泉郡は其の大部分道後平野に屬し山嶽甚だ多からずして由來山嶽に富める愛媛縣に在ては之を他郡に比して平野の多き部に屬すと雖も郡内町村中全然山嶽を有せざるものは僅に垣生、余土、雄群、素鷲、浮穴、南吉井の數村に過ぎな

い。其の他は大小の山嶽を有せざるはない、今著名の山嶽を掲ぐれば左の如くである。

山名	高度 (海拔米)	所在
皿ヶ嶽	一、三七一	拜志村南境
東三ヶ嶽	一、二三三	北吉井村東境
明神ヶ嶽	一、二一七	湯山村東南境
白濁ヶ嶽	一、二一〇	拜志村南境
北ヶ嶽	一、一五九	湯山村東南境
石ヶ嶽	一、一五四	坂本村南境
龜ヶ城	一、〇五七	三内村東南
高繩山	一、〇五四	拜志村南境
北三方ヶ嶽	九八六	湯山村東南境
大月山	九七七	河野村東北
大月山	九五三	立岩村東南
大月山	九一七	五明村北境
小宮山	五二五	北吉井村東境
御幸寺山	二八二	拜志村東北境
御幸寺山	一六四	興居島中央
御幸寺山		御幸村大字山越

第二項 河川

山嶽部に屬する東及び東南部の分境は恰も分水嶺である故を以て水源地の山嶽深からざれば從て流域の大なるものも無く重信川を以て最とす。概ね常水量甚だ乏しく一朝降雨に際して其の量を増加し動もすれば洪水の被害を來たさしむるの憂あるのであるけれ共、多くは灌漑に利用せられ井堰の設け

頗る多し。今左に河川の重なるものを掲ぐ、

水源	流末	延長
重信川 北吉井村山之内	垣生村大字西垣生ニ至リ海ニ入ル	一〇、〇〇一町
表川 三内村河之内	川上村大字吉久ニ至リ山之内川ト合シ	
井内川 三内村井内	三内村大字則之内ニ至リ表川ト合ス	
林川 拜志村上林	拜志村大字下林ニ至リ重信川ニ合ス	
久谷川 坂本村久谷	伊豫郡原町ニ至リ砥部川ニ合ス	

水源	流末	延長
内川 石手川	北吉井村樋口 湯山村湯山	五、一七町
小野川 立岩村米之野	小野村小屋崎 立岩村米之野	七、二一町
立岩川	立岩村米之野	三、一八町
	石井村大字古川ニ至リ重信川ニ合ス	
	余土村大字余戸ニ至リ重信川ニ合ス	
	余土村大字市之坪ニ至リ石手川ニ合ス	
	北條町大字北條ニ至リ海ニ入ル	

第三項 道路
一、國縣道

道	起點	終點	延長	他、道路ニ屬スル延長	差引純延長	既改修	未改修
第二十四號線	松山市大字一番町	宇摩郡二名村大字余木	二、三、三四、五三、三三	二、七、二一、四二、二二	三、二八、一六、〇〇	六、二八、三九、八	六、二八、三九、八
	松山徳島線	松山市大字一番町	二、七、二一、四二、二二	二、七、二一、四二、二二	三、二八、一六、〇〇	六、二八、三九、八	六、二八、三九、八
	松山丹原線	松山市大字一番町	一、〇、二二、三三、〇	一、〇、二二、三三、〇	二、〇二、三六、三	六、二八、三九、八	六、二八、三九、八
	松山今治線	松山市大字一番町	一、一、二四、〇五、〇	一、一、二四、〇五、〇	一、一、二四、〇五、〇	六、〇七、二四、〇	六、〇七、二四、〇
	松山宮浦線	松山市大字一番町	三、〇、一、三七、〇	三、〇、一、三七、〇	七、四〇、〇	二、二九、五七、〇	二、二九、五七、〇
	堀江三津濱線	温泉郡堀江村	一、二、九、二七、九	一、二、九、二七、九	一、一、三、八、〇	一、一、七、四九、九	一、一、七、四九、九
	三津濱港線	温泉郡三津濱町	二、三、六、八	二、三、六、八	二、〇三、〇	二、三、六、八	二、三、六、八
	三津濱停車場線	温泉郡三津濱町	六、一、八、九	六、一、八、九	四、〇二、八	二、一、六、一	六、一、八、九
	松山高濱港線	松山市大字一番町	二、二、九、五七、〇	二、二、九、五七、〇	二、二、四、一、七	二、二、九、五七、〇	二、二、九、五七、〇
	松山道後線	松山市大字一番町	二、七、二、三、六	二、七、二、三、六	四、三三、六	二、二、五、〇	二、二、五、〇
	松山高知線	高知縣鹿野所在地	一、四、三、三、五五、〇	一、四、三、三、五五、〇	七、三一、六	一、四、二、六、二三、四	六、〇六、〇〇、〇
	松山宇和島線	北宇和郡宇和島町	二、八、二、〇、五〇、九	二、八、二、〇、五〇、九	六、五六、三	二、八、一、三、五、四、六	一、一、七、〇、四、〇
	郡中三津濱線	温泉郡三津濱町	三、〇、八、五三、六	三、〇、八、五三、六	三、三〇、〇	二、一、一、五三、六	一、二、七、五三、六

二、郡道

道	起點	終點	延長	他、道路ニ屬スル延長	差引純延長	既改修	未改修
小田町松山線	上浮穴郡小田町村	松山市大字一番町	一、〇、〇、三、〇、一、五	一、〇、〇、三、〇、一、五	三、二九、二、三、二	六、〇九、三、八、〇	六、〇六、〇、〇
楠河松山線	周桑郡楠河村	松山市大字一番町	一、三、〇、五、二、六、五	一、三、〇、五、二、六、五	一、三、四、八、八	一、二、七、三、七、七	七、〇六、一、八、六
松山垣生線	松山市大字一番町	温泉郡垣生村	二、〇、一、〇、九、三	二、〇、一、〇、九、三	三、〇、四、四、〇	一、〇、六、二、五、三	二、〇、一、〇、九、三
河野今治線	温泉郡河野村	今治市大字本町	七、二、八、五、六、六	七、二、八、五、六、六	一、六、二、一、〇	七、一、二、三、五、六	三、〇、八、五、一、六
柚川松山線	上浮穴郡柚川村	松山市大字一番町	八、一、六、四、三、〇	八、一、六、四、三、〇	四、一、七、一、四、〇	三、三、五、二、九、〇	六、〇六、〇、〇
原町小松線	伊豫郡原町村	周桑郡小松町	一、〇、二、三、二、一、九	一、〇、二、三、二、一、九	七、二、三、二、九、九	二、二、三、五、二、〇	二、二、四、五、二、〇
立岩菊間線	立岩村	全村越智郡界	一、〇、七、一、一、一	一、〇、七、一、一、一	一、〇、七、一、一、一	九、三、四	一、〇、七、一、一、一
北條正岡線	北條町	全町	三、三、〇	三、三、〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
北條野線	北條町	全町	三、一、九、〇、〇	三、一、九、〇、〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇
松山河野線	松山市	河野村	三、一、九、〇、〇	三、一、九、〇、〇	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇
柳原港線	河野村	全村柳原港	二、〇〇	二、〇〇	九、〇〇	七、〇〇	二、〇〇
松山粟井線	松山市	粟井村	二、三、五、〇、〇	二、三、五、〇、〇	三、三、〇	三、三、〇	三、三、〇
堀江港線	堀江村	全村	五、〇〇	五、〇〇	三、三、〇	三、三、〇	三、三、〇
松山興居島線	松山市	興居島村	二、一、三、〇、〇	二、一、三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇
松山陸野線	松山市	陸野村	一、二、二、〇、〇	一、二、二、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇	三、〇、〇
松山西中島線	松山市	西中島村	四、一、五、二、一	四、一、五、二、一	二、三、三、二、一	一、一、〇、四、七	一、一、〇、四、七
松山神和線	松山市	神和村	二、〇、一、〇、二	二、〇、一、〇、二	一、八、〇、二	一、八、〇、二	一、八、〇、二
松山和氣線	松山市	和氣村	一、三、〇、四、二	一、三、〇、四、二	一、三、三、一、二	一、三、三、一、二	一、三、三、一、二
伊達三津濱線	伊達村	三津濱町	一、三、五、四、三	一、三、五、四、三	一、三、五、四、三	一、三、五、四、三	一、三、五、四、三

大正十年十二月三十一日調

起點	終點	延長	他道路ニ屬スル延長	差引純延長	既改修	未改修
和氣村太山寺	高濱港	一、一、三〇〇	一、〇五〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
古三津濱	古三津濱町	五、〇五〇	五、〇五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇五〇
松山古三津線	松山市	一、〇二、三〇〇	三、二〇〇	六、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山垣生線	松山市	一、二八、〇三〇	一、〇五、〇〇〇	二、三三〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山南伊豫線	松山市	一、〇一、〇二〇	一、〇五、〇〇〇	二、三三〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山朝美線	松山市	九、三〇〇	八、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
石手道後湯之町線	道後村石手	一、一、三〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山桑原線	松山市	六、三〇〇	三、〇〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山湯山線	湯山	一、一、〇四〇	一、〇〇〇	一、〇四〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
川中松山線	湯山村川中	三、三〇〇、三五	三、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
浮穴北吉井線	浮穴村	二、二、三〇三	二、二、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
南吉井田窪線	田窪村	四、三〇〇	四、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、三〇〇
窪野浮穴線	坂本村窪野	二、〇八、二八	一、二八、二八	一、二八、二八	一、〇〇〇	六、三〇〇
松山三内線	松山市	四、〇〇、一九	三、三〇、〇〇	二、一九、〇〇	二、一九、〇〇	六、三〇〇

第四項 島 嶼

西北一帯は瀬戸内海に面し海上又大小無数の島嶼あり、村

島 嶼	所屬町村名	周 圍	面積 (方里)
興居島	興居島村	六、二四	〇、五五一
釣島	興居島村	〇、二六	〇、〇三九
睦島	野野村	二、一四	〇、二四七
野忽那島	野野村	二、一七	〇、〇六五

島 嶼	所屬町村名	周 圍	面積 (方里)
中島	東中島村	七、三一	一、三七八
クダ島	西中島村	〇、〇七	〇、〇〇四
怒島	神和村	三、一三	〇、三〇八
二神島	神和村	二、一六	〇、一三六

を形成するもの五ヶ村其の人口一萬九千三百八十九人あり、島嶼の重なるものは左の如くである。

津和地島	神和村	面積 (方里)
津和地島	神和村	三、〇四
由利島	神和村	一、〇二
大安居島	北條町	〇、三三
小安居島	北條町	〇、〇七
鹿島	北條町	〇、二二

第三節 面積

第一項 温泉郡面積と縣下各都市面積との比較

陸軍參謀本部の測量に依る我愛媛縣の總面積は三百六十九方里五〇にして、温泉郡の總面積は四〇方里七七五なれば、縣の總面積に對して我郡の面積割合は一・〇三%である。今縣下各都市別面積は左の如くにして、我温泉郡の占領面積の割合より見れば、我郡は第三位に屬し、縣總面積に對する割合の最も多きは北宇和郡の一四・一二%にして、上浮穴郡の一四・〇三%之に次ぎ、其の次位にあるは即ち我温泉郡である。面積の最少なるは松山市の〇・二六%である。

(表第一) 各都市別面積表

郡 市 名	面積	縣總面積ニ對スル百分比
松山市	〇、二六〇	〇、〇七
宇和島市	二、五三五	〇、六九
今治市	〇、四六八	〇、一三

郡 市 名	面積	縣總面積ニ對スル百分比
温泉市	四〇、七七五	一、〇三
越智郡	二八、六五九	七、七六
新居郡	一九、二九五	五、二二
上野郡	二五、〇〇六	六、七七
伊予郡	三二、二九三	八、七七
喜多郡	五一、八四〇	一四、〇三
西條郡	二一、七七一	五、八九
東條郡	三五、〇三四	九、四八
北條郡	一六、四三三	四、四五
南條郡	二九、六〇〇	八、〇一
計	四九、六四一	一三、四三
	一五、八九〇	四、三〇
	三六九、五〇〇	一〇〇、〇〇

第二項 郡内各町村面積

郡内各町村別に其の面積及郡總面積に對する比率を掲ぐれば左の通りである、而して表中面積の最も大なるは湯山村の四方里一〇八にして、郡面積に對する一〇・〇七%に相當し一割強を占む、三内村の四方里〇二五、北吉井村の三方里九八、川上村の二方里二七九、立岩村の二方里二〇八、拜志村の二方里一七五、坂本村の二方里〇二七の順位にして、何れも二方里以上のものに屬す。又面積の最小なるは道後湯之町の〇・〇一にして、郡總面積に對し僅に〇・〇二五%に相當し實に四千七十八分の一なりとす。次に小なるは三津濱町の〇・〇一

四にして素鷺村の〇、一五五、北條町の〇、一七四、御幸村の〇、一八四の順位なり、而して面積一万里以上のもの總て十ヶ村一万里以下のものは三十四ヶ町村である。

(表第二) 各町村別面積及分節比例

町村	面積	郡面積ニ對スル百分率
東野村	〇、八〇九	一、九八
中野村	〇、三一二	〇、七七
興居島村	〇、五九〇	一、四五
新濱村	〇、三〇三	〇、七四
和氣村	〇、四七三	一、一六
久枝村	〇、三三五	〇、八四
御幸村	〇、一八四	〇、四五
潮見村	〇、四五八	一、一二
堀江村	〇、八三六	二、〇五
伊臺村	〇、八〇七	一、九八
五明村	一、一〇九	二、七二
粟井村	〇、九〇二	二、二一
河北野村	一、八二一	四、四六
正條町	〇、一七四	〇、四二
立岩村	〇、四四三	一、〇八
難波村	二、二〇八	五、四二
淺海村	〇、六一八	一、五一
方積	〇、五一三	一、二六
合計	一、八〇九	一、〇〇〇

第三項 帝國總面積に對する郡面積の比較

我帝國の總面積は四三、七七八方里三九にして、中内地の面積二四、七九四方里三六、臺灣二、三三二方里一〇、樺太二、三九方里九三、朝鮮一四、三二二方里、世界の總面積八、九五、四六二方里に對し、帝國の總面積割合は〇、四八六に對し、實に二百五分の一に相當してゐる。而して我愛媛縣の總面積三百六十九方里五は、帝國の總面積に對し〇、八四四、内地總面積に對しては一、四九%、更に四國四縣の總面積に對しては三、二%二五に相當す。更に又温泉郡總面積四〇方里七七五は帝國總面積の千七十四分の一、内地總面積の六百八十分の一、四國總面積の二十九分の一である。

第四節 官有地及民有地

第一項 官有地

一、温泉郡内官有地種目段別

(表第三) 温泉郡内官有地種目反別 大正九年十二月三十一日

第一種地	第二種地	
	官用地	官用地
御陵墓 傳設地		
神社地		
計	五八三、三二一	五八三、三二一

町村	面積	郡面積ニ對スル百分率
四島村	〇、五七三	一、二四
神津村	〇、六八八	一、六九
三津村	〇、〇四〇	〇、〇八
古津村	〇、二〇七	〇、五二
味生志村	〇、四二三	一、〇四
生石村	〇、四一四	一、〇二
垣生村	〇、二四一	〇、五九
余土村	〇、三三三	〇、八二
雄美村	〇、二二一	〇、五八
朝美村	〇、二八七	〇、七四
道後村	〇、四五六	一、二二
道後湯之町	〇、〇一〇	〇、〇二
湯山村	四、一〇八	一、〇七
桑原村	〇、三九一	〇、九六
素原村	〇、一五五	〇、三八
石井村	〇、五八六	一、四四
久米村	〇、六四五	一、五八
小野村	一、七三五	四、二六
北野村	三、九八〇	九、七六
南吉井	〇、五七〇	一、四〇
浮穴村	〇、三七八	〇、九三
荏原村	〇、九三四	二、二九
坂本村	二、〇二七	四、九二
拜志村	二、一七五	五、三三
三上村	二、二七九	五、五九
三内村	四、〇二五	九、八七
合計	四〇、七七五	一〇〇、〇〇

第四種地	第三種地	
	計	野
宅地		四二四
田		
畑		〇、一三
沼地		一五八、二二二
荒蕪地		八二、一一一
墓地		三三、九〇八
寄洲		三、八一四
其他		六、六〇八
計	二八五、三〇〇	
寺地		六九八、一一三
其他		六九八、一一三
計	一〇、五四〇、〇〇七	
野		二二、一〇六、八一
合計		三二、一〇六、八一

前表に依れば官有地反別中國有林に屬するもの一千五十四町七歩にして其の大部分を占め、第四種地の官有地合計に對して八七・〇六%對一二・九四%である。故に國有林野を除いて之を見れば第四種地を第一位とし、第一種地を第二位とし、第三種地を第三位とし、第二種地に至つては皆無である。之を要するに國有林野を除いては、寺地社地其の大部分に屬して、第三種沼地荒蕪地墓地等の僅々二十八町餘歩の存するのみである、而して國有林野は唯拜志二内の二ヶ村に存在するのみである。

二、町村別官有種目反別

(表第四) 町村別官有地種目反別

種目	第一種地	第二種地	第三種地	第四種地	國有林野	計
味古三神四東陸興新和久御潮堀伊五栗河正立離茂	二七、二二六		五、一〇八	一、三三三		三三、七二六
津濱	六、七二〇		一九、八二二			二六、六〇二
三津	一〇、七二三		一、〇〇〇			一一、七二三
神和島	二四、六一五		五、二〇九	四、〇〇〇		三三、六二四
東中島	二四、六〇六		一、四二二	三、七一一		二九、七三九
陸野島	八、五一三		五、二〇九	一、七二七		一五、〇四九
興居島	三、一五		一、四二二	二、二二三		六、九〇二
新濱	五一、四〇二		一、四二二	三七、六一五		八九、〇一七
和氣枝	七、三〇五		一、二四	四、三〇四		一二、八〇三
久幸	六、八二四		八、四〇六	五六、七二一		七二、〇二一
御見	二二、六〇三		一一、二四	七、三二二		二九、九一五
潮江	二二、四二二		一一、二七、三三三	三、七二三		一四二、五〇八
堀江	五、一六		二、二五	一、六二二		三〇、二一七
伊明	一、二〇八		二、二五	二、一一〇		一四、五一
五井	一一、二二六		九、八〇六	一、九二八		二六、二二一
栗野	一四、四一七		二、〇五	一、九二八		一四、五一
河北條	七、二〇六		五、一六	二、二二四		一四、五〇六
正岡	一三、七〇四		四、二七	四五四、九一一		四六八、六一五
立岩	九、七二〇		四、二七	七、三〇七		一一、八二六
離波	二、二六			一、六一九		三、八八五
茂海						九、五〇三

種目	第一種地	第二種地	第三種地	第四種地	國有林野	計
生石	一一、七〇九			一、二二八		一二、九三七
垣生	三、八二四			七、七〇七		一一、五三一
余土	四、六〇二					四、六〇二
雄群	二、二〇〇		二、七二〇			四、九二〇
朝美	一七、一一八		二二、八〇六	一七、七二二		五七、六四六
道後	四四、〇一九		四八、五二五			九二、六四四
道湯	一三、三二九		三、一九			一三、五四八
湯山	二二、六二二		四、八一一			二七、四三三
桑原	一七、九一七		一〇〇七	一八、九一六		三六、八三四
素井	一四、六一六		三、三二七	七、九〇八		二五、八二八
石井	二一、六〇六		一〇〇七	四、三三二		二六、九四五
久米	二一、六〇六		三、三二七	七、九〇八		二六、九四五
小野	一四、四〇六		二、一一六	三、一〇九		一七、五二五
北吉井	二六、六〇一		二、一一六	九、七〇六		三八、四一三
南吉井	一九、九〇一		四、八一	六、六〇四		二六、五〇五
浮穴	四、二二〇		四、八一	六、六〇四		一〇、四三四
荏原	一四、六一六					一四、六一六
坂本	四、一〇一					四、一〇一
拜志	一〇、八〇八		一、〇〇〇	八、三〇六	四、六〇一、七二三	二一、七〇六
三上	一四、三二七		一、〇〇〇	七、二二九	五、九三八、二一四	二九、二二一
三内	二一、二一六			八、〇〇五		二九、二二一

第二項 民有地 其一部

(表第五) 温泉郡内民有地々目反別及地價

民有地租免		民有地租々		別	地	價	總反別ニ對スル千分比例
計	計	計	計				
公立學校敷地	二五八、五二五	田	一〇四、八四一、三〇五	反		四、二五二、八七五、〇七〇	二五九・六九
鄉村社地	二〇、六一五	畑	三二、九八五、三〇七	地		三二四、七六四、七二〇	八一・七一
墳墓地	七三四、四一三	宅地	九、〇一〇、三〇八			一、一六二、六五六、五一〇	二二・三三
溜池	四、四四三、〇〇五	山林	一九五、九六九、七一五			六六、七〇〇、二四〇	四八五・四一
保安林	五二、九九六、六〇三	雜種地	一、〇〇四、三〇〇			三五四、一一〇	二・四九
鐵道及枕	三三四、八〇七		一三九、八二九			二五四、九八〇	三五
道用地	二五七、〇一三		二四九、一〇三			三七二、一八〇	六二
用水路堤	二一〇、二二七		三四四、二〇〇、〇〇七			五、八〇七、九七七、八〇〇	八五二・五九
塘及井濠							
其ノ他公用							
及公衆用地							
計	五九、二五五、四一八						一四六・七八

民有地租免		民有地租々		別	地	價	總反別ニ對スル千分比例
計	計	計	計				
荒地	一三三、九〇七	輕地	三、三三三	反			
新開地及耕地	一七、五〇六	開墾地		地			
整理新開地		開拓地					
造林地		地目變換地					
計	一五二、四一三	價據地					
		耕地整理地					
		價據地					
		地租輕減地					
計	三、三三三	計	三、三三三				
		計	二五五、七〇五				
計	四〇三、七一一、二〇〇	計	五、八〇八、〇四七、三四〇				一、〇〇〇、〇〇〇

本表の示すが如く民有地總反別に對し、有租地の割合は八五・二六%であつて、免租地の割合は一四・六八%年期地の割合は〇・〇六%である。之を帝國内地に於ける民有地の割合有租地八二・九二%、免租地五・六〇%、免租年期地一・四八%なるに比すると、我郡の有租地及免租地高率にして年期地甚だ低率である、内地の其れより免租地の高率なるは、我郡

に於ける保安林及溜池等の面積甚だ多きに依るのである。又、年期地の甚だ低率なるは水害等の爲め被害の程度が他の地方に比して少なきと、一つは埋立地等重なる年期地の少なきに依るのである。

第三項 民有地 其二 町村

一、民有々租地種目段別及地價

二、民有免租地段別 (表第七) 民有免租地

大正九年十二月三十一日

村名	公立學校敷地	社	地	墓	地	溜	池	保安	林	軌道	道	用	地	及	塘	及	井	溝	其他	公用	地	及	合	計
淺海村	三、八〇九				一、四〇三		一〇八、一〇六	八〇、六〇七										一〇〇					三、〇〇九	三、〇〇九
立岩村	三、〇一〇				二、四二五		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	三、〇一〇
正岡村	三、〇一〇				一、六二七		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	三、〇一〇
北條町	六、三二五				三、三二四		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	六、三二五
河北野村	一〇、一三三				一、〇一〇		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	一〇、一三三
粟井村	六、三二五				三、三二四		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	六、三二五
五明村	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九
伊江村	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九
潮見村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
御幸村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
久氣村	六、三二五				三、三二四		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	六、三二五
和氣村	六、三二五				三、三二四		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	六、三二五
新濱村	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九
興居村	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九
野島村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
東中島村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
西中島村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
神和村	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九
三津濱町	四、六二九				一、三三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇〇〇	四、六二九

村名	公立學校敷地	社	地	墓	地	溜	池	保安	林	軌道	道	用	地	及	塘	及	井	溝	其他	公用	地	及	合	計
古三津村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
味生村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
生石村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
垣生村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
余土村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
雄群村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
朝美村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
道後湯ノ町	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
湯山村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
桑原村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
素鷺村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
石井村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
久米村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
小野村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
北吉井村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
南吉井村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
浮穴村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
荏原村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
坂本村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
拜志村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
川上村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
三内村	一、〇三三				一、〇三三		一〇九、九七九	一三、五〇三										九、三三三					一、〇三三	一、〇三三
合計	三、八五五	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	三、八五五

第四項 町村別官有地民有地反別比較
(表第九) 町村別官有地民有地反別及其割合

町村	官有地		民有地		割合	
	面積	反別	面積	反別	官有地	民有地
淺海村	九,五〇三	〇・一四九	六,六六三	〇・一四九	〇・一四九	〇・一四九
難波村	一,八二六	〇・一八六	七,一八六	〇・一八六	〇・一八六	〇・一八六
立岩村	四六八,六一五	一四,一一三	四,四五一	〇・三二九	〇・三二九	〇・三二九
正岡村	一四,五〇六	一,一五〇	二,三五〇	〇・一〇〇	〇・一〇〇	〇・一〇〇
北條村	二六,二二一	一,五五七	一,五五七	〇・一七九	〇・一七九	〇・一七九
河野村	一四,五一一	六,六七八	六,六七八	〇・二二九	〇・二二九	〇・二二九
粟井村	三,一一五	八,〇三五	八,〇三五	〇・四九九	〇・四九九	〇・四九九
五明村	三〇,二一七	四,九七〇	四,九七〇	〇・一八九	〇・一八九	〇・一八九
伊豆村	一四二,五〇八	六,三九八	六,三九八	〇・一八九	〇・一八九	〇・一八九
堀江村	二九,九一五	四,六七二	四,六七二	〇・一五九	〇・一五九	〇・一五九
潮見村	七二,〇二一	二,二二二	二,二二二	〇・三〇九	〇・三〇九	〇・三〇九
御幸村	一一,八〇三	四,三九二	四,三九二	〇・三七九	〇・三七九	〇・三七九
久枝村	八九,〇一七	五,一七三	五,一七三	〇・六九九	〇・六九九	〇・六九九
和氣村	三,七一五	四,二七五	四,二七五	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九
新濱村	一五,五〇九	七,三二七	七,三二七	〇・一七九	〇・一七九	〇・一七九
興居島村	六,九〇二	四,〇六二	四,〇六二	〇・一七九	〇・一七九	〇・一七九
磯野村	二八,六〇六	七,九三七	七,九三七	〇・三六九	〇・三六九	〇・三六九
東中島村	二二,一一五	八,三六五	八,三六五	〇・二八九	〇・二八九	〇・二八九
西中島村	一一,七一一	六,八五七	六,八五七	〇・一七九	〇・一七九	〇・一七九

町村	官有地		民有地		割合	
	面積	反別	面積	反別	官有地	民有地
三津濱町	二六,六〇二	五〇五,九一一	二,六〇一	〇・五〇〇	〇・五〇〇	〇・五〇〇
古三津村	三三,七二六	五,七八四	一,一三三	〇・五八九	〇・五八九	〇・五八九
味生村	一一,九〇七	五,六二七	八,一三三	〇・二七九	〇・二七九	〇・二七九
生石村	七,六〇〇	二,八二七	八,二二九	〇・二七九	〇・二七九	〇・二七九
垣生村	七,三二二	四,〇四四	二,〇二八	〇・一八九	〇・一八九	〇・一八九
余土村	二,六〇八	三,一三八	〇・二二八	〇・〇八九	〇・〇八九	〇・〇八九
雄群村	三九,九二四	三,六六五	九,一四四	一・〇八九	一・〇八九	一・〇八九
朝美村	一〇,三二六	五,〇四四	一,一一一	二・一四九	二・一四九	二・一四九
道後湯之町	一六,五一八	一〇,三三三	四,一八五	〇・六二〇	〇・六二〇	〇・六二〇
湯山村	二二,六二二	四〇,三七七	九,二二二	〇・六九九	〇・六九九	〇・六九九
桑原村	三六,九〇三	四,五六三	八,〇〇九	〇・八〇九	〇・八〇九	〇・八〇九
素鷲村	六〇三	一,八三八	八,〇〇四	〇・三九九	〇・三九九	〇・三九九
石井村	二二,六〇一	七,二九二	一,一五五	〇・三二九	〇・三二九	〇・三二九
久米村	二五,八二八	八,三九五	一,一一一	〇・三九九	〇・三九九	〇・三九九
小野村	一七,五一五	二〇,一二七	二,一七二	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九
北吉井村	三八,四二二	四三,二〇二	五,二九九	〇・九九九	〇・九九九	〇・九九九
南吉井村	二六,五〇五	六,四三八	二,二九九	〇・四一九	〇・四一九	〇・四一九
浮穴村	九,一〇一	三,九九九	六,六一九	〇・二九九	〇・二九九	〇・二九九
荏原村	一四,六一六	一〇,七三七	六,一三三	〇・一四九	〇・一四九	〇・一四九
坂本村	一一,四〇七	一四,一一〇	七,二二八	〇・〇九九	〇・〇九九	〇・〇九九
拜志村	四,六一六	一六,六五七	八,二二八	〇・一七九	〇・一七九	〇・一七九
川上村	二一,七〇六	一九,三三三	八,二二六	〇・一一九	〇・一一九	〇・一一九
三内村	五,九六七	四一,五〇一	四,二二四	〇・二五七	〇・二五七	〇・二五七
合計	一一,一〇六,八一	四〇三,七一一	二,〇〇八,一〇九	二・一九七	二・一九七	二・一九七

表に依て見れば官有地反別の最も多いのは、三内村の五百九十六町七反五畝五歩、次は拜志村の四百六十一町六反四畝十四歩、立岩村の四十六町八反六畝十五歩と云ふ順位で、其の他十町歩以上のものは僅かに堀江道後の二村あるのみで、他は十町歩以下の僅少に属し北條町古三津村は共に官有地皆無である。

又民有地反別の最も多きは北吉井村の四千三百二十町二反五畝二十九歩、次は三内、湯山、小野、川上、拜志、河野、坂本、立岩、荏原の順位にして、以上何れも千町歩以上に属し最少なるは道後湯之町の十町三反四畝歩、三津濱町の五十町五反九畝十一歩にして、百町歩以下に属するものである。百町歩以上五百町歩以下のもの正岡村外十五ヶ村、五百町歩以上千町歩以下のもの淺海村外十五ヶ村である。

要するに山林面積を有する山間部に概して多く平坦部に概して少く、故に面積を多く有するは山林なることを知るに足る。

(表第一〇) 民有々租地々目反別及地價並に其増減

地目	大正四年十二月三十一日		大正九年十二月三十一日		増減
	反別	地價	反別	地價	
田	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0

官有地と民有地との町村別割合を見ると特に高率なるは、拜志村道後湯之町三内村の一町二ヶ村である。其の中道後湯之町の官有地一三・八〇なるは、民有租面積の少きがため其の比率を増大せしめたもので、拜志三内の高率なるは國有林野の面積多きに依るのである、拜志村に属する國有林野は四百六十町一反七畝二十三歩、三内村は五百九十三町八反二畝十四歩である。

第五節 民有々租地の増減

第一項 郡

一、大正四年全九年民有々租地増減比較

地目	大正四年十二月三十一日		大正九年十二月三十一日		増		減	
	反別	地價	反別	地價	反別	地價	反別	地價
畑	3,908,928	3,910,200	3,908,928	3,910,200				
宅地	8,924,377	1,159,000	9,010,000	1,121,000	5,533,100	1,000,000		
山林	3,068,923	6,999,000	1,999,975	6,600,000	1,121,000			3,998,000
原野	108,133	3,899,000	100,000	3,899,000				
池沼	100,000	20,000	100,000	20,000				
雑種地	3,900,000	3,900,000	3,900,000	3,900,000				
計	23,908,928	23,908,928	23,908,928	23,908,928	8,711,000	1,551,000		

二、段別増減の理由

前表に依て見ると民有々租地の合計に於ては大正四年に比し大正九年は減少となつて居る、其の減少反別は實に一千五百三十七町一反七歩と云ふ大面積の減少である、抑々斯くの如く大面積の減少したるは何が爲めであらうか、地目別に見ると田と宅地の反別僅かに増加して其の他は盡く減少を示し、中にも山林反別は一千四百七十一町九反九畝七歩を減少して其の最多に屬するものである、次に畑の百八町三反六畝十一歩と云ふが如く、増加反別よりも之等減少反別の多き結果、斯の如く合計に於て大面積を減少したのである、

山林の斯くも減少したのは大正四年以後其の多くが保安林に編入せられ免租地となつた結果である、我縣下に於ける河川が屢々汎濫して其の害を招致せしむるに至つたのは、山林濫伐の結果が土砂の流出となりて尙將來の被害を増加するの形勢にあるを以て、我が縣は其の對策を確立し保安林編入の必要を認めたるに依るのである。畑反別の減少は其の一部が田若しくは宅地に變換せられたるものもあるも、其の大部分は從來の切畑畑が山林に轉換せられた結果である。

原野及雑種地の減少は開墾其他に依り土地利用の向上に依るのである。

田反別の増加は開墾又は畑地の變換に依ると、又耕地整理の結果であつて、糧食需要の増加に依る現象と見るべきである。

宅地の増加は人口増加と工場の新設に依る結果である。

三、地價増減の理由

又民有々租地の地價を見ると大正四年に比し九年は其の合計に於て八百七十二圓三十二錢を増加して居る。其の額僅少なりとは云へ段別に於て減少したるに拘らず地價の増加したるは何が爲めであらうか、要するに減少したる反別が甚だ多きも其の地價が低廉にして加はりたる反別は少きも、其の價格の高率なるに依る結果である。

反別に於て最多の減少率を示した山林の如き其の反別は多きにして地價の減少は僅に二千七百九十八圓六錢である。

畑は其の反別減少の多き第二位に屬するものであるけれども、其の地價に於ては却て之を増加し各地目中増加の最高率に屬するものである。反別に於て百八町余歩を減少した畑が

何故に地價五千五百三十四圓二十八錢を増加したか一見不可解に似たれど、畑の減少した大部分が地價の低廉なる切換畑であつて、新に畑となつた開墾地の如き、出の夫に比すれば地價の幾倍するものであつた結果に依るのである。宅地は畑に次で其の地價を増加したものである、之が反別をも増加して居るから數的自然の結果である。田に至りては其の地價五千六十五圓十五錢を減少し、減少中の最多なるものである。

畑地の夫に反して田反別は四十六町七反六畝を増加しながら其の地價を減少したるは、甚だ不可解に似たれど田反別の多くが耕地整理の結果に依るものとして地價の増加を見ざるのみでなく、新たに田となりし畑若しくは山林等は其の地價低きに拘らず良田の道路、敷地、宅地、校地等に變じたるものが出が地價段當上遙かに高率なる結果反別に増加して地價に減少したるものである。

第二項 町村

一、町村別民有々租地反別

(表第一)

町村別民有夕租地反別増減比較

町村	大正四年十二月三十一日		大正九年十二月三十一日		増	減
	面積	坪数	面積	坪数		
淺海	三、八〇九、六〇一	六、四五六、七〇二	六、八七三、八〇九	二、六四七、一〇一		
立岩	一六、二五八、一一八	一〇、一八五、三二一	一〇、一八五、三二一	一七、八一		六、〇七二、七二七
正岡	四、三〇二、二二〇	四、三〇六、五〇一	二、一六六、八〇四	四、二一一		一、〇〇三
河北	二、一六七、八〇七	一四、五八九、〇二六	一四、五八九、〇二六			六四三、五一三
河野	一五、二二二、六〇九	六、三七〇、一一三	六、三七〇、一一三	一、三二五		八、六二八
粟井	六、三六八、七二八	七、九九四、〇〇九	七、九九四、〇〇九			
五明	八、〇〇二、七〇七	四、九一三、五〇六	四、九一三、五〇六			
伊蓋	四、八九二、六二九	六、一八九、二〇一	六、一八九、二〇一			
堀江	六、一七一、六二九	四、五五三、四一〇	四、五五三、四一〇			
御見	四、五四八、六一三	二、〇九二、二二七	二、〇九二、二二七			
幸枝	二、〇九八、九一〇	四、一五二、八〇一	四、一五二、八〇一			
久氣	四、一五一、四二五	四、九四一、五二六	四、九四一、五二六			
和氣	四、九四八、一一九	四、一一一、二二一	四、一一一、二二一			
新演	四、一三六、三二九	六、〇五五、一一一	三、九二三、〇二五	七、九〇一		一五、一〇八
興居	六、〇四七、二二〇	三、九二三、〇二五	三、九二三、〇二五			二、六〇四
臨野	三、九二五、六二九	七、六九二、三〇三	七、六九二、三〇三			
東島	七、六九一、四二四	七、七四四、五二九	七、七四四、五二九			二、三、九一八
四中	七、七六八、五一七	六、三三六、四一九	六、三三六、四一九			
神島	六、三三六、四〇二	四、四四一、六一九	四、四四一、六一九			一、三三四
三津	二、五五〇、九一九	二、五六九、七〇〇	二、五六九、七〇〇			
古津						

町村	大正四年十二月三十一日		大正九年十二月三十一日		増	減
	面積	坪数	面積	坪数		
味生	五、七二二、八〇九	五、七二二、八〇九	五、七二二、八〇九			四、四一五
生石	五、五四三、二〇四	五、五四三、二〇四	五、五四三、二〇四			
石生	二、八〇四、二二〇	二、八〇四、九一六	二、八〇四、九一六			
余土	三、八一八、一〇六	三、九九〇、四二八	三、九九〇、四二八			
雄群	三、〇二九、四〇八	三、〇六八、八〇九	三、〇六八、八〇九			
朝美	三、五三三、六二四	三、五二九、二〇一	三、五二九、二〇一			
道後	四、七三〇、八二九	四、四八二、九〇三	四、四八二、九〇三			二四七、九二六
湯山	一〇〇、八二四	一〇〇、五一〇	一〇〇、五一〇			三、三四
桑原	四〇、二五三、九〇二	三〇、四七四、五二一	三〇、四七四、五二一			九七七九、三一
桑原	四、三六一、一一一	四、四三二、一一七	四、四三二、一一七			七、〇一六
桑原	一、八一〇、五二五	一、八〇六、六二七	一、八〇六、六二七			三、八二八
桑原	七、二二五、八二三	七、一八八、三二七	七、一八八、三二七			六二、五〇四
石井	八、〇〇五、九一一	八、〇一一、〇二九	八、〇一一、〇二九			五、一一八
久米	一九、五三三、五二一	一九、五三七、四一九	一九、五三七、四一九			三、八二八
小野	九、三九〇、六〇九	九、四〇四、一二四	九、四〇四、一二四			一三、五一五
北吉	六、二三五、六一七	六、二二七、二二〇	六、二二七、二二〇			一、六〇三
南吉	三、九〇九、八〇〇	三、九一九、四二一	三、九一九、四二一			九、六二一
浮穴	一〇、一四四、四一一	一〇、一三七、九〇八	一〇、一三七、九〇八			六、五〇三
荏原	一三、九九五、五一一	一四、〇〇二、四〇〇	一四、〇〇二、四〇〇			六、八一九
坂本	一六、三四四、三〇九	一六、三六一、九〇〇	一六、三六一、九〇〇			一七、五二二
拜志	一九、〇八二、九二八	一七、四二二、〇〇二	一七、四二二、〇〇二			一、六六〇、九二六
川上	四一、三八〇、九〇七	四一、三五三、三一	四一、三五三、三一			二七、五二六
三川	三九五、五七一、〇一五	三四四、二〇〇、〇〇七	三四四、二〇〇、〇〇七			一五、三七一、〇〇八
合計						

二、町村別民有々租地の増減趨勢

前表に依て大正四年と大正九年を比較して郡内町村別に民有々租地の増減趨勢を窺ふに、五年間に於て増加を示したるは淺海村外二十四ヶ村である。減少に属するものは三津濱町外二町十六ヶ村である。其の中に於て増加の多きものは淺海村の二百六十四町七反一畝歩を第一とし、余土村の十七町二反三畝二十一歩、桑原村の七町一反十五歩、石井村の六町二反五畝四歩、雄群村の三町九反四畝一步の順序である。淺海村の増加反別が格外に大なるは大字萩原を立岩村より分離して、淺海村に編入した結果である。余土、桑原、石井、雄群の各村は耕地整理の結果反別増加を招致したのであつて、其の他のものは開墾等に依るものであるが、増加の大部分は整理に依ることが極めて明瞭である。

減少に属するものは湯山村の九百七十七町九反三畝十歩を第一とし、立岩村の六百七町二反七畝二十七歩、川上村の六百六十六町九畝二十六歩、河野村の六十四町三反五畝十四歩、道後村の二十四町七反九畝二十六歩、三内村の二町七反五畝二十六歩、西中島村の二町三反九畝十八歩、云ふ順序である。之等減少の重なる原因は上記各村を通じて保安林編入の結果である。立岩村は一部萩原を割いて淺海村に編入した

町村	大正四年	大正九年	増減
三内村	七、六〇三	七、六〇三	〇
川上村	三、五〇〇	三、五〇〇	〇
拜志村	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
坂本村	三、一〇〇	三、一〇〇	〇
荏原村	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇
浮穴村	二、九〇〇	二、九〇〇	〇
南吉井村	二、八〇〇	二、八〇〇	〇
北吉井村	二、七〇〇	二、七〇〇	〇
小野村	二、六〇〇	二、六〇〇	〇
久米村	二、五〇〇	二、五〇〇	〇
石井村	二、四〇〇	二、四〇〇	〇
桑原村	二、三〇〇	二、三〇〇	〇
湯山村	二、二〇〇	二、二〇〇	〇
道後湯之町	二、一〇〇	二、一〇〇	〇
道後村	二、〇〇〇	二、〇〇〇	〇
朝美村	一、九〇〇	一、九〇〇	〇
雄群村	一、八〇〇	一、八〇〇	〇
余土村	一、七〇〇	一、七〇〇	〇
垣生村	一、六〇〇	一、六〇〇	〇
生石村	一、五〇〇	一、五〇〇	〇
味生村	一、四〇〇	一、四〇〇	〇
古三津村	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
三津濱町	一、二〇〇	一、二〇〇	〇
神和村	一、一〇〇	一、一〇〇	〇
四島村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
東中島村	九〇〇	九〇〇	〇
隨野村	八〇〇	八〇〇	〇
合計	七、六〇三	七、六〇三	〇

一理由が加はつてゐるのである。之に依て増減趨勢を大観すれば、耕地整理の結果に於て反別を増加し、保安林編入の結果に於て減少して居るのである。

三、町村別田畑宅地の増減趨勢 (表第十二) 大正四年と大正九年との比較増減反別

町村	田		畑		宅地	
	増	減	増	減	増	減
淺海村	1,264	0	3,335	0	1,103	0
離波村	10,112	0	2,200	0	1,010	0
立岩村	0	1,500	0	1,010	0	0
正岡村	0	1,100	0	0	0	0
北條町	0	1,100	0	0	0	0
河野村	0	1,100	0	0	0	0
栗井村	0	1,100	0	0	0	0
五明村	0	1,100	0	0	0	0
伊蓋村	0	1,100	0	0	0	0
堀江村	0	1,100	0	0	0	0
潮見村	0	1,100	0	0	0	0
御幸村	0	1,100	0	0	0	0
久枝村	0	1,100	0	0	0	0
和氣村	0	1,100	0	0	0	0
新濱村	0	1,100	0	0	0	0
奥居島村	0	1,100	0	0	0	0

大正四年と大正九年とを比較して田反別の増減趨勢を考察すれば、田反別の増加に属するものは淺海村外二十四ヶ村にして、其の中増加反別の多きは余土村の十八町五反六畝二十一歩を最とし、淺海村の十六町九反十一歩、石井村の七町三反二畝三歩、新濱村の六町四反二十三歩、浮穴村の五町七反八畝八歩の順位にして、何れも五町歩以上に属し、五町歩以下一町歩以上を増加したるものは河野村外十三ヶ村である。之等増加に属するものは淺海村を別として他は耕地整理の結果に依るもの多く變換又は開墾に依るものもあれど夫は極めて僅少なりと推測し得るのである。淺海村は既に述べた如く大字萩原を立岩村より割いて編入した結果である。

田反別の減少に属するものは立岩村外一町十四ヶ村である、更に増減なきものは三津濱町、道後湯之町及垣生村の三ヶ町村である。減少に属するものの中立岩村の十九町五反二十九歩を最とし、三内村の二町九反四畝二十四歩、川上村の二町五反七畝二十九歩の順位である。其の他は一町歩以下の減少に属するものである。立岩村の斯くも多數の減少を招致したるは、主として大字萩原の分離に依るも、尙道路、敷地の擴張に依るのである。三内、川上に至りては水害のため年俵地となりたる結果である。其の他の減少は種々其の理由を異にす

るものあれど、概ね宅地道路等の擴張に依る結果と推知せらるるのである。

増加と減少の割合は郡を通じて増加反別七十五町六反十二歩、減少反別二十八町八反四畝十一歩であつて、七二・三八%に對する二七・六二%の割合である。故に郡全體より見れば増加の趨勢にあるも、其の多くが耕地整理に依るものであつて、宅地又は道路の擴張に依る田反別の減少しつつある趨勢は其の裏面の消息を窺ふに足るものである。

畑に就いて之を見れば増加に屬するもの淺海村外二十四ヶ村である。其の中増加の重なるものは淺海村の二十二町三反五畝二十五歩を最とし、古三津村の十六町五反九畝一步、和氣村の十五町一反二十四歩、小野村の十四町一反八畝十九歩、桑原村の十二町二反五畝二十歩、道後村の十一町八反四畝二十八歩、荏原村の十町四反三畝十七歩の順位で何れも十町歩以上の増加である。又五町歩以上十町歩以下を増加したもの興居島、潮見の二ヶ村である。一町歩以上五町歩以下を増加したのは難波村外八ヶ村である。一町歩以下の増加は河野村外六ヶ村である。増加の理由を大観すると其の多くが山林を有する町村であつて、而も果樹園藝の盛んなる地方に多く増加してゐるのは開墾の結果に依ることが肯定し得らるる

換せられたのであつて、之は既に植樹林と成てゐたものを整理したと云ふに過ぎないから、公簿上の反別は甚だしき多數の減少であるけれども、事實上於ては夫れだけの減少とは云へない、畑が田に變換せられたものも利用上から見て向上である、唯道路、敷地及宅地の増加に依るものが減少に屬するものであるけれど、耕作地としての減少に過ぎないのである、之に反し畑反別の増加したるものは、郡全體に於て田反別の増加よりも遙に大にして山林よりも更に利用の大なる畑に開墾して、果樹園藝等の甚だ盛んに行はれつつあるを考ふる時は、我郡に於ける畑反別の減少は必ずしも減少に非ずして、實質的に於て却つて増加の趨勢にあるものと云ふことが妥當ではあるまいか。

次に宅地反別に就て見ると其の増加に屬するもの淺海村外三町十七ヶ村である、其の減少に屬するものは難波村外二十ヶ村であつて、二十一に對する二十三ヶ村の割合である、増加に屬する重なるものは余土村の四町一反六畝十九歩を最とし、淺海村の一町四反二畝四歩、雄群村の一町二反九畝十歩、三津濱町の一町一畝二十四歩であつて、何れも一町歩以上の増加である。一町歩以下五反歩以上の増加は北吉井、道後の二ヶ村であつて、其の他二町十二ヶ村は五反歩以下の

のである。尙淺海村の特別なる増加は先にも述べた大字萩原の編入に依る。次に畑の減少に屬するもの立岩村外十八ヶ村である。其中減少の重なるものは川上村の百十六町三畝十三歩を最とし、立岩村の百五町四反七畝二十一步、三内村の十三町九畝十六歩が著しいもので、其の他は五町歩以下一町歩以上の減少に屬するもの湯山村外一町四ヶ村である。一町以下の減少に屬するもの北條町外一町八ヶ村である。之等減少に屬する重なるものは切換畑の地目を變換して山林となした結果である。川上、立岩、三内、湯山等即ち夫である。立岩村は夫に加へて大字萩原の分離が原因を成してゐる、其の他の減少は各町村共僅少であつて、或は耕地整理に依り田となりしもの又は道路、敷地及宅地の増加に依るものと推定せらるるのである。

大正四年と全九年を比較して畑反別の増加は郡總計に於て百四十五町一反十歩である。全減少二百五十三町四反六畝二十一步である、三六・四一、に對する六三・五九%の割合であつて、差引百八町三反六畝十一歩を減少してゐるのである。此の減少趨勢は町村別に見ると、増加に屬する町村多く、減少に屬するもの尠ない、即ち二十五に對する十九ヶ町村である。而して減少反別の重なるものが切換畑を山林に變

増加である。淺海村の増加は大字萩原の編入さし結果の外は、何等異動は無い、余土村の増加が最多なるは、戸數の増加にも原因すれど、一つは耕地整理の結果が齎したのも其の理由と認めらるる、其の他の町村は戸數の増加及工場新設等の結果に依るものにして、雄群、三津濱町等市街地及其の附近に於て増加の趨勢にあるのである、北吉井の如きは横河原停車場附近の膨張に依るものと見るべくして、其の増加の趨勢は盡く膨張の特殊理由を有する町村に顯れて居る、宅地の減少に屬するものの中重なるものは立岩村の一町四反一畝二十四歩である、之は大字萩原の分離した結果で何等理由はない、其の他は一町歩以下の減少であつて、就中久枝村の七反四畝二十五歩、拜志村の七反二畝十七歩が減少の多きものに屬して居る。思ふに増加の町村よりも減少の町村が多く、而して其の減少に屬するものが純農村であつて、其の増加が町若しくは市街の附近か又は交通關係に依りて稍商業地化せんとする町村に屬して居るのは頗る注目し得る處である。

宅地反別の大正四年と全九年とを比較して増加せしもの郡を通じて十一町六反三畝歩、其の減少せしもの七町五畝歩である、即ち六二・二六に對する三七・七四%である、其の差

引の結果が四町五反七畝十歩を増加しておる、而して今後宅地増加の趨勢は果して此の比率を以て進むべく肯定せらるるであらうか、思ふに減少しつつある農村に於ても人口の増加は過去五ヶ年間に於ける宅地減少の割合に其の減少を持続すべくとは肯定し得られない、之に反して増加の率は工場其他の新設に依て益々高率となるべき理由が存して居るから、或は今後の宅地に於ける増減趨勢は益々増加の高率を豫想せねばならぬことと思考せらるるのである。

第六節 民有免租地の増減

第一項 郡

一、民有免租地反別増減比較

(表第十三) 大正四年と大正九年との免租地増減比較

	大正四年	大正九年	増	減
公立學校敷地	三、五九〇	二、八五五	二、〇三五	
郷村社地	一、九〇五	一、〇六五	一、〇四〇	
墳墓地	七、〇〇六	七、〇〇六		
溜池	四、七〇八	四、七〇八		
保安林	五、一五五	五、三九九	二、八三四	七、八三三
鐵道及軌道用地	三、〇七五	三、〇七五		
用悪水路堤塘及井濠	二、九七五	二、九七五		
其他公用及公衆用地	一、七三七	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、七〇一
計	四三、三八一	五九、二五五	一五、八七四	一、八〇一

二、全上増減の趨勢
 大正四年と大正九年との一月一日現在に於ける民有免租地反別を比較すれば、前表の如く千五百八十七町二反八畝二十五歩を増加して居る、之が種目別内容を見れば溜池並に用悪水路堤塘及井濠の二種に於ては減少を示し、其他の種目は増加である。中にも保安林に於て千五百八十三町六反九畝二十八歩を増加し、免租地増加反別の九九・七八%が保安林増加に依てある。斯くも保安林の増加したるは前第五節一項に於て述べし如く、治水対策上若しくは風致及魚業等の必要より保安林に編入したるもの多きが爲めの増加である。夫故此の増加は有租地をして夫れだけ減少せしめたのである。保安林を取り除いては其の増加は殆んど云ふに足りない、其他の公衆用地の僅かに三町七反、墳墓地の一町五反三畝十七歩、公立學校敷地の一町二反六畝四歩等で、之等は文化發達並に人口増加等の結果が招來したものである。減少に屬するものも極めて僅少で、溜池の二町七反八畝三歩、用悪水路の二反七畝二歩であつて、土地利用の進歩に基づく結果である。之を要するに著しき保安林の増加の外は、格別之れと云ふ特種の理由は發見し得られないのである。

第二項 町 村

一、町村別民有免租地反別増減比較
 (表第十四) 町村別民有免租地反別増減比較

町村	免租地反別		増	減
	大正四年十二月三十一日	大正九年十二月三十一日		
淺海村	一九七四	一〇、七六六	一五、〇一〇	
離波村	三七八六	三、九三三	一、〇四七	
立岩村	〇、〇一〇	三、〇六三	三、〇五三	
正岡村	一、七〇一	一、五八一	一、〇六	
北條村	一、三三三	一、〇九〇	一、二四三	
河北村	一、三三三	一、〇九〇	一、二四三	
河野村	一、三三三	一、〇九〇	一、二四三	
栗井村	四、一〇〇	三、七〇〇	四、四〇〇	
五明村	五、三三三	五、〇〇〇	五、三〇〇	
伊達村	一、〇一〇	一、〇一〇		
堀江村	一、〇一〇	一、〇一〇		
潮見村	一、〇一〇	一、〇一〇		
御幸村	一、〇一〇	一、〇一〇		
久枝村	一、〇一〇	一、〇一〇		
和氣村	一、〇一〇	一、〇一〇		
新濱村	一、〇一〇	一、〇一〇		
興居島村	一、〇一〇	一、〇一〇		
野村	一、〇一〇	一、〇一〇		
東中島村	一、〇一〇	一、〇一〇		
西中島村	一、〇一〇	一、〇一〇		
神和村	一、〇一〇	一、〇一〇		

町村	大正四年十二月三十一日	大正九年十二月三十一日	増	減
三津濱町	五、〇七五	六、一三三	一、〇五八	
古三津村	三、七三五	三、一〇一	六、二三四	
味生村	六、五九	八、五三	一、九三四	
生石村	三、九三	三、九三		
垣生村	六、一〇	六、一〇		
余土村	三、一〇	三、一〇		
雄群村	六、五五	六、五五		
朝美村	三、五〇	三、五〇		
道後湯之町	二、三三	二、三三		
湯山村	一〇〇、三三	九、八〇〇	九、〇〇〇	
桑原村	一、三三	一、三三		
素霧村	九、〇〇	九、〇〇		
石井村	一、〇一	一、〇一		
久米村	五、七五	五、七五		
小野村	五、九七	五、九七		
北吉井村	三、七五	三、七五		
南吉井村	一、六〇	一、六〇		
浮穴村	五、七五	五、七五		
荏原村	五、九七	五、九七		
坂本村	一、三三	一、三三		
拜志村	二、九七	二、九七		
川上村	三、三三	三、三三		
三内村	二、三三	二、三三		
合計	四三、三八一	五九、二五五	一五、八七四	一、八〇一

二、全上増減の趨勢

前表に依り町村別に民有免租地の増減趨勢を見るに、増加に屬するもの淺海村外二町二十五ヶ村にして、減少に屬するもの興居島村外六ヶ村あり。更に増減なきもの潮見村外一町七ヶ村である。増加に屬する重なるものは、湯山村の九百七十九町三反六畝歩、立岩村の三百四十六町六反八畝六歩、川上村の百六十二町七反九畝歩、河野村の六十四町六反一畝七歩、道後村の二十九町八反五畝十三歩にして、其の他は北吉井村の一町三反三畝九歩を重なるものとして一町以下の僅少なる増加に屬す。而して湯山、立岩、川上、河野、道後等の各村が斯くも多數の免租地を増加したるは全く保安林編入反別の多きに依るのである。

(表 第一五) 民有年租地反別増減比較

年	免租地		租地		輕地		租地		合計
	荒	整理新開地	計	低價地	開墾地	開拓地	計		
大正四年	一三四、三〇〇	一七、五〇六	一五一、八〇六	三、三三二			三、三三二	一五五、〇二八	
大正九年	二三四、九〇七	一七、五〇六	二五二、四一三	三、三三二			三、三三二	二五五、七〇五	

此の表に依つて見れば民有年租地反別は大正四年に比して全九年の反別僅かに十町六畝七歩を増加してゐるのみである。而して免租年租地の中荒地の増加したるもの十町六畝七歩

次に減少に屬する重なるものは、西中島村の二町九反九畝二歩、素鷺村の一町七段三畝十八歩にして其他は極めて僅少の減少である。西中島村の比較的減少反別の多いのは溜池が減少し、素鷺村は保安林が解放せられた結果で、其他は反別の僅少なるだけ著しき理由の存するものはない、増加の反別大なるに比して減少反別の少ないのは保安林編入と云ふ特別のもの、存するが爲めである。其他に免租地として著しき増減を生ずべき事情のものが無いのである。唯公立學校敷地及公衆用地は甚だ多からざれ共増加の趨勢にあるのである。

第七節 民有年租地の増減

第一項 郡

(十二月末日現在)

第二項 町 村

一、町村別民有年租地反別増減

(表 第十六) 年租地反別及其増減比較

町 村	年 租 地		比 較
	大正四年十二月三十一日	大正九年十二月三十一日	
難波村	三三三、五〇八	三三三、五〇八	同
立岩村	三、一〇二	三、一〇二	同
正岡村	三、三二五	三、三二五	同
北條町	二、二二四	二、二二四	同
河野村	三、一一八	三、一一八	同
栗井村	一四、八一六	一四、八一六	同
新居島村	八〇七	八〇七	同
東中島村	二、二二九	二、二二九	同
西中島村	二、二二〇	二、二二〇	同
余土村	一、二七〇	一、二七〇	同
湯山村	一、二二八	八、八〇九	七、五八一
石井村	九二九	九二九	同
久米村	二、三三三	二、三三三	同
北吉井村	四、〇二二	四、〇二二	同
南吉井村	四、〇二二	四、〇二二	同
浮穴村	一、六〇九	一、六〇九	同
荏原村	一、〇二三	一、〇二三	同
拜志村	六二八	六二八	同
川上村	二、三三三	五七、三〇四	五五、〇七一
三内村	七、二〇〇	三、六一九	三、八八一
合計	一五五、〇二八	二五五、七〇五	一〇〇、六〇七

(備考 淺海村外二十二ヶ町村ハ兩年度共年租地皆無ニ付表中之ヲ除ク)

にして、新開地及耕地整理新開地に於ては増減なく、輕租年租地に於て低價地も更に増減なし、獨り荒地の増加したるは水害の結果に依る。

二、全上増減趨勢

前表に掲げたる數字に依つて町村別に年租地の増減趨勢を見るに増加に屬するもの栗井村外八ヶ村にして、減少に屬するもの皆無である。又年租地の存在すれども更に増減なきもの北條町外十一ヶ村である。其他の二町二十一ヶ村は年租地を更に有せず、而して年租地の増加したる重なるものは川上村の三町三反六畝歩、浮穴村の二町八反五畝二十一歩、三内村の二町四反四畝十九歩、湯山村の七反五畝二十一歩等であつて、其の他は極めて僅少である。之等數村に於て年租地の増加したのは荒地の増加に依るのである。前にも述べた如く全く河川の汎濫に依つて水害を蒙りたる結果である。

第八節 田畑宅地段當地價平均

第一項 町村別田畑宅地段當地價平均比較

一、田畑宅地段當地價平均

(表第十七)

	田	畑	宅地
淺津村	三九、二九〇	八、四二〇	一八一、二五〇
難波村	四一、〇七〇	一一、二三〇	六七、七二〇
立岩村	三〇、四五〇	七、八五〇	八一、五七〇
正岡村	四一、四〇〇	一六、二六〇	一一三、二〇〇
北條町	四七、八二〇	一四、八四〇	一五八、九一〇
河野村	四二、七八〇	一三、二六〇	一一九、四一〇
栗井村	三八、一四〇	一三、〇二〇	一〇五、六四〇
五明村	二六、八二〇	八、五二〇	七二、〇五〇
伊蓋村	三七、六九〇	一〇、一六〇	八五、一八〇
潮江村	三八、六九〇	一一、五五〇	八三、八八〇
潮見村	四四、二九〇	一四、七七〇	一八〇、九二〇
御幸村	四六、二二〇	一七、三一〇	一四七、三二〇
久枝村	四六、〇三〇	一一、〇一〇	一一三、七四〇
和氣村	四〇、三二〇	一一、八四〇	一一三、七四〇
新濱村	二八、一八〇	八、六九〇	一三九、一〇〇
興居島村	二二、七六〇	九、三四〇	九七、五四〇
睦野村	二二、三二〇	九、二六〇	八一、五五〇
東中島村	二二、七九〇	一〇、二〇〇	一〇六、二一〇
西中島村	二二、五五〇	九、七九〇	八九、五九〇
神和村	一八、〇〇〇	七、六〇〇	八二、八二〇
三津濱町	三四、八四〇	一〇、三五〇	四七四、六八〇
古三津村	五〇、二八〇	一一、六八〇	一四四、九九〇

二、全上比較概評

前表に依つて見れば田地價に於て温泉郡の段當地價平均額四十圓五十六錢以上にあるものは北條町外十九ヶ村である。其以下にあるものは三津濱町外二十二ヶ村であつて、道後湯之町は田皆無である。平均額の最も高きは朝美村の五十七圓二十三錢で、次は道後湯之町の五十三圓八十四錢、古三津村の五十圓二十八錢の順位で、五十圓以上に屬するものである。四十圓以上五十圓以下のものは北條町、味生、御幸、久枝、雄群の各村である。又平均額の低きものは神和村の十八圓を最とし、興居島、睦野、東中島、西中島、五明の五ヶ村は何れも三十圓以下の低率に屬するものである。

畑の段當平均地價が温泉郡の平均九圓八十五錢以上にあるものは北條町外二町二十八ヶ村であつて、其以下にあるものは素海村外十二ヶ村である、其中平均額の高率に屬するものは素鷺村の二十二圓〇九錢、道後湯之町の二十一圓四十一錢、久枝村の二十一圓〇一錢余土村の二十圓〇二錢が二十圓以上に屬するものである。二十圓以下十圓以上にあるものは正岡、御幸、味生、生石、久米、石井、南吉井、浮穴の八ヶ村であ

味生村	四九、四六〇	一五、〇二〇	一一五、八五〇
生石村	三九、九四〇	一八、九五〇	一一二、二三〇
垣生村	四二、五九〇	一一、三九〇	一一六、八四〇
余土村	四〇、三〇〇	二〇、〇二〇	一三二、五五〇
雄群村	四六、二四〇	三〇、一七〇	一三八、八九〇
朝美村	五七、二三〇	一六、五六〇	一三一、四四〇
道後湯之町	五三、八四〇	一〇、六四〇	一五四、七一〇
湯山村	三〇、〇三〇	二一、四一〇	三〇四、九七〇
桑原村	四三、三〇〇	三、七三〇	七八、五六〇
素鷺村	四二、一二〇	一一、〇三〇	一一三、〇〇〇
石井村	四一、一五〇	一一、〇九〇	一六九、四九〇
久米村	四一、〇五〇	一五、八四〇	一一四、四四〇
小野村	三九、九九〇	一七、四二〇	一一三、一九〇
北吉井村	二九、二九〇	一一、九五〇	一一一、一七〇
南吉井村	四一、二四〇	八、一二〇	九九、八八〇
浮穴村	三九、九四〇	一六、五八〇	一一三、二六〇
荏原村	三五、〇三〇	一六、〇八〇	一一四、二八〇
坂本村	四〇、〇一〇	一一、六九〇	一〇八、四一〇
拜志村	四二、七六〇	七、五二〇	八六、九八〇
川上村	四二、三〇〇	一三、二八〇	九七、四二〇
三内村	三一、六六〇	八、一三〇	一〇八、二六〇
平均	四〇、五六〇	三、九八〇	八四、一一〇
		九、八五〇	一一九、〇四〇

る。又平均額の低率なるは湯山村の三圓七十三錢、三内村の三圓九十八錢等である。

宅地の段當平均地價に於て郡の平均百二十九圓〇四錢以上にあるものは、北條町外二町十ヶ村である。郡平均以下にあるものは淺海村外三十ヶ村である。宅地價の平均率最も高いのは三津濱町の四百七十四圓六十八錢、道後、湯之町の三百四圓九十七錢之に亞ぐ、此の二町は市街地としての特種事情の爲め他に比して格外の高率である。其他に至ると淺海村の百八十一圓二十五錢を高率として潮見、素鷺、北條、道後の一町四ヶ村が百五十圓以上のものである。又各村村中其最も低率なるは難波村の六十七圓七十二錢之に次で、五明村の七十二圓五錢、湯山村の七十八圓五十六錢、睦野村八十一圓五十五錢、立岩村八十一圓五十七錢等の順位であつて百圓以下の平均地價は總て十四ヶ村である。

第二項 温泉郡と縣下各都市との段當平均地價の比較

(表第十八) 各都市別地價段當平均比較

郡市	田	畑	宅地
温泉郡	四〇、五六〇	九、八五〇	一一九、〇四〇
越智郡	三六、三二〇	一一、四一〇	一一二、九四〇
周桑郡	三七、六三〇	六、五三〇	一一三、〇二〇
新居郡	三九、二二〇	一一、二六〇	一一二、〇三〇
宇摩郡	三七、九〇〇	八、五五〇	一〇八、三九〇
上浮穴郡	二〇、八二〇	二、三九〇	七三、四六〇
伊豫郡	四〇、一六〇	七、五三〇	一一三、九八〇
喜多郡	三〇、三八〇	一〇、四八〇	一〇七、六五〇
西宇和郡	三〇、〇一〇	一〇、四九〇	一二六、七一〇
東宇和郡	三四、三四〇	六、〇九〇	九五、八六〇
北宇和郡	三七、一二〇	七、八七〇	一三七、九四〇
南宇和郡	二九、二一〇	八、四六〇	八七、六五〇
松山市	五二、四一〇	二二、一四〇	五五四、四八〇
愛媛縣	三七、〇五〇	七、八七〇	一二八、七二〇

備考 本表は今治及宇和島市勢實施前に付今治市は越智郡に宇和島市は北宇和郡中に算入す

之に依つて見れば田地價の我愛媛縣段當平均三十七圓五錢以上のものは松山市と温泉、周桑、新居、宇摩、伊豫、北宇和の一市六郡である。爾餘の六郡は平均以下である。各都市中松山市の五十二圓四十一錢を最とし、我温泉郡は第二位に居る、最も低率なるは上浮穴郡の二十圓八十二錢である。

畑の地價平均率に於ては縣の七圓八十七錢以上にあるものは松山市及温泉、越智、新居、宇摩、喜多、西宇和、南宇和の一市七郡である。北宇和郡は縣平均率に等しく、爾餘の四郡は平均以下である。各都市中高率なるは松山市の二十三圓十四錢であつて、我温泉郡は第六位である。最低率に屬するは上浮穴郡の二圓三十九錢である。

宅地の平均地價は縣の平均額百二十八圓七十二錢以上にあるもの松山市と温泉、北宇和の一市二郡である。爾餘の十郡は平均以下である。各都市中其の最も高きは松山市の五百五十四圓四十八錢であつて、其最も低きは上浮穴郡の七十三圓四十六錢である。我温泉郡は第三位に居る。

第九節 面積と民有地との割合

第一項 面積に對する民有地々目別割合

(表第十九) 面積に對する民有地々目別割合

種別	温泉郡				愛媛縣				全國			
	田	畑	宅地	計	田	畑	宅地	計	田	畑	宅地	計
有地	一六・五三	八・四〇	七・六〇	二六・五三	一一・四五	六・四〇	一〇・〇〇	二七・九五	一六・五三	八・四〇	七・六〇	二六・五三
租地	一・四二	一・〇五	一・〇〇	三・四七	一・〇五	一・〇〇	一・〇〇	三・〇五	一・四二	一・〇五	一・〇〇	三・四七
地計	一八・〇〇	九・四五	八・六〇	三〇・九五	一二・五〇	七・四〇	二・〇〇	三〇・九〇	一八・〇〇	九・四五	八・六〇	三〇・九五
免租地	九・三四	四・四三	二・七〇	一六・五〇	四・四三	二・七〇	一六・五〇	一六・五〇	九・三四	四・四三	二・七〇	一六・五〇
免租年期地	〇・〇四	一・二八	五・五〇	六・五二	一・二八	五・五〇	六・五二	六・五二	〇・〇四	一・二八	五・五〇	六・五二
合計	六三・六六	六五・一一	四七・六〇	一七六・三七	六三・六六	六五・一一	四七・六〇	一七六・三七	六三・六六	六五・一一	四七・六〇	一七六・三七

第二項 全上國縣郡比較概評

前項の第十九號表に就て見れば温泉郡の總面積に對して民有地の總割合は六三・六六にして、愛媛縣の六五・一一%に比すれば我郡の民有地割合は一・四五%低く、更に全國の四七・六〇%に比すれば一六・〇六%高く、而して種目別内容に就て之を見るときは、有租地に於て愛媛縣の割合最も高く、之に比して我郡の割合稍低く、全國の割合に至つては甚だ低く、免租地に於ては我郡の割合最も高く、愛媛縣之に亞き全國又之に亞いで其の差の頗る大なるものは、保安林

溜池等の全國に比して郡縣共に多きに依るのである。年期地に至つては我郡の割合最も低くして、愛媛縣之に亞ぎ、全國の割合格別に高し、思ふに新開地理立等の我郡縣共に少きに依るものと推せらる。

尙進んで有租地中地目別に之を比較すれば山林は縣の割合最も高く、我郡之に亞ぎ、全國の割合更に低いのである。田の割合は我が郡最も高く、縣及全國之に亞ぎ、我郡が其比率の縣國に對して格外に高きは水田利用の優越の地歩を占むるものと云ふべく、畑は縣の割合最も高く、全國之に亞ぎ、我郡最も低し、宅地は我郡最も高く、縣國之に亞ぐ、原野及牧場は全國最も高く、郡縣之に亞ぐ、其他雜種地は全國最も高く、縣郡之に亞ぐ。

又有租地の地目別に之を横觀すれば郡縣國共に山林の割合最も多くして、田は我が郡並に全國は第二位にあれど縣は畑第二位にあり、畑は郡及國共に第三位にあれど縣は田が第三位である。宅地は郡縣共に第四位にあれど全國は原野及牧場が第四位である。原野及牧場郡縣共に第五位にありて、全國は雜種地が第五位である。其他の雜種地は郡縣共に末位であるが全國は宅地である。

第三項 町村別民有地と總面積との割合

(表第二〇) 總面積に對する民有地割合

味生村	古三津村	三津濱町	神和村	西中島村	東中島村	睦野村	興居島村	新濱村	和氣村	久枝村	御幸村	湖見村	堀江村	伊壺村	五明村	栗井村	河野村	北條町	正岡村	立岩村	難波村	淺海村
八七・九三	八〇・八〇	八一・三三	六四・〇九	九三・八七	六三・〇九	八三・七三	七九・八五	九〇・七四	七〇・三二	八四・三一	七七・三二	六五・六〇	四一・一五	三九・六〇	四六・五九	四七・六一	五五・二九	八六・八五	六四・六一	四一・〇九	七四・七八	八三・五二
合	計	内	川	拜	坂	荏	浮	南	北	小	久	石	桑	湯	道	道	朝	雄	余	垣	生	石
六三・六六	六六・三〇	五四・五四	四九・二五	四四・八〇	四四・八〇	七三・九二	六八・〇三	七二・六三	六九・七九	七四・五九	八三・六九	八〇・〇二	七六・二八	七五・〇五	六六・四九	六六・四九	七一・一三	八二・一三	九一・三〇	七八・三三	七五・四五	八七・四一

第十節 土地と人口

第一項 面積に對する占居人員

味生村	古三津村	三津濱町	神和村	西中島村	東中島村	睦野村	興居島村	新濱村	和氣村	久枝村	御幸村	湖見村	堀江村	伊壺村	五明村	栗井村	河野村	北條町	正岡村	立岩村	難波村	淺海村
七・八三三	八・九二三	二五・一七五	六・一二一	六・〇〇二	五・八三四	七・四八四	八・六〇七	一五・八四一	七・二〇一	一〇・一二八	九・〇三八	四・三九五	四・三四七	一・六八五	一・〇八四	三・六四四	二・一九一	二五・二九三	五・〇七七	一・一七二	三・三九八	三・三八二
温	三	川	拜	坂	荏	浮	南	北	小	久	石	桑	湯	道	道	朝	雄	余	垣	生	石	温
三・六五六	〇・九二〇	二・四一二	一・三三〇	一・一二〇	四・一四一	七・六五三	五・九四七	〇・九三六	二・三八六	六・三二七	七・六七四	二九・五〇三	五・三二七	〇・七二四	一・八六、二〇〇	八・〇〇四	九・三九七	一六・一五四	八・三一六	一三・〇五四	七・八六五	三・六五六

(表第二二) 温泉郡人口一人當田畑宅地山林反別

和氣村	久枝村	御幸村	湖見村	堀江村	伊壺村	五明村	栗井村	河野村	北條町	正岡村	立岩村	難波村	淺海村
八〇四	九二一	八〇七	八二二	六二二	八〇二	六二八	七一八	七一〇	三三三	一〇二二	八〇一	一〇二二	五〇五
二一六	〇二〇	〇一九	二〇〇	二二六	三〇二	七二九	一一三	一一六	〇一七	一一五	三〇五	二〇五	三一八
〇二〇	〇一九	〇一八	〇二一	〇一七	〇一九	〇二二	〇二二	〇二〇	〇二二	〇二三	〇二一	〇二二	〇一六
四〇四	一一一	三一	一〇四	七二〇	二、四一〇	五、〇二五	九〇六	二、七〇〇	〇一三	六二二	二、七二二	一、九〇七	二、七二八

本表の末欄温泉郡の一方里に對する占居人員を観ると、三千六百五十六人である。愛媛縣の二千八百三十三人に比すれば温泉郡は人口の密度高きに屬して居る、然れ共市を別として縣下各郡中西宇和、越智の二郡は我温泉郡よりも高率である。又帝國内地の占居人員は二千二百四十五人である。

郡内各町村の内容は表示の如くにして三津濱町の二十五萬

五千七百七十五人、道後湯之町の十八萬六千二百人が格外に密度の高きもので、其他一萬以上の密度にあるものは素鷺、雄群、新濱、垣生、久枝の一町五ヶ村である。又密度の最も稀薄にして一千人以下にあるものは湯山、三内、北吉井の三ヶ村である。此内容に就いて見れば地理的關係が人口の密度を支配して居ることの理由を明かに示してゐるのである。

朝美村	雄群村	余土村	垣生村	生石村	味生村	古三津村	三津濱町	神和村	西中島村	東中島村	睦野村	興居島村	新濱村
八・一六	七・一八	一一・二〇	六・一八	一、一一九	一、〇一一	七・一三	〇〇・二	〇一五	二、二六	二、〇三	〇一七	〇二〇	一〇・三
一一三	〇〇八	〇〇九	一一三	一一一	一一〇	三〇九	〇〇二	六一一	五〇二	五〇八	四二七	四二二	一一二
〇二二	〇二二	〇二八	〇一九	〇二三	〇二三	〇一四	〇〇九	〇〇九	〇一九	〇一九	〇一一	〇一一	〇〇九
二、二二	〇〇五	〇〇四	〇〇四	二、二八	四、二二	一、二二	一、	七、二六	一、七二六	八、〇五	一、〇二九	六、〇一	五、一六

村名	田	畑	宅地	山林
道後湯之町	六〇五	一〇二	〇一四	四一八
湯山村	五二七	〇〇六	〇一〇	九〇〇
桑原村	一一一	五二九	〇一七	九〇〇
桑原村	一一一	二〇七	〇二八	六二八
桑原村	三二七	〇〇二	〇一〇	〇〇〇
石井村	四〇一	〇一七	〇二二	〇一八
久米村	一三〇	〇二六	〇二二	四二一
小野村	一〇三	二三四	〇二二	三三〇
北吉井村	七二二	二二〇	〇二〇	一、三一七
南吉井村	一、二二九	一一八	〇二七	〇〇七

生産の要素たる土地の内に於て、農業生産に利用せらるべき田畑山林が人口一人當り幾何あるかは、我郡内に於ける需給關係若くは勞力關係を考察するの好資料である。本表は即ち此目的を以て作製されたものであつて、表中郡の平均を見るとき一人當り田七畝一步畑二畝六歩、山林一段三畝四歩に相當する、尙宅地一人當り幾何なるかを考察することが住居問題としての保險乃至社會問題研究の基礎的數字の一部であることに依つて、本表中之を加ふることとした、郡の平均に於ては即ち人口一人當り宅地十八坪に相當するのである、表中末欄に愛媛縣及全國の數字を表示して對照に便ならしむ、

村名	田	畑	宅地	山林
浮穴村	一、二〇一	〇一一	〇二二	〇二二
荏原村	一一六	一一八	〇二四	一、一〇八
坂本村	八二四	三〇〇	〇二二	四、九〇四
拜志村	一、三一七	一〇〇	〇二七	四、一〇七
川上村	九一一	二〇三	〇二一	一、九二二
三内村	一、一〇八	九〇四	〇二七	八、九二九
温泉郡	七〇一	二〇六	〇二七	一、三〇四
愛媛縣	四〇四	五一九	〇一五	一、八二五
全國	五〇三	四〇九	〇二〇	一、四〇三

町村別内容を比較すると田一人當りの最も高率なるは石井村の一段四畝一步、次は拜志、久米、南吉井、荏原、余土村等の順位であつて、郡の平均以上なるもの二十八ヶ村である。又低率に屬するものは道後湯之町の皆無なるを除き、三津濱の二合を最少として神和、睦野、興居島等甚だ低率であつて、郡平均以下の町村は三町十三ヶ村である。此數字に依て更に一步を進めて、米の需給關係を考慮すると我郡の平均收穫より觀れば一人當り四畝歩の田を有する町村は其町村内の米の消費量を満たすに足るのである。一段歩二石六斗の收穫米として、四畝歩には一石四升、一日二合八勺の消費を充たすの

足るのである。されば此表に依て觀ると四畝歩以下の町村は道後湯之町、三津濱、北條の三町と新濱、興居島、睦野、東中島、西中島、神和の六ヶ村は生産米の消費に不足を訴ふる町村である、其他の三十五ヶ村は消費に餘裕ある町村であることが推知せらるゝのである、のみならず其餘裕即ち供給量の多少が此數字を基礎として算定し得らるゝものである、次に畑内容に就いて觀れば郡平均二畝六歩以上に相當するもの淺海村外十五ヶ村であつて、三内村の九畝四歩を最とし、五明の七畝二十九歩、神和の六畝十一歩、湯山の五畝二十九歩等であつて、概ね山麓部乃至島嶼部の各町村に高率なるは地理的自然の現象として首肯し得らるゝのである、又郡平均以下にあるもの難波村外三町二十四ヶ村である。三津濱、素鷲村の共に二歩を最低として道後湯之町、雄群、余土、之に亞ぎ十歩以下にある町村である。然れ共高率に屬する三内、湯山等は其一部が切換畑として山林に利用せらるゝものあり、又低率なる素鷲、雄群、余土等は二毛作地として田の利用せらるゝもの多きを以て、畑作收穫の需給關係は此數字に依て易く判斷し得られざるもののである。

次に山林に在つては郡平均一反三畝四歩以上にあるもの淺海外十三ヶ村、其以下にあるもの正岡村外二十九ヶ村である、其内最も高率なるは湯山村の九畝八歩を最として三内村五明村、坂本村、拜志村等である。宅地の郡平均十八坪以上にある町村は難波外三十ヶ村、其以下にあるもの淺海村外十二ヶ村である。其中最も高きは余土村、桑原村の二十八坪を最とし南吉井村、拜志村、三内村之に亞いで居る。又其低率なるは三津濱、新濱、神和村の各九坪を最とし道後湯之町、素鷲之に亞ぐ。尙本編第五章第三節の住宅と宅地坪數との表示を参照して以て保險乃至社會問題の考察資料とせられんことを望む。

第三項 農用地人口一人當

附世界各國農用地比較

前項に於て温泉郡町村別田畑段別人口一人當りの數字を示したが、農用地としての田畑合計は郡平均九畝九歩に相當する、然れ共之を愛媛縣の其れに比較すると縣は九畝二十三歩にして、我郡の農用地田畑段別より十四歩多く、又全國の其れに比すれば三歩少く、田畑段別の人口一人當り比較は斯くの如くであるが、更に帝國統計年鑑に掲ぐる世界各國の農用地人口一人當り比較を觀ると左の如くである、而しながら歐米諸國は農用地として牧場の廣く之に含むが故に、我國の一人當りを見るに田畑のみならず牧場及原野を加へて算出したる

ものであるから其心をして見ねばならぬ、我郡内には牧場無く又原野面積も僅か三十五町歩に過ぎないのであるから一人當面積は田畑の其れに僅々二歩餘を加ふるに過ぎないのであることに依つて我郡の農用地面積が如何に少なきかを考察するに足るのである。

日 本	一、二二五	地 理 地 理 地 理	六、六〇八
英 國	三、二二三	佛 蘭 西	九、四二六
獨 逸	五、四二三	北 米 合 衆 國	二一、四二八
伊 太 利	六、二〇四	歐 洲 露 西 亞	二二、三二六

第二章 氣象及氣候

第一節 緒 言

自然界の太氣現象を氣象と云ふのであつて、其の氣象なるものは雨となり風となり變化常ならぬものである、けれども其の現象を數字に表示して三十年五十年百年と永い時間を経過した多數量に付て之を見る時は、畧一定式變化が知り得らるゝのである。即ち之れが氣候である故に氣象の研究に依つて氣候が判明して來る、此の氣象や氣候が或は農作園藝山林養蠶乃至水産等吾人の産業計劃に深き交渉を以て居る事は言ふまでもない、其他治水航海乃至保健等にも尠からぬ關係を

以てゐて、廣く言へば大氣中に生存してをる吾人は氣象氣候の支配を免るゝ事は出來ぬので、之れが變化の状態を知る事は生活上必要事たる事言ふまでもない。

氣象や氣候も地理上の位置に依つて相違してをるものなる事は謂はずとも明である、同じ温泉郡内に於ても山岳部と平坦部沿岸部に其の現象を異にしてをるのである、されば地理的位置の區分によりて調査するの必要がある。されど此の調査を爲すには氣象學上の専門的知識を要し、又精密なる機械設備が必要で其の上に永い時間を費さねばならぬのであるから其の費用と勞力も少々にては出來ない、從て郡内各町村に於て之れが調査をなすと云ふが如き到底企及し得ない事である。幸に我郡内の中央とも云ふべき位置に松山測候所があつて、創立以來三十年と云ふ永い時間繼續しての調査が出來てをるから此の數字を藉り來つて茲に掲記する事とする。

第二節 天 氣

第一項 晴天日數 秋冬に多く春夏に少い

明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間に於ける各年次別晴天日數は平均二百二十四日半である、即ち一年二百六十五日に對しては百分の六一・五一の割合となる、各年次中に於て尤も晴天の多かつたのが明治二十七年と同三十三年との各

二百六十日である、之に反し晴天の尤も少いのが明治四十三年の百七十四日、大正六年の百七十九日である、此の最多最少の差は八十六日である。

次に三十ヶ年間の晴天日數を月別に平均して何月が尤も多いかと云ふと、十二月の二十二日が最多で、十一月の二十一日七分、八月の二十一日六分、一月の二十一日三分、十月の二十日四分と云ふ順序である、又晴天の尤も少いのは七月の七日一分と、五月の七日二分と、四月の七日三分、六月の十一日三分と云ふ順序である、之を要するに十月から一月までの四ヶ月が晴天の多い月で、四月から七月まで四ヶ月間は晴天の少い月である、八月は三十ヶ年間を通じて晴天日數の多い事となつてをる、我地方の如き米麥作の多い農業地では自然の惠澤に甚だ厚い事が窺はれる。

第二項 曇天日數 春夏に多く秋冬に少い

曇天日數も明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間平均は百三十七日一分である、即ち一年三百六十五日に對し百分の三七・五六の割合である、三十ヶ年間に於て曇天の尤も多かつたのは明治三十八年の百六十九日、次は明治二十九年と大正元年の各百六十一日である、又曇天の尤も少なかつたのは明治二十七年と明治三十三年の各百五日である、最多最少

の差は六十四日である、次に三十ヶ年を通じて月別曇天日數の尤も多い月は六月の十八日四分、次は七月の十三日七分、次は五月の十三日五分、次は九月の十三日三分の順序である、之に反し曇天の尤も少ないのは十一月の七日九分、次に二月の八日五分、次は十二月の八日八分、次は一月の八日九分の順序である、之を要するに四月より七月に至る四ヶ月間が曇天の尤も多い月である、前項の晴天日數多き項に於て少なく晴天の少き項に於て多きは自然の理である。

第三項 雨天日數 春夏に多く秋冬に少い

雨天日數は明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間に於て一年の平均日數は百四十四日五分である、三百六十五日に對しては三九・五八〇の割合となる、三十ヶ年間で雨天日數の尤も多かつた年は明治三十八年の百七十九日で大正六年の百六十五日、明治四十四年の百六十一日之、亞でをる、又其少なきは大正二年の百七日、明治二十七年の百二十日、明治四十一年の百二十九日である、其の最多と最少を比すれば其の差七十二日となる。更に三十ヶ年間を通じて雨天日數が何れの月に多く、何れの月に少なきかを見るに、其の尤も多きは六月の十四日六分にして、九月の十四日二分、三月の十三日六分の順序である、又其の尤も少なきは十一月の十日に

して、八月の十日一分、二月の十日四分の順序である、今月別の雨天日数を大観すると、春夏の季節に多くして秋冬の季節に少なくなつてゐて、晴天の其れに反し曇天の其れに合してをるのは自然の數である。茲に附言して置くのは雨天日數中に雪霰を含んでゐると云ふ事である。

第四項 晴曇雨の日數比較

前二、三項に於て平均日數の多少を比較評論したが、更に明治二十三年以後三十ヶ年間に於ける晴曇雨の日數を百分比率に依つて示せば左の如くである。

(表第二三) 三十ヶ年間晴曇雨の日數比較

月	實數			百分比		
	雨	曇	晴	雨	曇	晴
一月	六四〇	二六八	三四五	五一・〇八	二一・三九	二七・五三
二月	五七九	二五四	三三三	五〇・五二	二二・一七	二七・三一
三月	五五〇	三六〇	四〇八	四一・七三	二七・三二	三〇・九五
四月	五二〇	三七二	三八七	四〇・六六	二九・〇九	三〇・二五
五月	五一七	四〇四	三七四	三九・九二	三一・二〇	二八・八八
六月	四四九	五五一	四三八	二六・〇八	四一・一八	三二・七四
七月	五一四	四一一	三六七	三九・七八	三一・八一	二八・四一
八月	六四八	二七六	三〇三	五二・八二	二二・四九	二四・六九
合計	六六一	二五三	三四九	五二・三四	二〇・〇三	二七・六三

第五項 三十ヶ年間晴曇雨日數月別

月	實數			百分比		
	雨	曇	晴	雨	曇	晴
一月	六四〇	二六八	三四五	五一・〇八	二一・三九	二七・五三
二月	五七九	二五四	三三三	五〇・五二	二二・一七	二七・三一
三月	五五〇	三六〇	四〇八	四一・七三	二七・三二	三〇・九五
四月	五二〇	三七二	三八七	四〇・六六	二九・〇九	三〇・二五
五月	五一七	四〇四	三七四	三九・九二	三一・二〇	二八・八八
六月	四四九	五五一	四三八	二六・〇八	四一・一八	三二・七四
七月	五一四	四一一	三六七	三九・七八	三一・八一	二八・四一
八月	六四八	二七六	三〇三	五二・八二	二二・四九	二四・六九
合計	六六一	二五三	三四九	五二・三四	二〇・〇三	二七・六三

如上評論の基礎數字即ち松山測候所に於て調査した氣象の實數を表示すれば左の如くである。

(表第二四) 晴曇雨日數月別表

(1)

月	實數			百分比		
	雨	曇	晴	雨	曇	晴
一月	六四〇	二六八	三四五	五一・〇八	二一・三九	二七・五三
二月	五七九	二五四	三三三	五〇・五二	二二・一七	二七・三一
三月	五五〇	三六〇	四〇八	四一・七三	二七・三二	三〇・九五
四月	五二〇	三七二	三八七	四〇・六六	二九・〇九	三〇・二五
五月	五一七	四〇四	三七四	三九・九二	三一・二〇	二八・八八
六月	四四九	五五一	四三八	二六・〇八	四一・一八	三二・七四
七月	五一四	四一一	三六七	三九・七八	三一・八一	二八・四一
八月	六四八	二七六	三〇三	五二・八二	二二・四九	二四・六九
合計	六六一	二五三	三四九	五二・三四	二〇・〇三	二七・六三

(表第二四)

晴曇雨日數月別表

二月	一月		三十八 治全
	雨曇晴	雨曇晴	
雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	三十九 全
八 一 一 一 七	一 七 一 一 〇 二	一 七 一 一 〇 二	四十 全
一 〇 一 一 六 二	一 一 一 一 一 〇	一 一 一 一 一 〇	四十一 全
一 二 八 一 〇	一 一 七 一 二 四	一 一 七 一 二 四	四十二 全
七 七 二 二 三	九 九 二 二 二	九 九 二 二 二	四十三 全
八 〇 一 一 八	一 一 三 一 八	一 一 三 一 八	四十四 全
一 一 八 一 七	一 一 七 一 八	一 一 七 一 八	四十五 全
一 一 八 一 七	一 一 七 一 八	一 一 七 一 八	四十六 全
七 八 〇 二 〇	一 三 三 一 九	一 三 三 一 九	四十七 全
二 二 七 一 九	一 五 二 一 九	一 五 二 一 九	四十八 全
八 九 一 一 八	六 七 二 二 三	六 七 二 二 三	四十九 全
一 五 〇 一 八	一 一 五 二 五	一 一 五 二 五	五十 全
一 五 一 一 六	一 一 九 二 二	一 一 九 二 二	五十一 全
一 三 二 一 七	八 六 二 二 四	八 六 二 二 四	五十二 全
一 三 〇 一 七	一 六 九 一 八	一 六 九 一 八	五十三 全
九 六 一 一 八	一 一 〇 二 〇	一 一 〇 二 〇	五十四 全
九 五 〇 一 九	一 四 九 二 二	一 四 九 二 二	五十五 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	五十六 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	五十七 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	五十八 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	五十九 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十一 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十二 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十三 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十四 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十五 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十六 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十七 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十八 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	六十九 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十一 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十二 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十三 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十四 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十五 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十六 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十七 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十八 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	七十九 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十一 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十二 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十三 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十四 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十五 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十六 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十七 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十八 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	八十九 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十一 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十二 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十三 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十四 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十五 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十六 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十七 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十八 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	九十九 全
一 〇 四 一 九	一 一 五 二 三	一 一 五 二 三	一百 全

合計	十二月		十一月		十月	
	雨曇晴	雨曇晴	雨曇晴	雨曇晴	雨曇晴	雨曇晴
雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天
一 五 一 一 二 九 二 三 六	一 五 八 一 二 三	一 五 八 一 二 三	一 五 八 一 二 三	一 五 八 一 二 三	一 五 八 一 二 三	一 五 八 一 二 三
一 四 二 一 一 二 二 五 三	一 四 五 一 二 六	一 四 五 一 二 六	一 四 五 一 二 六	一 四 五 一 二 六	一 四 五 一 二 六	一 四 五 一 二 六
一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一	一 三 一 一 二 五 二 四 一
一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六	一 四 〇 一 〇 九 二 五 六
一 五 一 一 五 七 二 〇 八	一 四 〇 一 〇 二	一 四 〇 一 〇 二	一 四 〇 一 〇 二	一 四 〇 一 〇 二	一 四 〇 一 〇 二	一 四 〇 一 〇 二
一 五 六 一 六 一 二 〇 五	一 五 七 一 二 四	一 五 七 一 二 四	一 五 七 一 二 四	一 五 七 一 二 四	一 五 七 一 二 四	一 五 七 一 二 四
一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇	一 三 一 一 二 五 二 四 〇
一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六	一 三 九 一 一 九 二 四 六
一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六	一 四 四 一 〇 九 二 五 六
一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇	一 四 三 一 〇 五 二 六 〇
一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八	一 五 一 一 一 七 二 四 八
一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六	一 四 三 一 一 九 二 四 六
一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二	一 五 五 一 四 三 二 三 二
一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四	一 三 三 一 二 二 二 四 四

九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二十 三 拾 全
雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	雨曇晴 天天天	二十 三 拾 全
一 六 三 一 一 七	六 四 二 二 七	九 一 〇 一 〇	〇 九 一 一 一	一 八 八 一 三	一 七 二 一 八	一 七 五 一 六	二十一 全
一 八 六 一 一 四	二 一 〇 二 一	一 四 一 一 〇	一 一 一 一 九	一 六 七 二 四	一 二 九 二 一	一 一 九 二 二	二十二 全
一 八 六 一 一 四	七 四 二 二 七	〇 一 〇 一 〇	一 六 九 一 一	九 四 七 一 七	一 三 一 一 九	一 六 五 一 六	二十三 全
一 七 二 一 一 八	二 八 二 二 三	一 二 九 一 二	一 五 四 一 六	一 六 五 一 六	一 三 〇 二 〇	九 七 二 二 四	二十四 全
一 四 六 一 一 四	二 七 二 二 四	六 七 二 二 七	二 二 四 一 六	一 〇 八 一 三	一 五 五 一 五	二 二 五 一 六	二十五 全
二 二 六 一 一 四	八 一 〇 一 〇	九 九 二 一 二	一 六 二 一 九	一 一 九 一 二	一 一 二 一 八	一 七 三 一 八	二十六 全
一 三 六 一 一 四	九 二 九 一 九	〇 二 九 一 九	一 九 二 一 八	一 六 九 一 二	一 三 六 一 四	一 一 三 一 八	二十七 全
一 六 三 一 一 七	八 七 二 二 四	〇 二 九 一 九	九 一 九 一 九	一 三 二 一 九	一 四 三 一 七	一 六 三 一 八	二十八 全
二 二 九 一 一 一	九 六 五 二 五	一 九 二 一 二	〇 二 八 一 八	一 五 一 一 〇	〇 一 九 一 九	一 一 二 一 九	二十九 全
一 八 五 一 一 五	一 一 二 一 九	九 〇 一 一 一	一 三 一 一 九	一 五 八 一 三	一 一 〇 二 〇	一 五 七 二 四	三十 全
一 三 八 一 一 二	〇 五 二 二 六	一 四 二 一 九	七 二 八 一 八	一 三 九 二 二	一 七 四 一 六	一 六 九 二 二	三十一 全
七 九 二 二 一	八 四 二 二 七	二 〇 八 一 三	一 六 九 一 一	一 三 四 一 七	一 五 二 一 八	一 〇 六 二 五	三十二 全
一 三 二 一 一 八	一 四 一 二 〇	二 二 四 一 七	一 三 七 一 三	一 三 五 一 六	二 〇 一 一 九	一 二 三 一 八	三十三 全
二 一 〇 一 〇 〇	六 四 二 二 七	一 九 三 一 八	一 五 七 一 三	一 二 三 一 八	一 三 八 一 二	一 九 六 一 五	三十四 全
九 〇 〇 一 〇 〇	八 八 二 二 三	〇 八 二 一 三	二 一 八 一 二	一 三 六 一 五	一 六 七 一 三	一 三 〇 二 一	三十五 全
							三十六 全
							三十七 全

九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	全	
							年	均
雨 曇 晴	雨 曇 晴	雨 曇 晴	雨 曇 晴	雨 曇 晴	雨 曇 晴	雨 曇 晴	三十八年	三十九年
天 天 天	天 天 天	天 天 天	天 天 天	天 天 天	天 天 天	天 天 天	四十年	四十一年
一二九	一九七	一六八	一九四	一四五	一五三	二〇九	四十二年	四十三年
一六一	一三〇	一三七	一九〇	一四〇	一二八	一一二	四十四年	四十五年
一五七	一一〇	一七四	二〇〇	一四〇	一〇八	一九二	四十六年	四十七年
一五五	一一〇	一七四	二〇〇	一四〇	一〇八	一九二	四十八年	四十九年
一二九	一六〇	一四七	一九一	一四〇	一二一	一四〇	五十一年	五十二年
一三五	一一〇	一三八	二一九	一四〇	一〇〇	一三二	五十四年	五十五年
一四四	一一五	一四七	二五五	一四五	一六三	一四九	五十六年	五十七年
一六一	一四三	一五六	二四六	一四七	一四九	一五五	五十八年	五十九年
一八七	七八三	一七〇	一四六	九五六	二二七	二七四	六十一年	六十二年
九三七	七二〇	七八三	二〇〇	九〇二	三四六	八三八	六十四年	六十五年
六九二	七五二	八〇二	一九一	一八二	一〇八	一五三	六十七年	六十八年
一六八	九一〇	八七四	二四六	八八二	一八二	二二五	七十一年	七十二年
一一八	一一八	二四七	一八二	一一八	一四五	一一〇	七十四年	七十五年
二一九	一一五	八七二	二〇〇	〇一六	一〇八	一四二	七十七年	七十八年
一四九	一一五	一七三	二三七	一五六	二五四	一一二	八十一年	八十二年
一三〇	七二九	一六一	二二八	八九二	二〇九	一一二	八十四年	八十五年
一四二	一〇九	二二六	一八四	二二五	二二四	一八三	八十八年	八十九年
一六四	九二二	二一六	一八四	一七二	二二四	一八三	九十二年	九十三年
一三三	一一六	二一七	一八四	一七二	二二四	一八三	九十六年	九十七年
一四二	一一六	二一七	一八四	一七二	二二四	一八三	平均	均

合計	十二月			十一月			十月		
	雨	曇	晴	雨	曇	晴	雨	曇	晴
天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
一七九	一六九	二〇一	一六	一一	二二	一一	一一	二二	二四
一五七	一五八	二〇七	一六	一〇	二一	一〇	一〇	二一	二一
一五五	一四二	二二三	一〇	一六	二五	一五	一一	二〇	一九
一二九	一二四	二四三	九	八	二三	九	五	二五	二二
一三五	一四七	二〇九	八	七	一九	一〇	九	一七	一七
一四四	一七一	一七四	〇	一三	一八	二二	九	二一	一八
一六一	一五八	二〇八	九	八	二三	一七	九	二二	二〇
一四三	一六一	二〇一	一一	九	二一	八	二二	二六	一八
一〇七	一四一	二二二	一四	一七	一三	一一	九	二一	二二
一四二	一二九	二二九	一六	一二	一九	九	八	二一	二〇
一三八	一四七	二四四	〇	一一	二〇	〇	二二	一七	一八
一四八	一五〇	二〇八	一六	一四	二四	八	一〇	二〇	一五
一六五	一四九	一七九	一七	一七	二二	一一	九	一九	一八
一五六	一四九	一九五	一四	一一	一七	一一	一〇	二〇	一八
一四四	一四三	二二四	一四	一〇	二〇	一一	一一	一六	二〇
一四四	一四三	二二四	一一	八	二〇	〇	七	二一	二〇

第三節 雨量

第一項 一日降水量の多少に依る降雨日数

明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間一日の降雨合量を三十耗以下と、五十耗以下と、百耗以下と、百耗以上の四種に區別して見ると、三十耗以下は三十年間を通じて一年の平均日数が百三十四日九分である、三十耗以上五十耗以下が同じく六日五分である、五十耗以上百耗以下が二日九分である、百耗以上が〇・五であるから一日の合量三十耗以下が

総降雨日数に對して九三・一六を占めてゐるのである、五十耗以下は總降雨日数に對して四・四九、同じく百耗以下は二・〇

〇で、百耗以上の降雨日数は更に少ない割合で、三十ヶ年間を通じて僅に九日だけしかないから雨天の大方は三十耗以下である。降雨量の多少は農作物は勿論治水等に大關係を有してゐるので宜敷之が研究をせねばならぬ、又雨の日が多くなると其の量が少なければ被害はない、若し多量であつたならば被害の

伴ふ場合が多いのであるけれども又其時季に依ては假令降雨量が多くても其の割合に被害の少ない事もある、故に我地方では量の上から見た雨天が何れの月に多いかを知る事が肝要である、三十耗以下の少雨は第二節の三項に於て序した所に大差はない、三十耗以上五十耗以下雨量の多いものになると三十ヶ年間の月別平均にては六月、七月、五月、九月、十月の順序で夏季を主として秋季に多いのである、五十耗以上の多量に至つても九月、六月、五月、七月、八月、十月の順序で夏秋の季節に多いけれど、九月と云ふ秋季に多く、百耗以上の大雨になると七月、九月、八月、十月の順序で秋季に多くなる傾を示してをる、要するに多量の雨は夏秋の候に於て多きを例とする。

第二項 一時間降水量の多少による降雨日数

一日の降水合量に依て降雨の多少を知り得べきも、其の合量が一日中時間の多少に依て被害關係の程度を異にする、例へば一日の合量は五十耗以下にて量に依て大ならざるも、其れが短い時間に降ると、長い時間断續的に降るとに依て地上の水量に大變の差を生ずるので、若し三十耗以上五十耗以下の量が一、二時間の短時間に降つたならば、即ち大雨で河川の水量は増大して汎濫等の禍害を惹起するに至る、依て一日の

の二日、五月の一日九分と云ふ順序で夏と秋に多い、又十耗以上の大量は七月の一日八分が最多で、六月、九月の各一日五分、八月の一日二分の順序で之れ又夏と秋とが多い、故に洪水は夏秋の頃に於て多き譯である。

第三項 降雨繼續最大日数

降水量の分量も時と日に於て觀測せねばならぬが又雨天の何日繼續したかを觀測する事が必要である、さて三十ヶ年で雨天の繼續した最長期のものは明治二十五年と明治二十九年との各十九日である、次は明治四十一年と大正三年の各十八日、明治四十三年の十七日、大正二年と大正六年の各十六日、明治三十八年と四十四年の各十五日である、其の年の繼續最大日數十日以下のものは三十ヶ年中九ヶ年である。

第四節 風

第一項 風向風速

風向と風速とを考究する事は又必要事たるを失はない、何れの方向に向つて何日の頃に風がよく吹くか又其の風の速さは何日の頃何方向の風が強いかと云ふ事を研究するのは作物及び建物等の安全を計る上に必要な事であつて、風向や風速も氣壓の如何によつて差を生じる事勿論であるが、地方的に云へば地理關係に於て又大いに違ふのである、山の蔭は風が

合量のみ満足する事が出来ず、茲に一時間の降水量を調査するの必要を生ずるのである。五耗以下と、五耗以上十耗以下と、十耗以上との三種に別て一時間の降水量を例の如く明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間調査した統計に付て見ると、一時間の降水量五耗以下のものは平均の一ヶ年に百十八日四分、又五耗以上十耗以下が同じく十七日六分、十耗以上は八日二分であつて、降雨總日數に對して五耗以下は八十二日、十耗以下は十二日、十耗以上は六日と云ふ割合であるから大部分は五耗以下である、五耗以上が量に於て大なるものであると云はねばならぬ、其の處で五耗以上十耗以下のものは三十ヶ年間に於て明治二十三年の三十一日が最多で、十四年の二十四日、明治三十八年及大正七年の二十三日、四十一年の二十二日と云ふ順序である、又十耗以上の大量を降させたのは大正三年の十四日が最多で、明治三十四年の十三日、同じく二十三年の十二日、同じく三十五年、三十六年、三十八年、四十年の各十一日と云ふ順序である、而して三十ヶ年間の月別平均を見ると五耗以下の少雨は三月の十三日が尤も多く、次は四月の十一日二分、一月の十一日、十二月の十日九分と云ふ順序で、春と冬とが多い、五耗以上十耗以下のものは六月の三日二分が尤も多くて九月の二日二分、七月

當らないと云ふが如くに風の強く當る部分もあれば又山の爲め、野の爲め緩和せらるゝ所もある、依て風向風速は地方的にも研究して置かねばならぬ、茲には風向に付て地方的研究をなすの材料がない、必要は必要じやが風向の現象を調査するは困難の事と思はれる、たゞ風速の材料に就てのみ其の結果を序する事とする、氣象學の區別では一米四以下は無風、一米五から三米四までが軟風、三米五より五米九までが和風、即ち樹葉を動かすもの六米より十米までが疾風即ち小枝を動かすもの、十米より十五米までが強風即ち頸枝を動かすもの、十五米より二十九米までが烈風即ち樹幹を動かすもの、二十九米以上が颶風即ち樹を抜き家を倒すもの、而し一秒時間十米以下の風速に就ては之を省く事として、強風烈風に就てのみ記するのである、尙颶風は松山測候所に於て觀測しないのである。

第二項 強 風

既に云ふ通り十米以上十五米以下の速力を有するのが強風である、さて強風は三十ヶ年を通じて一ヶ年平均二十日六分ある、尤も多く吹いた年は大正六年の三十七日を最多として三十三年の三十日、三十四年の三十一日と云ふ順序である、最少の年は明治二十三年の八日、二十七年の九日、三十

二年の十一日である。其の處で月別に之を観ると三十ヶ年間の平均は二月の三日八分が最多で、一月の三日二分、三月の三日一分、十二月の二日九分と云ふ順序で晩冬初春の頃に於て最もよく吹いてをる、比較的農作物の被害少なき時期に於て多いのは幸である。平均一日以下の尤も少ない月は十月、六月、七月、九月、八月と云ふ順序であつて、彼の農家が最も憂慮する二百十日、二十日の厄日頃には割合に少ない、畢竟稲作に最も恐るべき風の被害時期なるが爲めに古來憂慮せられてをるので、一、二月の頃の様に強風があつたならば逆も稲作は完全に收穫し得られないのである。中には大正三年の如き九月に三日、大正七年、明治二十六年、同三十五年に各二日吹いてをるが、三十ヶ年を平均して九月、十月の頃が少ないと云ふは我地方の氣候が稲作に好適な事を示して居るのである。又四月は二日一分で、月別順位では第五位で可なり強風が多い、麥作や果樹園藝には尤も恐るべき被害期である。

第三項 烈風

十五米以上二十九米以下の烈風は三十ヶ年を通じて一年平均三日五分である、大正三年と明治三十四年とに各九日吹いたのが最多で、明治四十二年の八日、同三十五年の七日と云ふのが多いのである、明治二十二年、同二十六年、同二十七年

年、同三十年の四ヶ年は皆無である。さて又月別に観ると二月、三月、十二月の各平均五分が最多で、一月の四分、五月、十一月の各三分と云ふ順位である、烈風も強風と同じく晩冬初春の頃に多く次で五月、十一月の頃に吹いて居る。

第五節 温度

第一項 空氣の平均温度

明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間の平均温度は五十八度七分で、年次別に観ても最低五十七度六分四厘、最高六十度二分六厘の間にあつて、氣候の歸趨が覺知せらるゝのである、更に三十ヶ年間の月別平均を観ると左の通りである。

三十ヶ年間平均温度													
七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
							四〇・六〇	四〇・六二	四六・〇三	五五・三八	六二・三一	七〇・四七	七七・七四
							八	九	十	十一	十二	平均	平均
							七九・〇九	七二・八八	六二・〇九	五二・八二	四四・三八	五八・七〇	五八・七〇

之に依て観ると温度平均は最高が八月で、七月、九月、六月、五月、十月、四月、十一月、三月、十二月、二月、一月と云

ふ順位である。

第二項 空氣の温度最高平均

又三十ヶ年平均最高温度は六十八度三分で、前項の平均温度に比すれば九度六分の差がある、年次別に観ると最高温度平均七十一度六分、七十一度六厘、七十度四分五厘、七十度六厘と云ふ、七十度以上のものが大正三年、同五年、同四年、明治二十七年の四ヶ年で、二十六ヶ年は最低六十七度一分三厘、最高六十九度二分二厘の間にあつて、氣候の歸趨が自ら覺知せらるゝのである、之を月別に観ると左の通りである。

三十ヶ年間平均温度													
七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
							四九・六二	四九・六四	五五・四〇	六五・六四	七二・七八	七九・五三	八六・三七
							八	九	十	十一	十二	平均	平均
							八八・六六	八二・三九	七二・七八	六〇・〇七	五三・七七	六八・三〇	六八・三〇

之れ又前項の平均温度と同じく八月が最高で、七月、九月、六月、五月、十月、四月、十一月、三月、十二月、二月、一月の順位である。

第三項 空氣の温度最低平均

又三十ヶ年平均最低温度は五十度九厘にて、前々項の平均温度に比し八度六分一厘の差である、年次別に平均最低温度を見ると最低四十八度五分、最高五十一度七分六厘で、之れ又氣候の歸趨が自ら覺知せらるゝのである、尙月別に観ると左の如くである。

三十ヶ年間平均温度													
七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
							三二・三一	三二・〇四	三六・九五	四五・三七	五二・一四	六二・七一	七〇・七四
							八	九	十	十一	十二	平均	平均
							七一・五〇	六五・二九	五二・八五	四三・三八	三五・八五	五〇・〇九	五〇・〇九

之に依れば最低は二月で一月、十二月、三月、十一月、四月、五月、十月、六月、九月、七月、八月の順位である。

第四項 最高極最低極の温度

一、最高極温度及年月日
三十ヶ年中最高極の温度は大正四年八月二日の九十八度六分である。

二、最低極温度及年月日

同じく三十ヶ年間に於ける最低極温度は大正二年二月十二

日の十七度六厘である。

第五項 平均氷點以下の日數

又三十ヶ年間に於ける氷點以下の平均日數は十二月の一分、一月五分、二月六分である、爾餘の九ヶ月は氷點以下の日は皆無である、三十ヶ年間に於て十四ヶ年は皆無である、十二月の氷點以下の日數は大正七年に三日あつたのみで、他は皆無である、一月の氷點以下に達した日數を有するは十二ヶ年で、二月の氷點以下に達した日數を有するは十ヶ年で、以て極寒の日は二月より一月に多い事が判る。

第六項 平均七十七度以上の日數

一、平均七十七度以上の日數を有する月
平均温度七十七度以上の暑熱に達した日を保有してをる月は、三十ヶ年を通じて六月より九月に至る四ヶ月である。三十ヶ年間で六月に平均七十七度に達した日の皆無なる年は十二ヶ年あつた、又九月に皆無の年が二ヶ年あつた、七、八の両月は無論無い年はない。

二、同月別平均日數

如上の四ヶ月間に於て七十七度以上の日數が三十ヶ年間平均幾何あるかと云へば、六月が二日三分、七月が十九日七分、八月が二十四日九分、九月が六日七分である、此の平均日數

の合計が五十三日六分である、一年三百六十五日に對しては一四・六%に當る、更に平均總數を月別の日數に比例して見ると六月が四・二%七月が三・八%八月が四・六%九月一・二%五%である。

第七項 氷點以下の日數及其の初終

一、氷點以下に達したる日數

平均温度氷點以下の日數は既に之を記した、が更に氷點以下に達したる日數を見ると、三十ヶ年の平均四十八日四分である。之は各年次別に觀測したものだが、曆年に依らず上半歳、下半歳に分ち前年の下半歳次年の上半歳とを合して一年と見たのである、即ち寒い季節を通じて其の日數の多少を測る事が氣候の程度を知る方法として適當であるからである。平均は右の如く四十八日四分である共、明治二十五年は八十日もあつた、其の少ないのは明治四十二年の二十七日である。

二、其の初日と終日

氷點以下に達した日月が何月何日に始り、何月何日に終つて居るかを見ると、寒冷の期が畧判るのである、既往三十ヶ年間に於て氷點に達した初日の尤も早いのは明治三十一年の十一月五日で、其の初日の尤も遅いのは大正五年十二月二十

七日である、又氷點以下に達した終りの日の尤も遅かつたのは明治二十五年と明治三十五年の四月の十一日、又其の終日の尤も早かつたのは明治三十六年の三月七日である。

第八項 九十五度以上の日數と其の初終

一、九十五度以上に達したる日數
酷熱九十五度以上に達したる日數が三十ヶ年平均一日七分である共、三十ヶ年中皆無の年が多いのである、九十五度以上に達したものは三分の一即ち十ヶ年であつて、大正三年から大正五年の一ヶ年を除いて各年共九十五度以上の日があつたのは、近年暑い日の多かつた事を証明せらる、而して九十五度以上の尤も多かつたのは明治二十六年の二十四日で實に破格の觀がある、次は大正三年と同四年との各九日である。

二、其の初日と終日

九十五度以上に達したる酷熱日が何月何日に始まり何日に終て居るかを觀ると、其の初日の尤も早かつたのは明治三十年の六月十九日で、又終日の尤も遅かつたのは明治二十六年九月十一日である。

第六節 霜 雪

第一項 霜

一、結霜日數

霜の農作物に被害を及ぼす事少くない、故に是等の觀測に依て地方的氣候を考へ、作物の種類選擇及被害豫防の方法を講せねばならぬ、例に依て既往三十ヶ年間結霜日數を觀ると平均一ヶ年に八十二日七分である。之を年次別に觀ると其多し年が明治三十六年の百二十二日、明治三十九年の百十日、三十二年百八日、三十四年の百四日である、其の少いのは明治四十四年の五十四日、明治二十八年の六十日、明治二十三年の六十一日である。

二、初霜晚霜

三十ヶ年間で初霜の尤も早かつたのは大正七年の十月二十日、初霜の尤も遅かつたのは明治三十五年の十一月二十日である、之に依ると初霜は十月二十六日頃より十一月の二十六日頃までに來て居る。次に晚霜の尤も遅いのは大正七年の五月十六日である、又晚霜の尤も早かつたのは明治二十三年の三月十八日である、晚霜の五月に入つてあつたのが五ヶ年ある、三月で終つたのが七ヶ年である、四月で終つたのが十八ヶ年で尤も多數である。

第二項 雪

一、降雪日數

雪の降つた日は三十ヶ年平均十四日九分である、其の内最も多かつたのは大正五年の三十日、次は大正六年の二十六日、明治三十三年の二十一日、明治二十八年と同四十二年の各二十日である、最も少なかつたのは明治二十六年と同四十三年の各七日である。

二、初雪晩雪

三十ヶ年間に初雪の最も早かつた年は明治二十四年同二十五年の各十一月二十六日である。次は明治四十一年の十一月二十七日、三十四年の十一月二十八日である。晩雪の最も遅かつたのは明治三十五年の四月十一日、次は明治二十五年の三月二十八日である。

第七節 氣象より観たる屋外労働不能日數

第一項 屋外労働の不能判別の標準と農業労働

我が松山測候所に於て明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間の氣象観測を基礎として、屋外労働全不能半不能の日數を調査したものがあつて、吾人の屋外に於ける労働は常に氣象上の制限を受ける事のあるは云ふ迄もない、故に此の調査は屋外労働者の労働可能率を氣象上如何なる割合に制限せらるゝかを考察する一資料たるを失はないと思ふ、而し測候所が此の調査をなしたのは縣事業としての土木工事の如き

では、降水量が三十耗以上あつても其れを冒して雑勞働をなさねばならぬけれ共、土木建築は此の時期は没交渉で尙は不能である、又降雨の翌日晴天とならば土木建築は労働可能でも、或は麥作労働の如き農家にては土地濕潤の爲め不能である、故に農家の要求を満足せしむるには農業労働を標準としての調査でなくては満足せしむる事は出来ぬ、去りながら此の調査の目的と判別の標準とを熟知して觀るならば參考資料としての價値は認めらるゝのである、况や農業労働以外屋外に於る労働の多數なるに於てをやである。

第二項 三十ヶ年間平均屋外労働全不能半不能日數

三十ヶ年間平均の全不能日數は一家四十八日四分である、又半不能日數は四十一日六分である、兩者を合して九十日即ち一年の約四分の一全不能、半不能日がある、之を年次別に觀ると全不能日數で多い年が大正七年の七十九日を最多とし、次は明治三十八年と大正八年の各六十九日、大正五年の六十七日、明治三十九年の六十日である。最も少ないのは明治二十七年の二十三日である。次に半不能日數では大正六年の六十四日を最多とし、次は明治四十三年の六十一日、大正七年の五十三日、明治三十八年の五十二日、同二十八年の五十日、最も尠ないのは明治二十四年と同二十九年の各二十

屋外労働の不能率を大量して、工事の請負進行程度を定めんとするの材料たらしめんことを目的として作製した統計である、從て労働の不能を判断する標準も自ら此の目的に隨て決定せられたもので、即ち雨の降水量と其の時間との如何に依て決定せらるゝのである、約言すれば、降雨でも降水量が十耗以下と云ふ様な少量のもので屋外労働に差支ないと云ふ様なものは可能日とし、又稍多量でも時間が夜であつたならば、労働は日出時より日没時までの時間を目標とするのであるから差支ない、其れが又晝間でも午前降つて午後は晴れたとすれば半不能日とするので、多くは降雨の量と時間との二つに依て定められたのである、屋外労働は土木建築等のみではない、我が郡内多數の農業労働者の如き殆ど其の全部は屋外労働で、常に氣象の爲めに労働能率を制限せらるゝを憾としてゐるので、此の制限率を豫知するは農業經濟の計劃を定むる上に必要事とせざるを得ない、去りながら測候所が調査せられた此の表が農業労働者の要求を満足せしむるに足るものであるかと云へば、其れは隔靴搔痒の感なきを得ないのである、何となれば此の調査の目的は土木建築等の労働能率を目的としたもので、農業労働とは其の趣きを異にする、例へば六、七月の如き插苗期に於て其の季節を逸すべからざる農家

九日である。更に月別に之を見て何れの時期に能率の制限を受ける事多きかを知るは、極めて緊要事とする、依て三十ヶ年平均の労働全不能、半不能の日數を左に表示する。

月	全不能日數		半不能日數	
	日數	平均	日數	平均
一	三・四	七・四	三・二	八・九
二	三・二	六・八	四・五	九・九
三	四・五	八・八	五・二	十一・月
四	五・二	八・六	四・五	十二・月
五	四・五	七・五	四・二	平均
六	六・二	七・五	四・二	平均
七	四・二	七・六	四・八	平均

第八節 日照時間

第一項 三十ヶ年間平均日照時間月別

日照時間の長短は各種の植物に影響する處尠なくないが中にも農作の成熟に至つては其の影響甚しきものがある、故に之れが現象を研究するは氣象をして實用化するののであると思ふのである、明治二十三年より大正八年に至る三十ヶ年間の日照時間を月別に平均して見ると左の如くである。

月	三十ヶ年平均日照時間	
	日數	平均
一	一三・一〇〇	七・八
二	一三・七八三	八・九
三	一六・八七五	九・月
四	一八・〇〇三	十・月
五	一九・四三七	十一・月
六	一五・八五三	十二・月

之れに依て見れば八月の二百五十時三十一が最多で、一日平均八・六時間の割合である、八月に次で七月、五月、四月、十月、三月、九月、六月、十一月、二月、一月、十二月の順位であつて、之を概括して見ると日の長き時に於て多い日の短かき時に於て少きが如くなれ共、六月の尤も永日なるに却て少ないのは梅雨期の關係に依るものであつて、此の時期は各種植物の伸長期に屬して寧ろ水量を多く要求するの時であるから天の惠澤は自ら來るの事實とも見る可く、秋の成熟期近づいて八月の尤も多きは愈々以て天惠を感謝せざるを得ない。

第二項 日照時間と産米の收量

日照時間の長短が農作物の成熟に至大の關係を有する事疑を容るゝの餘地はない。我地方は其の町村の多くが農業である、且つ主要生産は米であるの故を以て産米收量の如何は郡の利害に懸る一大頭目である。然らば我が郡の産米收量と氣象統計に現はれた日照時間とが如何なる結果を齎らすか數字が物語る現象に考慮せねばなるまい、依て地方に於ける米作に關係ある時期即ち插秧期なる六月より收熟期なる十月までの五ヶ月間の日照時間と産米一反歩當り平均收量とを明治四十三年より大正八年に至る十ヶ年間の對照表を示せば左の如くである。

年	日照時間 (自十月一日起至六月三十日)		米反收量	
	日照時間	米反收量	日照時間	米反收量
明治四十三年	八七九・四	二、三三六	九九五・一	二、三〇五
明治四十四年	八七二・八	二、五二〇	九八〇・四	二、七四四
大正元年	九二二・六	二、四四三	八三一・九	二、三六二
大正二年	九五七・九	二、六六〇	八七四・二	二、三六九
大正三年	一、二四・八	二、五六五	七六〇・五	二、七八八
大正四年				
大正五年				
大正六年				
大正七年				
大正八年				

此の表に依て見れば十ヶ年中日照時間の尤も多かつたのが大正三年である。次は大正五年、大正八年、大正二年、大正四年、大正元年、明治四十三年、大正七年、明治四十四年、大正六年と云ふ順位である、收量の最も多かつたのが大正八年で次は大正五年、大正二年、大正三年、明治四十四年、大正元年、大正七年、大正六年、明治四十三年、大正四年の順位であつて、日照時間の多少と産米の收量と悉く一致はして居ない、其れは風雨害蟲乃至肥料等の關係に依て收量を支配するから、日照時の一要件のみで之れを判断する事は出来ない、隨て此の不一致を來たした事であらうけれど、右の對照に依て大觀して見ると日照時の多い時に收量を増し、其の少ない時に收量を減じてをる事は疑はれない、日照時の第一位にをる大正三年が收量の第四位にあり、第五位の大正四年が

第十位にあり、第九位の明治四十四年が第五位にある事が變態現象と見るの外、畧日照時と收量との割合が一致して居る事を肯定せらるゝのである。大正三年、四年の變態は米價の低落せし事に依て農家の經濟的困窮は時の大隈内閣に於ても米價釣上げの政策を考慮した程の事であつた。隨て肥培の能率が低かつた結果を示すものと思はれる。又明治四十四年の變態が之に反して米價十二圓が十六圓以上に騰貴した事によりて日照時の少なきに拘らず收量を多く得たのであらう。風雨等の天然關係は不可抗力とも云ふべきも害蟲肥料等は人為的に可能であつて、多くは米價即ち經濟關係によつて其の度を増減する事は此の表の上に於て明である。兎も角日照時間が主として産米の豊凶を支配する強力のものたる事は數字に明白である。

第三項 日照時間と麥の收量

又産米に亞いで的重要農産物は麥である、故に麥の收量と日照時の關係を考慮せんが爲に麥の作付期より收熟期に至る十二月より五月に至る六ヶ月間の日照時間と其の收量とを明治四十三年より大正八年に至る十ヶ年間の對照表を示せば左の如くである。

年	日照時間 (自十一月一日起至五月三十一日)		麥反收量	
	日照時間	麥反收量	日照時間	麥反收量
明治四十三年	八三七・一	一、二四一	九七三・六	一、三五九
明治四十四年	九八八・九	一、三五七	一、〇六九・三	一、三九一
大正元年	九九五・〇	一、二七〇	九六九・六	一、五七五
大正二年	八九九・三	一、五〇〇	九六九・六	一、四四四
大正三年	九三三・六	一、〇九八	一、〇四八・一	一、三九一
大正四年				
大正五年				
大正六年				
大正七年				
大正八年				

之れに依て見ると十ヶ年中日照時の最多なるは大正六年にして次は大正五年、大正八年、大正元年、明治四十四年、大正四年、大正七年、大正三年、大正二年、明治四十三年の順位である。又收量の最多なるは大正六年にして次は大正二年、大正七年、大正五年と大正八年の同位、大正四年、明治四十四年、大正元年、明治四十三年、大正三年の順位である。大正元年、二年、七年の三ヶ年が變態を示してをる外、略日照時の多少が其の收量を支配してゐる事の肯定さるゝのである。産米の其れと等しく日照時のみに依て豊凶は期し得られない、風雨乃至施肥の關係に依て支配せらるゝものであるから、大正元年、二年、七年の變態も日照時以外の理由に支配せられたものである。産米に就て述べた經濟關係も亦存すること有らう、尙ほ麥作には風雨の及ばず影響が特に大なるものがあるけれ共、大觀すれば麥の收量も亦日照時の多少に支配せらるゝとの結論に到達してをる事は數の示す所である。

第三章 戸口

第一節 大正六年十月一日常住戸口調査

第一項 調査の概念

我温泉郡内各町村に於て町村是調査を實施し、其の結果として郡勢をも明かにすべく調査を進むるに當り、正確なる戸口の調査を基調とせねばならぬ事は言ふ迄もない、然るに明治二十一年以來五ヶ年毎に調査し來りたる、現在及本籍戸口は其の調査方法の形式に不備の缺陷があるから、其の數字の信憑するに足らんと云ふことは夙に識者の首肯する所である、現に内閣統計局の發表した近くは大正七年十二月末日の調べに依る現住人口と本籍人口とを比較すれば、現住より百四十二萬人本籍人口の少なきに依つて見るも明かである、本籍人口中には國外に在住する者が多數あるから、現住人口より多かるべき筈であるに反つて其の數の百四十二萬人も少ないのは、甚だしき不合理であつて誤謬の事實を明白に立證してゐるのである、されば此の謬りたる數字を基礎として那町村乃至國家の現勢を求めんとするのは、自ら謬りたる結論に到達するものであつて、多年國勢調査の要求が起つて既に之を實行するに至つたのも之が爲めである、依つて我國温泉郡

に於ては大正六年十月一日を期して一部の地方的センサスを行ふ事とした、此の時國勢調査は大正九年十月一日を以て實行すべく未だ確定してゐなかつたけれ共、内議は既に定まつてゐる事を覺知したが、我郡に於ける教育産業衛生乃至經濟等各般に渉る調査を行ふに際して、三年後の未來に於ける而も未確定の國勢調査を俟つ事を許さなかつたから、從來の方法に倣はず單位觀察の合理的方法をとり、大正六年十月一日午前零時の靜態を調査すべく各所帯に調査用紙を配付し申告せしむる事とした。

調査要項は第一、氏名、第二、世帯に於ける地位、第三、姓、第四、生年月日、第五、職業、第六、出寄留入寄留及一時不在一時滞在、第七、出の行先地入の本籍地、第八、宗教の八項目である、而して氏名は現在者は勿論一時の不在者及び其世帯に本籍を有するものは悉く之を調査する事とした、之は常住人口を知ると共に本籍を有するものが何れの地方に出で、如何なる業務を取りつゝあるかを知らんが爲と、併せて一時滞在者が幾人あるか常住者中本籍人と寄留者との數をも確かむべく、斯くは其の範圍を擴大したのである、されば大正九年十月一日實施された國勢調査とは多少相違の點があつて、地方研究の上より言へば常住人口を確知する事が甚だ

必要であると思慮するものであるのみならず一時不在一時滞在をも調査するから現在人口をも知り得べくして此の調査を行ふ事が三年後に於て實行された國勢調査と比較對照するも其の間に於ける人口移動の狀況を知り得べき資料である。

第二項 調査の方法及調査機關

本調査の成功は郡民の理解と調査機關の活動に俟たねばならぬから、調査期日に先つて郡内各町村に公開の宣傳講話を開催して其周知に努めた、特に調査機關の局に當る人々に對しては、郡役所に召集し又は町村に出張して其理解と訓練に力を致したのである、幸に郡民の理解と調査機關當路者の精勵努力に依て成功を收め得たることを特に感謝するのである。

郡には郡設の機關を設け吏員七名を以て組織し郡長之を統轄した、各町村には主任一名係員若干名、而して尙調査委員

(表第二五) 常住世帯及人口

世帯	男	女	計
淺海村	三〇八	八三〇	一、六六四
波村	四〇六	一、〇七一	二、一三三
立岩村	四八八	一、二七一	二、四八六
正岡村	四三一	一、〇七六	二、一六五
北條町	八四二	一、九九一	三、九八九

を置き町村長之を管掌す、調査委員は約五十世帯に一名の割合にて依頼任命したのである。

第二節 常住戸口

第一項 郡及町村別常住戸口

一、常住世帯及人口

此に常住戸口なる語を用ひたるは、大正六年十月一日調査した結果、現在者中一時滞在を除いて更に一時不在者を加へたる數である、嚴格に謂へば之即ち現在戸口にして爾云ふを妥當なりと思惟すれども、從來の形式に依る調査が現住なる語を用ひてゐるから、其れと區別せんが爲に特に常住なる語を用ひた譯である、故に爾後常住の語を用ひたる場合は、大正六年十月一日の新しき形式に依つて調査した者と記憶して貰ひたい、而して常住戸口を調査した結果は左の如くである。

世帯	男	女	計
河野村	七八三	一、九六四	三、九二六
栗井村	六四一	一、六一五	三、二二五
五明村	二三四	六三五	一、二五八
伊蓋村	二七五	七三一	一、四三三
堀江村	六八八	一、七六五	三、五七四

世帯	男	女	計
潮見村	三七二	九九七	一、九八八
御幸村	三五三	七五九	一、五六七
久枝村	六二二	一、六二六	三、三三三
和氣村	六八〇	一、七二三	三、三九五
新濱村	九〇八	二、三三一	四、四三四
興居島村	一、一九二	二、四九九	五、一四九
鹽野村	五三九	一、二四〇	二、四九三
東中島村	九九九	二、二〇七	四、五四五
西中島村	六六四	一、五五〇	三、二三六
神和村	八四九	一、九二二	三、九九一
三津濱町	二、四二八	四、六六四	一〇、〇七三
古三津村	三三六	八二二	一、七〇七
味生村	五六四	一、五九三	三、二二七
生石村	六〇五	一、五四七	三、二〇四
垣生村	六五三	一、四四七	三、〇四〇
余土村	五〇六	一、三二四	二、七一四
雄美村	七〇三	一、六六六	三、三六九
朝美村	四三七	一、二六一	二、五四二

二、男女兩性の比較

男女の兩性は人生運轉の本源であつて人倫の大義である、故に社會及び國家乃至町村の研究をなすに缺くべからざる要件であつて、之を大量すれば男女の數は殆ど均等に近きを以て、自然の配分と社會組織の原理を暗示する好個の教訓であ

世帯	男	女	計
道後湯之町	七一六	一、七五一	三、四三八
道後湯之町	三三七	五八〇	一、五四三
湯山	五五三	一、五八四	三、〇三四
桑原	三五七	九九五	二、〇三二
素鷺	九三三	二、〇一六	四、一七四
石井	八三〇	二、二二七	四、四三八
久米	七三七	一、九四二	三、九六一
小野	八四三	二、〇九〇	四、一三七
北吉井	七八八	一、七六六	三、五二一
南吉井	六五五	一、六二四	三、二四九
浮穴	五六四	一、四三一	二、八五〇
荏原	七四九	一、八六六	三、七四九
坂本	四九五	一、〇七一	二、一七三
拜志	五七二	一、四三〇	二、八九八
川上	一、一〇三	二、六九八	五、三六三
三内	七九六	一、八七九	三、七六六
合計	二九、五四五	七二、〇七八	一四四、一八一

ると思ふ、依つて兩性の差ある所に特種の事情が潛んでゐるのである、其れと同時に教育衛生乃至道徳に及ぼす影響も少くないから、各町村に於ても男女の配分如何に考慮を費して行政施設の運用を適切ならしめねばならぬ、依つて前表(第二五號表)に掲げたる數字に依つて更に女百に對する男の比

(表第二六) 男女割合表

男	女	女百に對する男
浅海村	八三〇	九九・五二
離波村	一、〇七一	一〇〇・九四
立岩村	一、二七一	一〇四・六一
正岡村	一、〇七六	九八・八一
河北條町	一、九九一	九九・六五
河野村	一、九六四	一〇〇・一〇
粟井村	一、六一五	一〇〇・三一
五明村	六三五	一〇一・九三
伊壺村	七三一	一〇四・二八
潮見村	一、七六五	九七・五七
御幸村	九九七	一〇〇・六一
久枝村	一、六二六	九六・三八
和氣村	一、七二三	一〇三・〇五
新濱村	二、三三一	一一〇・八四
興居島村	二、四九九	九四・三〇
鹽野村	一、二四〇	九八・九六
東中島村	二、二〇七	九四・四〇
西中島村	一、五五〇	九一・九三
神和村	一、九二二	九二・九〇
三津濱町	四、六六四	八六・二四

男	女	女百に對する男
古三津村	八二三	九九・一〇
味生村	一、五九三	九七・五五
垣生村	一、四四七	九三・三五
余土村	一、三二四	九五・三二
雄美村	一、六六六	九七・八三
朝後湯之町	一、二六一	九八・四三
道後湯之町	一、七五一	一〇三・八〇
道後湯之町	五八〇	六〇・二三
湯山	一、五八四	一〇七・七六
桑原	九九五	九三・四二
素鷺	二、〇一六	九三・四五
石井	二、二二七	一〇〇・七二
久米	一、九四二	九四・七七
小野	二、〇九〇	一〇二・一〇
北吉井	一、七六六	一〇〇・八〇
南吉井	一、六二四	九九・九四
浮穴	一、四三一	一〇〇・八五
荏原	一、八六六	九九・一〇
坂本	一、〇七一	九七・一九
拜志	一、四三〇	九七・四一
川上	二、六九八	一〇一・二四
三内	一、八七九	九九・五八
合計	七二、〇七八	九七・二三

此の表に依つて見れば、郡平均に於て女百に對する男率は九七・二三であつて、女に比し二・七七男數少き割合である、國勢調査の結果全國に於ける女一〇〇に對する男率は一〇〇・四〇%にして我郡に於ける男の少きは人口流出の結果に基くものかと首肯される、而して郡の平均率を基準として郡内町村別に女に對する男率の比較を考慮すれば、郡平均率よりも男高き町村は淺海村外二十七ヶ村である、其の内最も高率なるは新濱村の二〇・八四%である、又郡の平均率より低きものは三津濱町外一町十四ヶ村である、其の内最も低率なるは道後湯之町の六〇・二三%である、女數の多く男數の少き町村が頗る多い、特に道後湯之町の如きは其の類例の乏しい程女多くして男少い町である、けれども之は職業關係に於て特種事狀の齎す結果に過ぎない、即ち温泉場として女子職業の特種營業が繁榮しておるからである、けれども既に述べたやうに男女の配分に差の著しい所は行政施設に考慮せねばならぬ、然らざれば衛生乃至風教に知らず識らず惡影響を受くるのである。

第二項 人口の構成 其 一 郡

(表第二七) 常住人口年齢階級別 (大正六年十月一日現在)

年齢階級	男	女	計	分節比例
五歳以下	九,八三一	九,九三六	一九,七六七	一三・七一
十歳以下	九,五〇三	九,四九一	一八,九九四	一三・一八
十五歳以下	八,一三六	八,一六	一六,二五二	一一・二七
二十歳以下	六,九〇九	七,〇二八	一三,九三七	九・六七
二十五歳以下	四,七三八	五,二七七	一〇,〇一五	六・九五
三十歳以下	四,二三三	四,四九二	八,七二五	六・〇五
三十五歳以下	三,九〇八	四,二一一	八,一一九	五・六三
四十歳以下	四,一〇七	四,四一八	八,五二五	五・九一
四十五歳以下	四,〇一八	四,一一九	八,一三七	五・六四
五十歳以下	三,四三〇	三,四九三	六,九二三	四・八〇
五十五歳以下	三,一二二	三,一四三	六,二六五	四・三五
六十歳以下	二,五七〇	二,五二六	五,〇九六	三・五三
六十五歳以下	二,五五二	二,四〇五	四,九五七	三・四四
七十歳以下	一,八八三	一,八九二	三,七七五	二・六二
七十五歳以下	一,一八九	一,二九五	二,四八七	一・七二
八十五歳以下	六二三	七三一	一,三四四	〇・九四
九十歳以下	二二五	三一五	五三〇	〇・三七
九十五歳以下	七六	一五四	二二〇	〇・一六
百歳以下	九	二八	三七	〇・〇二
百五歳以下	一五	四	一九	〇・〇一
百十歳以下	二〇	二八	四八	〇・〇三
計	七一,〇七八	七三,一〇三	一四四,一八一	一〇〇・〇〇

二、温泉郡の人口構成に現れたる壯年級の減少
 前の(第二七號表)は我温泉郡に於ける人口が其年齢の上より區別して、以て如何に構成せられて居るかを立體的に研究するの資料である、元來人口の構成は若年階級が最も高率であつて、順次壯年老年と其階級を進むるに隨つて減少するが通則である、けれども此の表の分節比例に依つて觀れば、三十六歳以上四十歳以下と四十一歳以上四十五歳以下の二階級とが、其れよりも年少に屬する三十一歳以上三十五歳以下の階級よりも稍高率を示してゐることが變態である、此變態は三十六歳以上四十五歳以下のものが多數なりと讀み得らるけれども、實は然らず三十五歳以下の壯年級が低率なるの結果によるものと首肯せらるゝのである、何となれば若年より老年に至る順次減少して二等邊三角形を形成するが人口構成の正體である、然るに斯の如く三十五歳まで順次減少したり、とは言へ二十一歳以上の階級に於て其比率は格外に低下して居る、中にも三十一歳以上三十五歳級が特に低率である、其れが爲め三十六歳以上四十五歳が自ら高率となつた譯で、構成の正體より見れば之を高率云ふよりも、二十一歳以上三十五歳に至るの各階級が低率なりと謂ふべきである、故に我温泉郡の人口構成より觀測すれば、壯年級の者が稍少數であ

る、抑々此様な現象を示した成は何を語るであらうか、想ふに人口の郡外に流れ出でたる事を物語つてゐるのである。
 壯年級の人口流出は其の原因那邊にあるか、或は修學の爲め他に出する者の多きにもよるべく、其原因は容易く判斷し得ぬけれど、特に三十一歳以上三十五歳以下の低率なるに考ふれば、主として經濟事情に基く郡外の流出なる事を結論し得るのである、壯年級の男女は能率高く隨つて他に出づるも職業を得易きが爲に、自ら此結果を招來するを通則とす、然らば郡内の經濟事情が如斯くならしむべく状態にあるのであらうか、能率の高き壯年級の減少は内に取つて生産能率の減少ともなる譯であるから、此事實は大いに考究を要すべき事である。

三、人口の構成より見たる男女の配分

(表第二八) 人口構成の男女割合

年齢階級	割合		合
	男	女	
五歳以下	四九・七三	五〇・二七	
十歳以下	五〇・〇三	四九・九七	
十五歳以下	五〇・〇六	四九・九四	
二十歳以下	四九・五七	五〇・四三	

年齢階級	割合	
	男	女
二十五歳以下	四七・三一	五二・六九
三十歳以下	四八・五二	五一・四八
三十五歳以下	四八・一三	五一・八七
四十歳以下	四八・一八	五一・八二
四十五歳以下	四九・三八	五〇・六二
五十歳以下	四九・五四	五〇・四六
五十五歳以下	四九・八三	五〇・一七
六十歳以下	五〇・四三	四九・五七
六十五歳以下	五一・四八	四八・五二
七十歳以下	四九・八八	五〇・一二
七十五歳以下	四七・八七	五二・一三
八十歳以下	四六・〇一	五三・九九
八十五歳以下	四〇・五七	五九・四三
九十歳以下	三三・〇四	六六・九六
九十五歳以下	二四・三二	七五・六八
百歳以下	五五・五六	四四・四四
百五歳以下	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
百十歳以下	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
計	四九・三〇	五〇・七〇

本表は温泉郡常住人口年齢別(第二七號表)の男女實數に依つて、其比例を算出して男女配分の攻究資料としたのである。男女の配分は人口構成の上よりも亦観測して、各年齢級に如何なる配分状態を示してをるかを甚だ肝要である。既に述べた如く我郡の總人口より觀れば、男よりも女多くして男四九・三〇に對し女五〇・七〇であるが、今人口構成の内容により本表に依つて觀ると、各階級を通じて一様ならず、中にも老年級にありては其人員少なき結果、分配比率の偏重を來たし批判的價値なきを以て之を除外することゝして、五歳以下の階級は男四九・七三に對し女率五〇・二七なれば女僅に多きも、十歳以下十五歳以下の二階級は男率稍高く、二十歳以下の階級より五十五歳以下の各階級を通じて男率低く女率高し、又六十歳以下六十五歳以下の二階級は男率高く女率低し、六十一歳以上の老年階級は前述の如くにして之を批判の外に置くも概ね女率高し、而して十六歳以上より五十五歳以下の各階級が女率高くして男少きは考慮すべき事である。特に二十一歳以上四十歳以下の壯年級にある各階級が男率

ぬ。

低きは前段に述べた人口流出の内容を示してあるのである、約言すれば男多く出で、女の殘留を語るものである。人口の流出は地方に依りては女の多きものもある、内に女子の職業少く且交通機關の便ありて、女工等の需要多き都會に近き所は男よりも女の流出率が高い、然れ共一般的に言へば女子よりも男子の流出率が高いのである。

温泉郡は即ち後者に屬して居るのである、我地方は機業の隆盛に依つて女子の職業を有する結果として特に此現象を示すものであらう。

四、生産年齢と不生産年齢

又人口構成の上より見て十六歳以上六十歳以下の者は所謂生産年齢に屬するものである、又十五歳以下と六十一歳以上のものは所謂不生産年齢に屬するものである。之等生産年齢に屬するものと不生産年齢に屬するものとの割合如何は生産の能率と生活の難易に至大の關係を有するものとして、人口構成の上より大觀して以て攻究すべき一要件であらねばなら

前の温泉郡常住人口年齢別(第二七號表)によりて之を觀れば、生産年齢に屬するもの七五・七四二人である、其比率は生産年齢に屬するもの五二・五五%に對し、不生産年齢に屬するもの四七・四五にして其差率五・一〇である、又其内容に入つて男女に區別して見ると、生産年齢に屬する男は三七・〇一、女は三八・七〇であつて、男四八・九〇%に對し女五一・一〇%の割合である、不生産年齢に屬するもの男三四・〇二、女三三・三六であつて、男四九・七五%に對する女五〇・二五%の割合である、前者は男女の差率二・二〇なるに對して後者は〇・三〇なるは、前段に述べし人口流出の事情を一層明確に物語るものである。

之等の數字は後段町村別に比較研究するの基準となるべきものである。

第三項 人口の構成 其二 町村

一、町村別人口の年齢階級別

二、全上分節比例

(表第三〇) 常住人口の年齢階級別百分比町村

町村	年齢階級別百分比									
	15歳以下	15-20歳	20-25歳	25-30歳	30-35歳	35-40歳	40-45歳	45-50歳	50-55歳	55歳以上
浅海村	15.1	14.0	9.5	8.1	7.3	6.4	7.3	6.4	5.1	8.3
難波村	12.8	13.5	11.5	10.3	7.7	6.7	6.7	5.3	4.7	9.6
立岩村	14.6	13.5	11.2	8.2	7.9	6.7	6.7	5.3	4.7	9.6
正岡村	13.9	13.7	11.0	7.4	7.9	6.0	6.0	5.9	4.7	9.1
北條町	13.0	12.9	11.8	9.1	6.8	5.4	5.4	6.4	4.1	8.7
河野村	14.4	13.7	11.9	9.1	6.8	5.4	5.4	6.4	4.1	8.7
粟井村	13.0	13.2	11.2	8.8	7.2	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
五明村	12.2	13.8	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
伊塞村	13.3	13.4	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
堀江村	12.9	14.0	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
湖見村	13.2	13.7	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
御幸村	12.4	13.1	11.8	8.1	7.8	6.0	6.0	5.9	4.7	8.7
久枝村	13.2	14.0	11.9	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
和氣村	13.9	13.7	11.6	8.1	7.8	6.0	6.0	5.9	4.7	8.7
新濱村	12.5	14.0	11.5	8.4	7.5	6.3	6.3	5.5	4.8	8.9
興居島村	13.8	12.7	11.5	8.1	7.8	6.0	6.0	5.9	4.7	8.7
睦野村	12.1	12.7	11.5	8.1	7.8	6.0	6.0	5.9	4.7	8.7
東中島村	12.4	12.0	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
西中島村	12.7	12.7	11.7	8.2	7.6	6.4	6.4	5.7	4.9	8.6
神和村	13.4	11.8	11.0	7.5	7.5	6.2	6.2	5.7	4.9	8.6
三津濱町	16.7	12.2	10.3	8.4	7.5	6.8	6.8	6.3	5.1	8.5

町村	常住人口									
	15歳以下	15-20歳	20-25歳	25-30歳	30-35歳	35-40歳	40-45歳	45-50歳	50-55歳	55歳以上
古三津村	1248	1418	1955	861	621	592	416	621	556	287
味生村	481	481	115	122	67	50	38	40	40	347
生石村	386	386	283	105	43	31	23	23	23	191
垣生村	207	217	282	97	88	62	56	60	60	85
余土村	472	334	197	76	71	54	49	46	46	302
雄群村	460	373	184	93	73	54	43	46	46	293
朝美村	467	393	259	96	74	55	59	61	61	288
道後村	402	335	114	97	66	55	55	62	62	337
道後湯之町	693	914	1050	1594	881	655	551	635	528	992
湯山村	408	477	100	25	89	54	53	55	55	864
桑原村	373	329	186	122	71	61	57	57	57	797
素鷲村	306	344	191	154	77	61	51	60	60	690
石井村	446	306	235	32	41	30	35	35	35	818
久米村	153	181	199	34	13	11	11	11	11	828
小野村	465	409	115	37	28	22	22	22	22	795
北吉井村	404	245	332	94	70	52	53	56	56	935
南吉井村	468	244	94	93	60	44	46	49	49	936
浮穴村	474	214	204	42	25	20	20	21	21	863
荏原村	608	318	134	52	60	40	42	44	44	814
坂本村	1578	1275	994	906	654	497	477	477	477	1049
拜志村	1518	1329	1004	914	663	497	477	477	477	852
川上村	1468	1358	1103	1033	643	477	477	477	477	852
三内村	1512	1418	977	852	669	574	522	522	522	841
合計	1371	1318	1128	967	695	605	563	591	565	480

三、人口構成の批判法則

今茲に郡内の町村別に人口構成の批判をなさんには頗る煩雜である、反つて不瞭解に終らざるを得ない事であるから、批判法則として人口の構成に現はるゝ四個の法則を説明して置いて以て批判を下すことにする。

第一則は二等邊三角形の構成である、人口を年齢別に見ると若年より老年に進むに随つて次第に其の數を減じ、恰も二等邊三角形を作りたるの狀を呈するのである、之は人口構成の正則と見るべきものである。

第二則は二等邊三角形の兩邊が中間に於て内面に曲折の狀を呈するものである、即ち第一則の變態であつて二等邊三角形を構成すべきものが、壯年級の或る年齢に於て其數を減じたるもので壯年級に於ける人口の町村外に流出してゐるを語るものである。

第三則は二等邊三角形の兩邊が中頃に於て外部に擴張の狀を呈するもので之も第一則の變態である、二等邊三角形を構成するを正則とすれど、壯年級に於て人口特に多くして自ら兩邊の外部に凸出するの形狀を畫かしむるのである、如斯は人口の自然増加によるのでなく移入人口の多き結果である、是等移入人口は其の多くが壯年級であるから、三角形の兩邊

が其の中間に於て膨脹の狀を示すに至るのである。

第四則二等邊三角形の兩邊が底線に達したる内角の度が、直角若しくは鈍角を畫くの狀を呈するもの之も亦第一則の變態であつて、老年級より壯年級に至る順次其數を増して、兩邊の擴大を見たるも底線に近付いたとき、即ち幼年級の少い爲め底線上兩邊の内角度が直角若しくは鈍角の狀を呈するのである、即ち出生率の低下して佛蘭西の如く人口増加の少なき事を語るものである。

四、全上原則の應用的批判

さて前表に依つて郡内各町村別に人口構成の批判原則に照して見ると、第一則の二等邊三角形の正態を示して居ると思はるゝは甚だ少ないのである。正しき二等邊三角形を作るのは芹原村であつて、淺海、正岡、和氣、余土、雄群、石井、久米、小野の八ヶ村は純二等邊三角形とは言へないが近いものとして之を第一則中に入れる事が出来る、之等は人口構成の正則であるから、保健産業等に最も都合よき人口の構成を示して居るものである。

第二則に相當すべきものは甚だ多くして、一町二十二ヶ村即ち北條町、立岩村、河野村、潮見村、興居島村、陸野村、西中島村、神和村、味生村、牛石村、垣生村、朝美村、道後

村、湯山村、桑原村、素鷺村、北吉井村、南吉井村、浮穴村

坂本村、拜志村、川上村、三内村である、之等は壯年階級の稍少き町村であつて其原因は人口の外に流れ出でたものと首肯さるゝのである。

又第二則と第四則との二者を兼てをるものは九ヶ村、即ち難波村、粟井村、五明村、伊臺村、堀江村、御幸村、久枝村、東中島村、右三津村であつて、人口の流出に加へて出生率の少なき結果として、最も多かるべき幼年級が比較的減少の趨勢にあるのである。

第三則と第四則とを兼て居るものは三津濱町道後湯之町の二町である、二町共に壯年階級のもの多く之は移入人口の多き結果であるけれども、幼年者の甚だ少ないのは頗る憂慮すべき現象であつて、兩町共に出生の率低く死亡の率高き事實の如きは、確かに人口構成の上に現はれた内在的事由として大いに考究せねばならぬ。

第四則に相當するものは新濱村である、老年級より壯年級に下降して次第に増加してゐるけれども、幼年級に於ては其割合少く衛生乃至道德に缺陷の存在することを暗示して居るのである。

第四項 一世帯平均人口

(表第三二) 一世帯平均人口

味生村	古三津村	三津濱町	神和村	四島村	東中島村	陸野村	興居島村	新濱村	和氣村	久枝村	御幸村	潮見村	堀江村	伊臺村	五明村	粟井村	河野村	北條町	正岡村	立岩村	難波村	淺海村
五・七二	五・〇八	四・一四	四・七〇	四・八七	四・五五	四・六三	四・三二	四・八八	四・九九	五・三二	四・四四	五・三四	五・二〇	五・二一	五・三八	五・〇三	五・〇六	四・七四	五・〇二	五・一〇	五・二五	五・四〇
合計	三内村	川上村	拜志村	坂本村	往原村	浮穴村	南吉井村	北吉井村	小野村	久米村	石井村	素鷺村	桑原村	湯山村	道後湯之町	道後村	朝美村	雄群村	余土村	垣生村	生石村	
四・八八	四・七三	四・八六	五・〇七	四・三九	五・〇一	五・〇五	四・八九	四・四六	四・九一	五・三七	五・三五	四・四七	五・六九	四・五八	四・八〇	五・八二	四・七九	四・七九	五・三六	四・六六	五・二九	

本表に就いて観ると温泉郡の常住人口一世帯の平均は四人八八、國勢調査の結果内地人口の一世帯平均は五人である、之に比すれば我郡の一世帯平均人口は密に過ぎたものではない、人口の世帯平均が密な所は概ね生活が困難である、又衛生乃至家庭の平和に暗い影を存する者があるのである。故に世帯の平均人口を比較攻究するのは甚だ肝要事に屬す、依て郡内各町村の疎密を表に就て比較するに、先づ郡の平均四人八八を標準として見ると、郡平均以上のものが淺海村外二十六ヶ村、其以下なるものが三津濱町外二町十四ヶ村である、町

村數の上から言へば郡平均以上と以下は六一・三五六に對する三八・六四の割合である、更に又平均率の高いものは朝美村の五・八二を最とし、味生村の五・七二、桑原村の五・六九、湯山村の五・五二、淺海村の五・四〇等である。次に疎にして低率なるものは三津濱町の四・一四を最とし、與居島村の四・三二坂本村の四・三九、御幸村の四・四四、北吉井村の四・四六等である。

第五項 世帯の構成 其一部

一、人口の多少に依つて區別したる世帯の構成

(表 第三二) 人口に依る世帯の構成

世帯數	人口		分總世帯ニ對スル比例	分總人口ニ對スル比例
	男	女		
一人世帯	九一〇	五五八	六・三五	一・三二
二人世帯	三、五三二	三、九四四	一・二七〇	五・二四
三人世帯	六、三三八	六、九四六	一・五〇五	九・三〇
四人世帯	四、二二一	八、五二二	一・四三三	一・八一
五人世帯	四、〇四五	一〇、二六二	一・三七五	一・四一
六人世帯	三、六七六	一〇、九九八	一・二五〇	一・四四
七人世帯	三、〇〇一	一〇、四八九	一・〇二〇	一・四七
八人世帯	二、〇六六	八、三一六	七・〇〇	一・五七
九人世帯	一、二三三	五、五七六	四・二〇	七・六八
十人世帯	六二八	三、一八九	二・一三	四・四〇
自十一人以上世帯	五一一	三、〇六四	一・七四	四・二四
至二十一人世帯	八	一五八	〇・〇三	〇・一五
合 計	七〇、四六七	七二、四八二	一四二、九四九	一〇〇、〇〇〇

二、世帯數から見た世帯構成の批判

算術的に一世帯平均人口の割合は既に前項に於て觀察し得たが、世帯内容は一人若くは二人、三人、五人と世帯構成の模様を異にして、之が爲め衛生乃至家庭の平和等に如何なる關係があるか、人口の多少に依りて其階級を別ち以て幾何的に世帯の構成を觀測せねばなるまい、前表は即ち此の要求を満足せしめんが爲めに作製したるものである。

然の社會性能に反して家庭の寂寞を感ずる事が多い、故に三人、四人、五人と云ふ世帯構成の多いのは我郡の世帯構成が中庸を得て居るのではないかと思はる。何れ國勢調査の結果が他日詳細に發表せられたならば其の歸着する所が明かなるであらう。

三、人口から觀た世帯構成の批判

前表に依つて階級別に世帯數の多少より觀ると、三人世帯が一五・〇五%で最高率である、亞いで四人世帯の一四・三五%、五人世帯の一三・七五%、二人世帯の一二・七〇%、六人世帯の一二・五〇%の順位で、以上の階級は其パーセントを觀ても僅少の差である。以上の階級に亞いで七人世帯、八人世帯、一人世帯、九人世帯、十人世帯、十一人以上二十人世帯、二十一人以上の世帯と云ふ順位である、三人、四人、五人の世帯が多數なのは家庭組織の要を得て居るのであらう。

世帯構成を世帯數から見て何れの階級が多いか如何かを觀察しても、亦人口の上から見ると構成人員の階級毎に異つてゐる結果、自ら其の模様を異にするのである、世帯數からは三人世帯が最高率であるけれども、人口數から云ふと六人世帯の一五・四四%が最高率で、次は七人世帯の一四・七〇%、五人世帯の一四・一五%、四人世帯の一・八一%、八人世帯の一・五七%、と云ふ順位で、以下は三人世帯、九人世帯、二人世帯、十人世帯、十一人以上二十人世帯、一人世帯、二十一人以上世帯と云ふ順位である。

第六項 世帯の構成 其二 町村

世帯人員の餘り多きに過ぎても往々家庭の平和を缺いたり又衛生上の缺陷を招いたりする。之に反して其の少きも人類自

一、町村別世帯の構成

(表第三三)世帯構成表中世帯數分節比例

村名	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯	十一人以上世帯
味生村	二・一三	八・三三	一〇・六四	二二・〇六	一四・三六	一六・八四	二二・〇六	一〇・一一	六・七九	四・二六	二・四七
生石村	四・四九	八・九八	一三・一四	一四・三一	二二・九八	一三・三一	二二・六五	九・八二	四・六六	三・三三	二・三三
垣生村	六・八一	一四・三四	一四・八七	一四・八七	一五・五九	一三・八〇	八・〇七	六・四五	二・五一	一・四四	一・二五
余土村	四・三七	一〇・五四	一〇・九三	一三・一一	一三・三二	一五・九〇	一〇・九三	九・三五	五・七七	三・三八	二・三九
雄群村	五・二六	一一・九三	一八・四七	一七・一九	一三・三五	一〇・五一	八・九五	五・八二	三・九八	二・二七	二・二七
朝美村	三・四三	八・七〇	一一・四四	一一・二一	一〇・九八	一四・八八	一〇・九八	一・六七	五・七二	一・八三	一・六八
道後村	七・一六	一五・三一	一五・一七	一五・〇三	一二・三六	一一・三八	七・七二	八・四三	三・九三	一一・八三	一・六八
道徳湯之町	一一・四六	二二・〇七	一五・一三	一一・八七	九・五〇	八・〇一	六・二三	三・八六	四・七五	一一・一九	五・三四
湯山村	五・一七	七・八五	一一・四五	一一・六九	一五・三三	一三・〇三	一一・六九	一〇・七三	五・五五	三・六四	二・八七
桑原村	一・四〇	七・五六	一四・五七	一一・三二	一一・八九	一三・四五	一〇・〇八	一〇・〇八	五・八八	二・八〇	三・六四
素鷺村	六・四三	一三・八三	二〇・四七	一七・一五	一三・八三	一〇・七二	六・七五	五・四七	三・三二	一・〇七	〇・九六
石井村	五・五九	一〇・八二	一三・三二	一一・三二	一〇・四六	一一・二五	一一・〇一	一〇・八二	四・八七	三・四五	三・〇九
久米村	五・一五	七・七三	一三・〇四	一四・三八	一三・一六	一三・一六	一三・八四	八・五五	四・七五	三・八〇	二・四四
小野村	五・九三	一一・八六	一四・七一	一一・六九	一五・四二	一四・五九	一〇・二〇	七・八三	三・六八	一・六六	一・四三
北吉井村	七・七一	一五・一七	一五・〇四	一四・一三	一五・六八	一一・八三	一〇・六七	四・六三	三・三四	一一・一六	〇・六四
南吉井村	六・七七	九・六二	一五・三四	一三・八三	一八・三五	一一・〇三	九・六二	六・〇二	四・五一	二・八六	一・〇六
浮穴村	七・二七	一〇・九九	一四・七二	一一・二三	一一・〇六	一一・二七	一一・〇六	八・八七	四・九六	二・四八	一・五九
荏原村	三・六〇	一三・六八	一三・八九	一三・八九	一五・八九	一五・二二	一〇・四一	六・五四	三・六一	二・六七	一・六〇
坂本村	七・二七	一五・九六	一六・三六	一五・七六	一四・五五	一三・一三	六・六六	五・八六	三・〇三	〇・六一	〇・八一
拜志村	五・七七	九・〇九	一一・五四	一五・五六	一六・九六	一三・六四	一一・〇一	八・二二	五・五九	二・二七	〇・三五
川上村	五・七〇	一一・一四	一四・八五	一四・四〇	一五・四九	一二・八六	一〇・九六	五・八九	四・六二	二・〇九	一・〇〇
三内村	八・九四	一一・五九	一三・一〇	一五・八七	一四・四八	一三・八五	八・八二	六・四二	四・二九	一・三九	一・二六
温泉郡	六・三五	一一・七〇	一五・〇五	一四・三五	一三・七五	一二・五〇	一〇・二〇	七・〇〇	四・二〇	二・一三	一・七四

二、世帯構成の最高率比較

前項に於て述べし如く温泉郡に於ては世帯数から見て、世帯構成の最高率に屬するものは三人世帯である、けれども郡内各町村別に之を見ると、三人世帯を最高率とするものは北條町、三津濱町、御幸村、新濱村、與居島村、睦野村、西中島村、古三津村、雄群村、素鷺村、石井村、浮穴村、坂本村の二町十一ヶ村であつて町村数から云へば最多数である。

五人世帯を最高率とするものは河野村、伊壽村、堀江村、和氣村、垣生村、湯山村、小野村、北吉井村、南吉井村、荏原村、拜志村、上川村の十二ヶ村である。

四人世帯を最高率とするものは淺海村、正岡村、粟井村、五明村、潮見村、久枝村、神和村、生石村、久米村、三内村の十ヶ村である。

六人世帯を最高率とするものは難波村、立岩村、味生村、余土村、朝美村の五ヶ村である。

二人世帯を最高率とするものは東中島村、道後村、道後湯之町の二町二ヶ村であつて、又七人世帯を最高率とするものは桑原村の一村である。是等二人世帯又は七人世帯を最高率と

する町村は類例の少い事實を示すもので、二人世帯の最も多い東中島、道後及道後湯之町は或は殘留者或は移入者の多き關係であらう、二人世帯の最も多いと云ふ處は工業等の隆盛な大都會が避匿の出稼多き町村かに限つてゐるようである、桑原村の七人世帯が最も多いのは實に異數であつて世帯人口の甚だ濃厚なものである。

三、單獨世帯と多數世帯

一人にて世帯を營むものは人生の性能に相反する孤獨生活なるが故に是等の多くは鰥寡孤獨等の同情すべき人である。依つて一人世帯の多きと少きとは社會上大いに研究すべき事である。温泉郡の一人世帯に屬する世帯率は六・三五%である、假りに之を標準として町村別に其多少を區別して見ると、郡の比率以上のもの三町十六ヶ村、其以下なるもの二十五ヶ村である。其内一人世帯の最も多いのは道後湯之町の二・四六%であつて、三津濱町九・八五%、與居島村九・〇六%、三内村八・九四%、北條町八・〇八%、御幸村八・〇〇%が高率に屬するものである。道後湯之町や三津濱、北條の如き町に於ては獨身者の移入多き結果として市街地一般に在り得べき

現象であるけれども、三内、與居島、御幸等の高率なるに至つては其理由容易に發見し得ない。さりながら市街地及其附近は女子の單獨世帯が多きに反して、東温北温の農村では男子に多いのである、此事實が單獨世帯の半面を語つてゐるのであらう。

次に多數世帯に屬する二十一人以上のものは二町二ヶ村あるのみで、即ち三津濱町、道後湯之町、立岩村、朝美村である。斯くも二十一人以上の世帯を構成してゐるのは營業上の結果多數世帯を構成してゐるのである、又十一人以上の多數世帯の最も率なるは道後湯之町の五・三四%である、朝美村、桑原村、古三津村、潮見村、石井村、五明村等が之に亞いで高率である、道後湯之町の特に高率なるは職業關係であらうが、其他の町村では特別の理由は發見し得られないのである。

第三節 國勢調査の人口と常住人口との比較

第一項 批較概念

大正九年十月一日を以て實施された第一回國勢調査の世帯及人口と、我郡に於ける大正六年十月一日實施した常住人口

及人口とを今此處に批較對照するにあたり、前者は所謂現在人口であり後者は一時滞在を除いて一時不在を加へた所謂常住人口であるから、其の根本に於て調査の基調を異にしてゐるのである。

然るに二者を對照批較せんとするは意義なき事と云はねばならぬけれども、現在人口と常住人口とはたして幾何の差あるかを對照する事も極めて必要の事であつて、歐洲諸國中にありて現にセンサス實行の際兩者の調査を行つてゐるものもあつて、其の結果が殆んど相等しい實例を示してゐる事に依つて、復我郡の常住人口調査後三ヶ年を経過した國勢調査の現在人口に依つて増減趨勢の大勢をも窺ひ得らるゝものとも言ひ得らるゝのである。依つて二者の批較對照は嚴格に云へば不合理の感あるけれど、實際の上から見て必ずしも無要でない、況んや二者を對照する事に何等とがむるの理由を見出さないものである。

第二項 第一回國勢調査の世帯及人口と温泉郡常住

世帯及人口

(表第三四) 第一回國勢調査と常住調査の世帯數及人口

Table with 4 columns: 世帯數 (Household Count), 人口 (Population), 世帯數 (Household Count), 人口 (Population). Rows include 淺海村, 難波村, 立岩村, 正岡村, 北條村, 河野村, 粟井村, 伊達村, 潮見村, 潮見村, 久枝村, 和氣村, 新濱村, 興居島村, 陸野村, 東中島村, 西中島村, 神和村.

第四節 出入口

第一項 町村別出寄留入寄留

(表三五) 出寄留入寄留

Table with 4 columns: 出寄留者 (Out-stayers), 本籍人口百中 (Native population per 100), 入寄留者 (In-stayers), 現住人口百中 (Resident population per 100). Rows include 淺海村, 難波村, 立岩村, 正岡村, 北條町, 河野村, 粟井村, 伊達村, 潮見村, 潮見村, 久枝村, 和氣村, 新濱村, 興居島村, 陸野村, 東中島村, 西中島村, 神和村.

(表三五) 出寄留入寄留

Table with 4 columns: 出寄留者 (Out-stayers), 本籍人口百中 (Native population per 100), 入寄留者 (In-stayers), 現住人口百中 (Resident population per 100). Rows include 三津濱町, 古三津村, 味生村, 生石村, 垣生村, 余土村, 雄群村, 朝美村, 道後湯之町, 道後湯之町, 湯山, 桑原村, 湯山, 桑原村, 素鷲村, 石井村, 久米村, 小野村, 北吉井村, 南吉井村, 浮穴村, 荏原村, 坂本村, 拜志村, 川上村, 三内村.

第二項 町 村

(表第四一)

現住人口及增加率

△印ハ減

村名	昭和十四年		昭和十五年		昭和十六年		昭和十七年		昭和十八年		昭和十九年		昭和二十年	
	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率
潮見村	1,990	△	1,993	△	1,980	△	2,050	△	2,050	△	2,126	△	2,197	△
御幸村	1,490	△	1,500	△	1,563	△	1,610	△	1,655	△	1,685	△	1,711	△
久枝村	3,170	△	3,103	△	3,231	△	3,170	△	3,397	△	3,448	△	3,510	△
和氣村	3,443	△	3,443	△	3,505	△	3,533	△	3,649	△	3,684	△	3,734	△
新濱村	5,238	△	5,002	△	5,274	△	5,184	△	5,448	△	5,502	△	5,611	△
興居島村	5,253	△	5,334	△	5,403	△	5,569	△	5,649	△	5,735	△	5,866	△
睦野村	2,354	△	2,350	△	2,473	△	2,510	△	2,573	△	2,649	△	2,721	△
東中島村	5,009	△	4,891	△	4,969	△	5,018	△	5,127	△	5,261	△	5,303	△
西中島村	3,710	△	3,660	△	3,700	△	3,796	△	3,822	△	3,946	△	3,974	△
神和村	4,480	△	4,480	△	4,436	△	4,548	△	4,599	△	4,687	△	4,744	△
三津濱町	8,959	△	10,075	△	10,118	△	10,433	△	10,609	△	10,755	△	11,053	△
古三津村	3,150	△	1,900	△	2,104	△	2,103	△	1,773	△	2,335	△	1,740	△

村名	昭和十四年		昭和十五年		昭和十六年		昭和十七年		昭和十八年		昭和十九年		昭和二十年	
	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率
期江村	3,100	△	3,750	△	3,817	△	3,880	△	3,880	△	3,955	△	4,000	△
伊壺村	1,643	△	1,591	△	1,659	△	1,675	△	1,717	△	1,740	△	1,775	△
五明村	3,030	△	2,933	△	3,073	△	2,798	△	2,869	△	2,933	△	3,000	△
粟井村	2,418	△	2,499	△	2,565	△	2,555	△	2,600	△	2,633	△	2,677	△
河野村	799	△	799	△	853	△	853	△	853	△	853	△	853	△
北條町	4,281	△	4,281	△	4,281	△	4,281	△	4,281	△	4,281	△	4,281	△
正岡村	2,268	△	2,100	△	2,280	△	2,280	△	2,280	△	2,280	△	2,280	△
立岩村	2,843	△	2,843	△	2,843	△	2,843	△	2,843	△	2,843	△	2,843	△
羅波村	2,193	△	2,193	△	2,193	△	2,193	△	2,193	△	2,193	△	2,193	△
淺海村	966	△	966	△	966	△	966	△	966	△	966	△	966	△

第七節 有配偶無配偶
第一項 郡
一、温泉郡有配偶無配偶者男女年齡階級別

三内村	川上村	拜志村	坂本村	荏原村	浮穴村	南吉井村	北吉井村	小野村	久米村	明治四十年		明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年		大正元年		二年		三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年	
										增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口
△二五・三六	三、八〇二	△四・六一	三、〇〇三	△二・〇〇	二、〇〇〇	△九・八一	三、八〇九	△七・四八	三、五九九	△〇・七三	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇	△二・五八	三、〇〇〇

石井村	素鷲村	桑原村	湯山村	道後湯之町	道後村	朝美村	雄群村	余土村	垣生村	生石村	味生村	明治四十年		明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年		大正元年		二年		三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年	
												增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口	增加率	人口
△二七・三六	四、四六八	△一七・四一	三、六六二	△一〇・五一	二、一八七	△二二・〇二	三、〇〇〇	△一七・四一	三、〇〇〇	△二七・三六	四、四六八	△一七・四一	三、六六二	△一〇・五一	二、一八七	△二二・〇二	三、〇〇〇	△一七・四一	三、〇〇〇	△二七・三六	四、四六八	△一七・四一	三、六六二	△一〇・五一	二、一八七	△二二・〇二	三、〇〇〇	△一七・四一	三、〇〇〇	△二七・三六	四、四六八	△一七・四一	三、六六二	△一〇・五一	二、一八七	△二二・〇二	三、〇〇〇	△一七・四一	三、〇〇〇

(表第四二)

本籍人口男女有配偶者無配偶者

(大正七年十二月末日調)

温泉郡

年齢	有配偶者		計	無配偶者		計	人口百中有配偶者割合	
	男	女		男	女		男	女
〇歳—十五歳	—	—	—	—	—	—	—	—
十六歳—二十歳	五八	七一	一二九	三一、九二八	三二、一二八	六三、〇五六	〇・〇一	〇・〇一
二十一歳—二十五歳	一、二〇一	三、六二三	四、八二四	八、五五九	七、五八七	一六、一四六	〇・六七	八・六六
二十六歳—三十歳	三、二四七	四、一九一	七、四三八	六、五一九	三、五五〇	一〇、〇六九	一五・五六	五〇・五一
三十一歳—三十五歳	三、七八一	三、七八八	七、五六九	二、八七二	一、六一五	四、四八七	五三・〇六	七二・一八
三十六歳—四十歳	四、〇八九	四、〇五二	八、一四一	一、四九九	一、二〇〇	二、六九九	七一・六一	七五・九四
四十一歳—四十五歳	三、八一八	三、三七七	七、一九五	一、二〇六	一、二五七	二、四六三	七六・〇四	七四・八八
四十六歳—五十歳	三、二一九	二、六五八	五、七八七	一、〇四四	一、一七〇	二、二一四	七四・九八	六九・四三
五十一歳—五十五歳	二、七五九	二、二二九	四、九八八	九三三	一、二九五	二、二二八	七四・七三	六三・三四
五十五歳—六十歳	二、〇三三	一、四七九	三、五一二	七六九	一、二八〇	二、〇四九	七二・五六	四一・一一
六十歳—六十五歳	一、九一四	一、二七一	三、一八五	九五八	一、四五六	二、四一四	六六・六四	四六・六一
六十一歳—六十五歳	一、三〇三	六九三	一、九九六	七八七	一、四三五	二、二二二	六二・三四	三二・五七
六十六歳—七十歳	—	—	—	六〇八	一、一二五	一、七三三	五四・八三	二〇・八九
七十一歳—七十五歳	七三八	二九七	一、〇三五	—	—	—	—	—
七十六歳—八十歳	三二六	一一五	四四一	三二五	七〇三	一、〇二八	五〇・〇八	一四・〇六
八十一歳—八十五歳	一〇二	二二	一二五	一七五	三三七	五一二	三六・八二	六・三九
八十六歳—九十歳	二二	一〇	三三	七二	一三〇	二〇二	二四・二一	七・一四
九十一歳—九十五歳	九	四	一三	一七	二六	四三	三四・六二	一三・三三
九十六歳—百歳	三	—	三	九	八	一七	二五・〇〇	—
百一歳—以上	—	—	—	三	五	八	—	—
計	二八、五三三	二八、五三三	五七、〇六六	五九、六〇七	五六、六六三	一一六、二七〇	三二・三七	三三・四九

二、年齢階級別より見たる有配偶割合

前表掲記の有配百分率は各年齢階級毎に男は男の其の總數に對し、女は女の其の總數に對し、計は男女計の其の總數に對して百分比率を算出したるものである。之に依て有配率を見ると、男は四十一歳以上四十五歳に至る階級までは逐次其比率を増加し、四十六歳以上五十歳に至る階級より老朽に移りて逐次低下を示して居るのである。又女にありては若級より逐次増加して三十一歳より三十五歳に至るを最高率として以後老朽に及ぶに隨つて低下して居る。男女計に於ては三十六歳以上四十歳に至る階級までは次第に増加して、以上老朽に至るに隨つて遞減して居るのである。如斯男は四十一歳より四十五歳に至るの階級を山嶺とし、女は三十一歳より三十五歳を山嶺とし、男女に於て其の中間級たる三十六歳より四十歳に至るを山嶺とするものは、男女の間に婚姻年齢の晩早關係のある事實を示すものである。

男女相互の關係を見ると前段の理由が一層明確となるのである、即ち十五歳以下の若階級には男皆無なるも、僅か其人員四なりとは云へ女に於ては有配率〇・〇一を示し、十六歳以上二十歳に至る階級に於て男〇・六七に對し、女八・六六と云ふ高率を示し、二十一歳以上二十五歳に至るに於ては男一五・

五六に對し、女五〇・五一の高率を示すが如く若階級に於てかゝる差率を示してゐるのは、蓋し婚姻年齢の晩早關係を明かに物語つてゐるものである。

年齢別に男女何れが有配率多きか少なきかを見ると女の三十一歳より三十五歳に至る階級までは男率少なくて女率高けれども、三十六歳以上各階級共に男率高くして女率低し、之に依て見れば女は男より早婚なるが故に三十五歳までは男よりも有配者多けれど、三十六歳以上に至ると女子よりも男子の有配者多くして、老後の獨身者は男よりも女多き事を知る。

三、無配偶割合の多少

前段に於て年齢階級別に男女の有配率を論じたが、有配率の半面は無配偶率を語つてゐるもので、即ち有配率が三〇・〇〇であつたならば無配偶率は七〇・〇〇である、故に本表に於ては有配無配共に男女計に別つて其實數を掲記したければ、比率は單に有配率のみを示して其反對の數に無配率の如何を承知して貰ひたいのである、依て年齢階級別に無配率の多少は之を省いて前記の有配率其ものに依て推知して貰ふこととする。

されども級別を離れて其合計に就て見ると、男の有配率は

此表に依つて男の有配率を比較して見ると、郡平均の三二・三七%以上の高率を示すもの浅海村外二十ヶ町村にして、其内高率に属するものは東中島村の四〇・五一を最高とし、陸野村の三八・九四、五明村の三七・〇四、神和村の三六・五五、西中島村の三六・二六、伊臺村の三六・二五等である、又郡の平均以下にあるもの北條町外二十二ヶ町村である、其内最も低率に属するものは三津濱町の二七・五九を最とし、素鷺村の二八・八〇、浮穴村の二九・三八、北吉井村の二九・五三、小野村の二九・五八、新濱村の二九・六二等である。

又女に於て之を見ると、郡有配率三三・四九以上のものは難波村外二十一ヶ村であつて、其高率に属するものは陸野村の三九・九三を最とし、五明村の三九・一六、東中島村の三八・七〇、伊臺村の三七・七七、正岡村の三七・四八等である。

又郡の有配率以下にあるものは道後湯之町の二七・三三、三津濱町の二七・五五、素鷺村の二九・七六、古三津村の三〇・八〇等である。

更に男女計に就て見ると、郡の有配率三二・九二以上であるもの難波村外二十ヶ村である、其内高率なるものは東中島村の三九・五八、陸野村の三九・四二、五明村の三八・〇八、

伊臺村の三六・九八、神和村の三六・九六等である、又郡の有配率より以下であるもの浅海村外二十二ヶ村である、其内最も低きに属するものは三津濱町の二七・五八、素鷺村の二九・二〇、道後湯之町の二九・九二、古三津村の三〇・二〇、浮穴村の三〇・二八等である。

如上の比較に依つて見ると、男女別にも亦男女計にも共通して、有配率の高いのが東中島村、神和村、陸野村等の島嶼部と五明、伊臺等の山間部であること、之に反し概ね低率なるが三津濱、道後湯之町及素鷺、古三津、新濱、浮穴等の郡邑又は之に類似する町村に属する此現象は最も考慮を要すべきことである。島嶼部や山間部が概ね高率なるは社會の刺激少く、比較的暢氣な生活を營む結果に依るのであらう、けれども其反面には進取的向上進歩の意氣乏しいと云ふ智識程度的一面を暗示してゐるかを讀まざるを得ない。其れに反して郡邑又は其れに類似の町村に低率であること云ふことは、生存競争の比較的激烈と人口移動の甚だしき結果獨身者を多からしめてゐるのであらうが、職業關係も亦其一理由となつてゐる、去りながら其半面に道徳や衛生の大問題が暗示せられてゐるのである、地方行政上研究すべきことである。

第四章 職業

第一節 世帯より見たる職業

第一項 緒言

職業其のものは其人に属するものなるが故に世帯の職業としては之を認め難いのである、即ち家族中に其職業を異にしてをる者あつて一様ならぬのみならず、世帯其のものが人格的でないからである、され共世帯は生活を共にする一團であつて社會性能を具有する人類の自然的衝動に基く生活團體である、生活と職業とは結び付けられて不離の關係を有つてゐるのである。語を換へて言へば世帯は生活の本據であつて、職業は生活の方便である、依つて職業が人其ものに属するからとして、全く世帯より切離して之を見る事は社會上又は政治上見逃す事の出來ぬ對象である。殊に家族制度を重んじ家督相續を認むる我國に於ては、世帯と職業とを結付けて研究せねばならぬ。

尙世帯は生計を共にして假令職業を有せざるものもあるも其世帯に加はつて生計を一にするが爲に、職業其のものを個人單位にのみ觀察するは、國民生活の真相と其の内容を觀測するの徹底したものでないのみならず、職業は必ずしも營利ではない、營利的のもの甚だ多しと言へど全然營利を離れた職業もある、又世帯中に一人の職業を有しないものもある。假令營利を離れた職業に従事し若しくは一人の有職者なき世帯と雖も裕かなる生計を遂げてをるものもあれば、又職業を有しながら家族關係に依つて非常に賤しき生計を營んでゐるものもあるから、世帯と云ふ生活團體と其職業とを結付けて以て生計の程度難易を考察する事が國民生活の上に缺くべからざる要點である。

是等の理由に依つて職業研究を單に個人の上に止めずして世帯を結付けて以て考察するの必要を認め、各種の統計を作製したのである。

第二項 職業別世帯表

(表第四四) 温泉郡に於ける世帯職業の類別及世帯數

大正六年十月一日現在

職業別	世帯數	職業類別										合計	世帯對比
		農業	漁業	工業	商業	交通業	雑業	計	他業	合計	世帯對比		
農業	一三、〇二五	五三五	九五七	一、四六八	三八三	三九八	四九三四	二三四一	四七一	一八、七三〇	五八・四二		
合計三對スル	六九、五四	二、八六	五、一一	七、八四	二、〇四	二、一三	二、六三	二、二六	七、八五	一〇、〇〇			

職業別	専業世帯		農業		副業		工業		商業		有業		無業		合計	世帯比
	世帯数	百分比	世帯数	百分比	世帯数	百分比	世帯数	百分比	世帯数	百分比	世帯数	百分比	世帯数	百分比		
漁業	八三五	一六〇	九三五	一六〇	一七	三	九	七九	三六	七	九	二七〇	六〇六	一、七一	三、七四	
工業	二、五四二	五二八	一七	三	一六四	二二	二四	三〇	七八六	一、二七	四、四五	一、二六				
商業	一〇〇〇〇	一	一〇四	一	二〇五	一	四	五	七〇三	一、七八九	五、〇八二	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇一		
交通業	一、〇七八	一〇八	七	一	一七	二〇	八	一〇	一七〇	四七六	一、七二四	四、三二	四、三二			
公務自由業	一、二二〇	一一二	七	一	一八	二二	八	一〇	一七七	四八二	一、七七九	四、三九	四、三九			
無職	四〇六	一、三九	九	二二	九	三六	一三	五九	二一九	六〇八	二、二一六	五、四四	一、三七			
合計	二二、九八六	一、四七一	六〇六一	二、二七	一、七八九	四七六	四八二	六〇六	五五九	五五九	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇			

第三項 世帯職業に現はれたる専業兼業の割合

一、有職及無職

温泉郡に於ける有職世帯の總数は前項に表示するが如く二万九千三百三十九にして、無職世帯は四百六、其割合は有職世帯九八・六三〇に對する、無職世帯は一・三七%である、世帯を單位として見た職業であるから、其世帯内に於ける數人中職業を有するものあらば、其世帯は有職世帯と認められたのであつて、單に世帯主の職業に依つて見たものではない、随つて有職世帯の比率が甚だ多くして無職世帯が甚だ少いのである。

されども後説に於て表示する個人單位の職業別に依る、其數に於ては有職人員と無職人員とは其割合を異にするもの甚だしいものがある、其れは世帯を離れて個人單位より見ると、有職世帯中にも尙幾多の被扶養者即ち無職者があるからである。本表の無職世帯と云ふは其世帯内にあるものが職業を有してゐない者のみの世帯を表示したので、自ら其數の甚だ少き譯である、而して無職世帯の内容は就職難の結果より調査の期に於て何等の職業を有してゐない者もあるけれど其れは極めて少數であつて其多くは反つて有産階級に屬するものである。

職業と云ふ人類生活の根本的責任を忘れて、生計の爲のみ

の職業の如く誤解する我國の悪習が有産階級に無職世帯を多からしむるは、頗る遺憾の事と云はざるを得ない、如斯事情なるを以て本表に示す所の有職無職の割合は以て就職難の如何を考察するの資料ではない。

二、職業世帯の分布

個人單位の職業を細別して其分布状態を明にすることは後説に於て表示してをるが、職業世帯の大分類に依つて郡内に於ける職業分布の有様を前項の表示に見ると、農業の五八・四二%が最多であつて、工業の一・二六%、商業の一・一五%、雑業の五・四四%、公務自由業の四・三九%、交通業の四・二二%、漁業の三・七四%、鑛業〇・〇一%の順位である。

温泉郡が農業を以て主たる職業として居ることは數の上に明であつて、工業が之に亞いでをるのは特産物たる機業の關係で、商業の第三位なるは三津濱町、道後湯之町の如き商業地の郡内に之あるが爲である、其他の雑業、公務自由業、交通業、漁業等の之に亞いで居るのは智識及筋肉労働の業務に専ら従事してをる世帯の割合を示すものであつて、尙仔細に職業分布の有様を明かにするには以下の各節に現はるる數字

に對照して見ることを得るのである。

三、專業兼業の割合

次に世帯職業の上より見て專業の最も多いのは鑛業を別として(其世帯一なるが爲大量的價值を認めない)交通業及雜業の共に八六・二八を最とし、公務自由業、商業、工業、漁業、農業の順位であつて、農業の專業割合が最低率なることは考究に値することである。

(表 第四五)

職業従事人員に依る世帯の構成

職業別	世帯		計數	分節比例	職業人員		計
	專及本	他業ヨリ兼業			男	女	
一人從業	三、四四八	七七〇	四、二一八	二、二二〇	一、九七九	四、二一九	
二人從業	五、七三〇	三五〇	六、〇八〇	三、三一一	二、七六五	六、〇七六	
三人從業	三、八九九	一一八	四、〇一七	二、一九一	二、〇二六	四、〇一七	
四人從業	二、四六八	三〇	二、四九八	一、三六三	一、一三五	二、五一八	
五人從業	一、〇八〇	九	一、〇八九	五、九四	二、八七七	八、八一七	
六人從業	三三八	二	三四〇	一、八六	一、〇七四	二、九三四	
七人從業	六六		六六	三三六	二二八	五六四	
八人從業	一三		一三	〇七	五七	一三四	
九人從業	二		二	〇七	八	一五	
十人從業	一		一	〇一	七	八	
十一人以上從業	二		二	〇一	七	八	
合計	一七、〇四七	一、二七九	一八、三二六	一〇、〇〇〇	二六、一九六	三六、二〇〇	

又專業にあらざれば本業として他の職業と兼ぬるもの割合は、農業の二四・五三が最高率で、漁業、工業、商業、公務自由業、交通業、雜業の順位であつて、其の兼營職業の種類別割合は表示の如くである、之に依つて職業世帯が如何に複雑になりつつあるかを考察すべきである。

第二節 職業人員に依る職業世帯の構成 其一 郡

第一項 從業人員に依る職業別世帯の構成

職業別	世帯		計數	分節比例	職業人員		計
	專及本	他業ヨリ兼業			男	女	
一人從業	二、〇四〇	二、二二九	四、二六七	七〇〇五	二、二五八	一、九〇九	四、一六七
二人從業	八六五	三九三	一二五八	二、一五	一、三〇五	一、二一一	二、五一六
三人從業	二四五	一一一	三五六	五、九七	五八二	四八六	一、〇六八
四人從業	九六	二二	一一九	二、〇〇	二九二	一八四	四七六
五人從業	二九	二二	五一	一、五	八九	八六	一七五
六人從業	八	一	九	〇七	三三	二二	五四
七人從業	三	一	四	〇二	一五	一三	二八
八人從業	一		一	〇〇	六	二	八
合計	三、二八七	二、〇五七	五、三四四	一〇、〇〇〇	四、五八〇	三、九一二	八、四九二
一人從業	四〇三	四一六	八一	四六・二二	七六〇	五九	八一九
二人從業	三五六	一八〇	五三六	三〇・二五	七七七	二九五	一、〇七二
三人從業	一五二	六一	二一三	一一・一一	四四六	一九三	六三九
四人從業	一〇五	一七	一二二	六・七九	三二四	一六四	四八八
五人從業	三三	五	三八	二・一四	一三四	五六	一九〇
六人從業	三〇	一	三一	一・七五	一七	六九	八六
七人從業	一〇		一〇	〇・五六	四五	二五	七〇
八人從業	二		二	〇・二	六	一〇	一六
九人從業	一		一	〇・〇六	八	一	九
合計	一、〇九二	六八〇	一、七七二	一〇〇・〇〇	二、六一七	八七二	三、四八九
一人從業	二、四四〇	二、二二九	四、六六七	七〇・〇五	二、二五八	一、九〇九	四、一六七
二人從業	八六五	三九三	一二五八	二一・一五	一、三〇五	一、二一一	二、五一六
三人從業	二四五	一一一	三五六	五・九七	五八二	四八六	一、〇六八
四人從業	九六	二二	一一九	二・〇〇	二九二	一八四	四七六
五人從業	二九	二二	五一	一・五	八九	八六	一七五
六人從業	八	一	九	〇・七	三三	二二	五四
七人從業	三	一	四	〇・二	一五	一三	二八
八人從業	一		一	〇・〇	六	二	八
合計	三、二八七	二、〇五七	五、三四四	一〇〇・〇〇	四、五八〇	三、九一二	八、四九二
一人從業	二、四三三	一、三九〇	三、八二三	八〇・〇五	二、七九八	一、〇二五	三、八二二
二人從業	六三〇	一一五	七四五	一五・六〇	九三三	五五七	一、四九〇

職業別	組織別	世帯		他業より兼業	計	分節比例	従業		計
		専	及本				男	女	
一人従業	一人従業	八九三	二七三	五八八	一、四八一	七七・四二	一、四六二	一九	一、四八一
二人従業	二人従業	四八	一五	七七	一、四八一	一八・三一	六〇二	九八	一、四八一
三人従業	三人従業	一五	一	一	一、四八一	三・〇八	一五三	二四	一、四八一
四人従業	四人従業	一	一	一	一、四八一	九四	六三	九	一、四八一
五人従業	五人従業	一	一	一	一、四八一	一五	一一	一	一、四八一
六人従業	六人従業	一	一	一	一、四八一	一〇	一	一	一、四八一
七人従業	七人従業	一	一	一	一、四八一	一	一	一	一、四八一
八人従業	八人従業	一	一	一	一、四八一	一	一	一	一、四八一
九人従業	九人従業	一	一	一	一、四八一	一	一	一	一、四八一
十人以上従業	十人以上従業	一	一	一	一、四八一	一	一	一	一、四八一
合計	合計	三、二五二	一、一四六	一、五二四	四、七七六	一〇〇・〇〇	四、一六六	一、八五一	六、〇一七
一人従業	一人従業	一、二二九	二七三	五八八	一、九一三	八八・三一	一、三九九	一八八	一、五八七
二人従業	二人従業	一一七	一五	二八	一、九一三	八・六三	二一九	九一	一、五八七
三人従業	三人従業	一	一	一	一、九一三	一一・二二	三四	三三	一、五八七
四人従業	四人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
五人従業	五人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
六人従業	六人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
七人従業	七人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
八人従業	八人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
九人従業	九人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
十人以上従業	十人以上従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
合計	合計	一、二三三	一、一四五	一、五二四	二、九一三	一〇〇・〇〇	二、三〇〇	一、五七	二、四五七
一人従業	一人従業	一、二二九	二七三	五八八	一、九一三	八八・三一	一、三九九	一八八	一、五八七
二人従業	二人従業	一一七	一五	二八	一、九一三	八・六三	二一九	九一	一、五八七
三人従業	三人従業	一	一	一	一、九一三	一一・二二	三四	三三	一、五八七
四人従業	四人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
五人従業	五人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
六人従業	六人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
七人従業	七人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
八人従業	八人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
九人従業	九人従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
十人以上従業	十人以上従業	一	一	一	一、九一三	一・二二	一五	三三	一、五八七
合計	合計	一、二三三	一、一四五	一、五二四	二、九一三	一〇〇・〇〇	二、三〇〇	一、五七	二、四五七

業	雑	業	由	世帯		他業より兼業	計	分節比例	従業		計
				専	及本				男	女	
一人従業	一人従業	一、三〇七	一	三八〇	一、六八七	八二・二一	一、三六七	三三〇	一、六八七		
二人従業	二人従業	二二五	一	五七	二八二	一三・七四	三四八	二二六	二八二		
三人従業	三人従業	四六	一	九	五五	二・六八	三〇三	六二	五〇三		
四人従業	四人従業	七	一	一	八	一・〇三	一六	二二	二二		
五人従業	五人従業	三	一	一	四	一・一九	一六	二二	二二		
六人従業	六人従業	一	一	一	二	一・〇五	一	二	二		
七人従業	七人従業	一	一	一	一	一・〇五	一	一	一		
八人従業	八人従業	一	一	一	一	一・〇五	一	一	一		
九人従業	九人従業	一	一	一	一	一・〇五	一	一	一		
十人以上従業	十人以上従業	一	一	一	一	一・〇五	一	一	一		
合計	合計	一、五八九	一	四六三	二、〇五二	一〇〇・〇〇	一、八五二	七六一	二、六一三		
一人従業	一人従業	一、二八二	一	五一五	一、七九七	一〇〇・〇〇	一、六七五	五〇三	二、一七八		
二人従業	二人従業	一一七	一	二八	一、七九七	一〇・〇〇	一	六三	一、七九七		
三人従業	三人従業	一	一	一	一、七九七	一一・二二	一	九	一、七九七		
四人従業	四人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
五人従業	五人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
六人従業	六人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
七人従業	七人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
八人従業	八人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
九人従業	九人従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
十人以上従業	十人以上従業	一	一	一	一、七九七	一・二二	一	二	一、七九七		
合計	合計	一、二三三	一	一、五二四	二、九一三	一〇〇・〇〇	二、三〇〇	一、五七	二、四五七		

第二項 同上批判

一、世帯職業の單純組織と複雑組織

前項の従業人員に依る世帯職業の構成を見ると、温泉郡内に於ける各世帯を單位として職業別に従業者の人員に依る構成の有様が察知し得らるのである、一人事業級の最も高率なるは公務自由業の八八・三二%であつて、雑業、商業、交通業、漁業の順位で、農村の二三・〇二%が最低率である、如斯

一人級従業者の世帯構成が公務自由業、雑業、商業、等に高率なるは公務自由業と云ひ、雑業と謂ひ共に技術や勞力による勞働職業で、企業經營の少ない結果である。商業に至つては小賣商の多數にして規模の狭小なる結果である。又農業が低率なるは業態其のもの多數勞働を必要とする結果に依つて、單純なる一人級が少くない譯である。各職業を通じて獨り農業のみが一人級に少なく、他の職業は何れも皆一人級を最

高率とすることに依つて郡内に於ける職業組織の全般が窺はれるのである。

二人級従業者の世帯で最高率なるは農業の三三・一八%、亞いで漁業の三〇・二五%であつて、其最低率なるは公務自由業の八・六三%である。農業と漁業とが其組織の上から自然複雑を必要とするが爲であつて、農業の如きは各級を通じて二人級が最高率なのである。

是を要するに各職業中従業者の最も複雑なる組織と認むべきは農業である、其他は概ね單純組織に傾いてゐるが中にも漁業は稍複雑である、然れ共各職業分科中従業人員の多數なる世帯が存在して十人以上の従業世帯は農業、公務自由業及雑業の三種に於て僅に存在する、農業の斯くも複雑なる世帯

の存在するは既に述べた理由を一層明確にするもので、公務自由業及雑業の複雑世帯があるのは前者は藝妓、後者は公娼の世帯關係に依る特種的のものである、漁業、商業は九人級に、工業は八人級に、交通業は六人級に止まつて居る。

二、従業人員及男女別比較
前表の職業別従業人員を比較すると農業最も多く、六四・八三%を示し、工業の一・八三%、商業の八・三八%、漁業の四・八六%、雑業の三・六四%、交通業の三・四二%、公務自由業の三・〇四%の順位である。

従業者の男女兩性を比較すると左の如くである、工業の就中男率低きは機械業の關係である、次で農業の男率低きは家族的職業の結果である。

業	比	
	男	女
農 業	五六・三〇	四三・七〇
漁 業	七五・〇一	二四・九九
工 業	五三・九三	四六・〇七
商 業	六九・二四	三〇・七六
交 通 業	九三・六一	六・三九
公務自由業	七六・九一	二三・〇九
雑 業	七〇・九〇	二九・一〇

(表 第四六) 第三節 従業人員に依る職業世帯の構成 其二 町村 従業人員に依る農業世帯の構成

業	町村																			合 計															
	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上	三津濱町	神和村	西中島村	東中島村	陸野村	興居島村	新濱村	和氣村		久枝村	御幸村	潮見村	瀬江村	伊豆村	五明村	粟井村	河野村	北野村	正徳村	立岡村	藤波村	淺海村		
一人従業	二八	八四	四二	四二	一三	五	二					五四	一六	一四二	一三三	七五	三三二	四八	九七	一五八	八五	五二	一四四	三〇	三三	一九八	二四七	四五	三四	七一	七三	二八			
二人従業	一八	一一八	一〇一	五一	一五	五						一六	一七八	一四七	二六五	一一〇	一九二	六四	一五三	一五七	六六	一〇三	一三八	六六	五八	一六一	一九〇	九七	一三七	一七二	一一八	八四			
三人従業	四二	一〇一	一〇六	五九	一六	三						二	一四四	九七	一六〇	六一	八〇	五三	一〇七	八三	三一	八〇	九一	五三	六一	八七	八九	八二	九〇	一〇六	一〇一	四二			
四人従業	四二	五一	五九	七六	三九	一						二	一〇七	六二	九七	一八	三〇	三三	七七	四九	一一	四〇	四一	五一	四一	三二	四二	四九	七六	五九	五一	四二			
五人従業	一三	一五	一六	三九	一六	一						一	四三	一八	四五	六	一〇	一〇	三五	一八	四	一八	一五	三三	二〇	一四	一六	三一	三九	一六	一五	一三			
六人従業	五	五	三	〇	六	一						一	一	六	〇	一	一	五	九	八	一	五	六	〇	七	四	九	六	〇	三	五	五			
七人従業	二	二																																	
八人従業																																			
九人従業																																			
十人従業																																			
十一人以上																																			
合 計	二一六	三六五	四二八	三八九	三三三	五九三	四九六	二二一	二四四	四三五	一九七	二九七	四八〇	二一六	六四五	二八一	六四二	二八四	七二四	二八四	一七九	二九七	四三三	二四四	二二一	四九六	五九三	三三三	三八九	四二八	三六五	二一六	二一六		

第二項 従業人員に依る漁業世帯の構成
 (表第四七) 従業人員に依る漁業世帯の構成

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上	合計
小野村	1											1
朝美村	2	1										3
垣生村	4	2										6
生石村	6	2										8
味生村	3											3
古三津村	1	1	4									6
三津濱町	1	5	1		4							11
神和村	1	5	6		3							15
四中島村	1	5	7		3							16
東中島村	1	5	3		3							12
陸野村	1	5	1		1							8
興居村	1	5	3		1							11
新演村	1	5	7		1							14
和氣村	1	5	1		1							8
久枝村	1	5										6
堀江村	1	5										6
栗井村	1	5										6
河北野村	1	5										6
北條町	1	5										6
羅波村	1	5										6
浅海村	1	5										6
合計	1	5	1	1	4	1	1	1	1	1	1	18

備考 爾餘ノ町村ハ該當事項ナキニ付表中之ヲ省ク

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上	合計
三内村	1	2	1	1	3							8
川上村	1	2	1	1	3							8
拜志村	5	1	1	1	1							9
坂本村	6	1	1	1	1							10
荏原村	8	1	1	1	1							12
浮穴村	6	2	1	1	1							11
南吉井村	7	2	1	1	1							12
北吉井村	1	1	1	1	1							5
小野村	2	2	1	1	1							7
久米村	1	2	1	1	1							6
石井村	1	2	1	1	1							6
桑原村	1	2	1	1	1							6
桑原村	3	2	1	1	1							8
湯山村	5	1	1	1	1							9
道後湯ノ町	5	1	1	1	1							9
道後村	1	2	1	1	1							6
朝美村	6	1	1	1	1							10
雄群村	1	2	1	1	1							6
余土村	9	1	1	1	1							13
垣生村	6	1	1	1	1							10
生石村	5	1	1	1	1							9
味生村	2	1	1	1	1							6
古三津村	3	1	1	1	1							7
合計	6	8	5	4	6	1	1	1	1	1	1	28

第三項 従業人員に依る工業世帯の構成

(表第四八)

従業人員に依る工業世帯の構成

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上	合計
神和村	八八	一九	三一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一二
西中島村	四五	一三	一八	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一七六
東中島村	三三	一一	四八	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一七〇
睦野村	九三	二二	四〇	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二三〇
奥居島村	一七九	四〇	二八	二九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一七一
新演村	一一〇	四三	二八	二五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一六四
和氣村	一〇八	四四	二五	二七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一八六
久枝村	一〇七	四一	二九	二四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一三四
御幸村	一〇五	一九	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四〇
湖見村	二四	一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四一
堀江村	八三	三七	一五	二一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一九六
伊蓋村	一三	三	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一六三
五明村	九七	四六	一四	四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一七〇
栗井村	一三七	二八	一四	一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二八五
河北野村	一九九	六八	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	五一〇
正四村	三六	一三	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇〇
立岩村	八三	一一	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	四四〇
越波村	三〇	一一	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三三二
淺海村	二六	二	二	二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一〇

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上	合計
三津濱町	七四〇	二二二	四〇	一七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇一〇
古三津村	二二二	二二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	五七
味生村	四七	一三	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	六七
生石村	五八	三〇	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九七
垣生村	二一五	一〇〇	三	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三六〇
余土村	五二	二七	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九三
雄群村	九〇	四二	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四五
朝美村	三七	二二	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	八一
道後村	八三	三〇	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一二八
道後湯ノ町	四三	一〇	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	五六
湯山村	六九	一〇	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	八八
桑原村	二三	八	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三九
素鷲村	一九〇	五〇	二	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二七五
石井村	六九	二四	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一〇
久米村	六二	二六	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九八
小野村	七五	一七	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九八
北吉井村	七六	一九	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇〇
南吉井村	七一	一五	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	八七
浮穴村	八四	一六	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一四
荏原村	五九	〇	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	七二
坂本村	五〇	九	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	六〇
拜志村	四二	四	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	四七
川上村	四一	三	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	八二
三内村	七一	一四	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	九二

第五項 従業人員に依る交通業世帯の構成
 (表第五〇) 従業人員に依る交通業世帯の構成

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上従業	合 計
古三津村	一五	二										一七
三津濱町	一四七	一九										一六七
神和村	三一	二										五四
西中島村	一六	四										二六
東中島村	七三	三										七六
睦野村	三六	一〇										四六
奥居島村	三一〇	一〇六										四一六
新濱村	五〇	一五										六五
和氣村	一八	六										二四
久枝村	三九	一										四〇
御幸村	一二											一二
潮見村	二四											二四
瀬江村	二四											二四
伊達村	四三											四三
五明村	二二											二二
野井村	二七											二七
河北村	六七	一六										八三
正岡村	二二											二二
立岩村	二九	三										三二
離波村	二〇	二										二二
淺海村	二〇	一										二一

村名	一人従業	二人従業	三人従業	四人従業	五人従業	六人従業	七人従業	八人従業	九人従業	十人従業	十一人以上従業	合 計
味生村	一五											一五
生石村	三六											三六
垣生村	七三											七三
余土村	一八											一八
雄群村	四一											四一
朝美村	一六											一六
道後村	一三											一三
道後湯ノ村	二〇											二〇
湯山村	二五											二五
桑原村	六											六
素鷺村	二〇											二〇
石井村	二五											二五
久来村	一九											一九
小野村	四											四
北吉井村	八											八
南吉井村	二											二
浮穴村	二七											二七
荏原村	三二											三二
坂本村	三九											三九
拜志村		四										四
川上村	五七											五七
三内村	三二											三二

第一項 郡内職業世帯別に依る従業者及被扶養者年齢階級別
(表第五三) 職業世帯別に依る従業者及被扶養者年齢階級別

温泉郡

職業別	年齢階級	専業		世帯		副業		有スル世帯		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
農	十五歳以下	八八五	一,〇九九	一,九八四	二,〇三二	二,〇六四	三,六七一	八四四	四,二八二	一,五五三	二,七二九
	自十六歳	二,九九六	二,六〇三	五,六〇〇	三,五三三	九,一三三	一,〇四七	二,一〇七	一,〇四七	三,〇八六	二,〇九四
	自十七歳	三,七九六	三,〇四一	七,二六七	一,四四五	八,七二二	一,〇九〇	二,九三三	一,〇九〇	一〇,六五五	三,〇二〇
	自十八歳	三,〇四一	三,〇四一	六,〇八二	五,五五	一一,六三三	一,二五〇	二,八八三	一,二五〇	一二,八八三	四,〇八三
	自十九歳	三,二八九	二,四七七	五,七六六	八,〇四一	一〇,八〇七	一,〇七二	二,一三九	一,〇七二	一二,八七九	三,二一〇
	自二十歳	二,五五三	一,五九九	四,一五二	八,四二一	一〇,五七三	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,六四五	二,一四四
	自二十一歳	二,二七〇	一,一七一	三,四四一	八,〇四一	一一,四八二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,五五四	一,一四四
	自二十二歳	二,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	八,〇四一	一一,〇四一	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,一一三	一,一四四
	自二十三歳	一,七三〇	八〇〇	二,五三〇	八,〇四一	一〇,五七二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,六四四	一,一四四
	自二十四歳	一,四六〇	五七〇	二,〇三〇	八,〇四一	一〇,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,一四四	一,一四四
漁	十五歳以下	二二四	三三	二五七	一五八	六一四	六二五	一,二二六	四二六	一,六五二	二,〇七八
	自十六歳	一六五	七二	二三五	一〇	二二五	三三	二五八	一〇七	二八二	三〇九
	自十七歳	一〇三	二八	一三一	六	一〇九	六	一一五	二	一二一	一二
	自十八歳	一九三	一一〇	三〇三	三	三〇六	六	三一二	二	三一四	三二〇
	自十九歳	一五六	八六	二四二	三	二四五	六	二六一	二	二五七	二六三
	自二十歳	一〇四	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十一歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十二歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十三歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十四歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
商	十五歳以下	二二五	一,八八三	二,一〇八	一,八八三	三,九九一	三,七六六	七二二	二,二六五	一,一四三	三,四〇八
	自十六歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十七歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十八歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十九歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十一歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十二歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十三歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十四歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
工	十五歳以上	七六	八九	一六五	一〇八	二七四	一八三	四六	一五七	一三三	二七〇
	自十六歳	二八三	二二五	五〇八	一〇八	六一六	一八三	一〇	七二四	一〇	七三四
	自十七歳	五七一	三七	六〇八	五二	六六〇	一〇七	一〇	六七〇	一〇	六八〇
	自十八歳	五七四	三〇三	八七七	三三	九一〇	一〇七	一〇	九二〇	一〇	九三〇
	自十九歳	三九五	三二〇	六七五	二九	七〇四	一〇七	一〇	七一四	一〇	七二四
	自二十歳	二四三	一九八	四四一	二七	五一九	一〇七	一〇	五二九	一〇	五三九
	自二十一歳	二〇六	一三七	三〇三	二二	四二五	一〇七	一〇	三八八	一〇	三九八
	自二十二歳	一六六	一〇七	二七〇	一七	三八七	一〇七	一〇	三〇〇	一〇	三一〇
	自二十三歳	一三〇	八〇	二一〇	一三	三〇〇	一〇七	一〇	二三〇	一〇	二四〇
	自二十四歳	一〇〇	六〇	一六〇	一〇	二二〇	一〇七	一〇	一七〇	一〇	一八〇

職業別	年齢階級	専業		世帯		副業		有スル世帯		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
農	十五歳以下	八八五	一,〇九九	一,九八四	二,〇三二	二,〇六四	三,六七一	八四四	四,二八二	一,五五三	二,七二九
	自十六歳	二,九九六	二,六〇三	五,六〇〇	三,五三三	九,一三三	一,〇四七	二,一〇七	一,〇四七	三,〇八六	二,〇九四
	自十七歳	三,七九六	三,〇四一	七,二六七	一,四四五	八,七二二	一,〇九〇	二,九三三	一,〇九〇	一〇,六五五	三,〇二〇
	自十八歳	三,〇四一	三,〇四一	六,〇八二	五,五五	一一,六三三	一,二五〇	二,八八三	一,二五〇	一二,八八三	四,〇八三
	自十九歳	三,二八九	二,四七七	五,七六六	八,〇四一	一〇,八〇七	一,〇七二	二,一三九	一,〇七二	一二,八七九	三,二一〇
	自二十歳	二,五五三	一,五九九	四,一五二	八,四二一	一〇,五七三	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,六四五	二,一四四
	自二十一歳	二,二七〇	一,一七一	三,四四一	八,〇四一	一一,四八二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,五五四	一,一四四
	自二十二歳	二,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	八,〇四一	一一,〇四一	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,一一三	一,一四四
	自二十三歳	一,七三〇	八〇〇	二,五三〇	八,〇四一	一〇,五七二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,六四四	一,一四四
	自二十四歳	一,四六〇	五七〇	二,〇三〇	八,〇四一	一〇,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一,〇七二	一二,一四四	一,一四四
漁	十五歳以下	二二四	三三	二五七	一五八	六一四	六二五	一,二二六	四二六	一,六五二	二,〇七八
	自十六歳	一六五	七二	二三五	一〇	二二五	三三	二五八	一〇七	二八二	三〇九
	自十七歳	一〇三	二八	一三一	六	一〇九	六	一一五	二	一二一	一二
	自十八歳	一九三	一一〇	三〇三	三	三〇六	六	三一二	二	三一四	三二〇
	自十九歳	一五六	八六	二四二	一	二四五	九	二六一	二	二五七	二六三
	自二十歳	一〇四	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十一歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十二歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十三歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
	自二十四歳	一〇五	四六	一五〇	一	一〇五	九	一一一	一	一一二	一二
商	十五歳以下	二二五	一,八八三	二,一〇八	一,八八三	三,九九一	三,七六六	七二二	二,二六五	一,一四三	三,四〇八
	自十六歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十七歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十八歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自十九歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十一歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十二歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十三歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
	自二十四歳	一三〇	一,一〇〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇	一,二三〇	一,一〇〇	二,三三〇	二,二三〇
工	十五歳以上	七六	八九	一六五	一〇八	二七四	一八三	四六	一五七	一三三	二七〇
	自十六歳	二八三	二二五	五〇八	一〇八	六一六	一八三	一〇	七二四	一〇	七三四
	自十七歳	五七一	三七	六〇八	五二	六六〇	一〇七	一〇	六七〇	一〇	六八〇
	自十八歳	五七四	三〇三	八七七	三三	九一〇	一〇七	一〇	九二〇	一〇	九三〇
	自十九歳	三九五	三二〇	六七五	二九	七〇四	一〇七	一〇	七一四	一〇	七二四
	自二十歳	二四三	一九八	四四一	二七	五一九	一〇七	一〇	五二九	一〇	五三九
	自二十一歳	二〇六	一三七	三〇三	二二	四二五	一〇七	一〇	三八八	一〇	三九八
	自二十二歳	一六六	一〇七	二七〇	一七	三八七	一〇七	一〇	三〇〇	一〇	三一〇
	自二十三歳	一三〇	八〇	二一〇	一三	三〇〇	一〇七	一〇	二三〇	一〇	二四〇
	自二十四歳	一〇〇	六〇	一六〇	一〇	二二〇	一〇七	一〇	一七〇	一〇	一八〇

扶養者の關係を見ると共に年齢階級に區分して以て其内在的實相を觀測すべき資料たらしめたのである、是等用意の點に意を留めて以て考究せられん事を希望するのである。

第三項 世帯職業別に見た被扶養者の割合

一、被扶養者の最も多きもの

前項の(第五三號)表に顯はれた從業者及被扶養者の合計に就て世帯職業別に之を比較すると、被扶養者の最も多きが公務自由業である、即ち從業人員一、八三三人に對し被扶養者二、九三七人である。之を比率に求むると從業者三八・四三〇に對する被扶養者六一・五七〇である、公務自由業に亞いで被扶養者の多きは商業の從業者四三・二二〇に對する被扶養者五六・七八〇である。次に工業の從業者四五・二四〇に對する被扶養者五四・七六〇である。如斯公務自由業の最多なるは俸給生活若くは醫業の如き技術的の職業甚だ多く、之等の世帯にありては其家族に職業を有する者甚だ少なき關係に於て如斯結果を生じて居るのである。次に商業、工業の世帯の被扶養者割合多きは世帯職業中專業の者多く、兼業のもの少なきにより其世帯の職業が比較的單純なるが爲である。

二、被扶養者の最も少なきもの

漁業の從業者三、一一二人被扶養者二、七一人にして五三

第四項 年齢級に依つて見たる從業者及被扶養者

一、職業活動と人類生活の意義

人生は生活に始まつて生活に終る、生活を離れて人生は存在しないのである。職業活動は此前提に依つて生じたる生活活動の顯れである、例へ其職業が營利たると、非營利たるとに論なく人類社會の一人として本有の責務である。職業は神聖なりと稱するも之が爲めである。然れ共老幼あり、痲疾あり、以て職業活動に可能ならざるものあつて、可能なる者の活動に人生の責務は果され、人類社會の幸福は保持せらるるのである。社會連帶の責務も博愛の光輝も乃至社會文化の向上も皆此責任觀に發するのである。されば職業活動に可能性を有するものにして徒らに生活活動をなさざるものは巨萬の富を存するとも其責務を忘れたるものとして賤しまねばならぬ。此に於て從業者と被扶養者との割合を考察するに、年齢級に之を區分すれば職業活動の可能性を有する者と有せざる者との間に尙活動的餘地の有無を察知すべきであるのみならず職業に依つて其能力範圍を縮小せられ、擴張せらるるのの様が明かになるのである、活動能力を有する者にして職業活動を擴張することは人類社會の幸福である、又、國民生活の福利である。此意味に於て從業者被扶養者共に年齢級に區分

・四一〇に對する四六・五九〇の割合である、各職業世帯中被扶養者の最低率を示して居る、亞ぎは農業の從業者四八、九七四人被扶養者四三、〇七三人即ち五三・二二〇に對する四六・七九〇である、亞ぎは交通業の從業者二、六二六人被扶養者二、九九〇人即ち四六・七六〇に對する五三・二四〇である、如斯漁業世帯の被扶養者が最低率なるは、組織の小規模なること、資産家の少なくして其家族が他に職業的活動を必要とするに依つて從業者比較的多く、前項の表示に見るも兼業人員の比較的多き事實に其理由が證明せられてをる、随つて被扶養者の最低率を示したのである。次に農業の被扶養者割合が低率なるは農業の勞働が繼續的に行はるる事と、又老幼級のものも其力に應じたる勞働可能な部分的作業が容易なる事に依つて從業者の数を多からしむると、他の一面に於ては生活の向上が農業の限りある利益に漸く其生計を支へ得ざるが爲め、家族中他の職業に従事するもの次第に増加して、世帯職業の複雑に赴くの結果が被扶養者率を少なからしめたのである、次に又交通業の世帯に被扶養者の少ないのは、勞働者多くして企業的經營のもの極めて少數であるから家計上家族の職業的活動を必要とする結果兼業世帯のもの多きに依るが爲めである。

して以て考究するを必要とするのである。

二、社會問題より見たる從業者の年齢區分

人類社會の一員としての責務より言へば、從業者に對する被扶養者の割合少なければ少きだけ人類社會の幸福を増進するものと言ひ得るも、唯單に從業者の率を増加すれば以て社會の幸福なりとは断定し得ないのである、何となれば幼年級の從業者の如き其能率未だ充分ならざるに、職業勞働に従事せしむる事が反つて生理上の發達を阻害し、未來の能力を減少する事ともなるのみならず、人道上の一問題として幼年勞働の制限は今や國際勞働會議の一案件ともなつてゐるのである。然れども職業其のものによりては幼年勞働の敢て支障なきものもあるであらう。故に之を職業別に觀測して以て從業者如何を觀測せねばならぬ。然し幼年級と稱するも十一歳若しくは十二歳以下の者に至つては其能力を絶對に認め得ないと云ふことは、文明國の共に一致してをる所である。我郡に於ても十一歳以下にして職業勞働をなすものは皆無であるから此區別は之を省き十五歳以下として表示したのである。

又六十一歳以上の老年級に於ても、體力智力ともに勞働可能なるものは無論其責務を竭す上に於て幸福なるべき人であ

るけれども、老いては衰へて職業労働の不可能に陥るを普通とする。老いて労働の可能ならざるも壯年期に於て社會に對する労働を繼續したものであるから扶養せらるるは社會當然の歸結として怪しむに足らん、依つて老年級の從業割合如何は社會問題として之を看過する事は出來ぬ。殊に老年級從業者の内には生計の困難よりして其體力に堪へ難きものある

も、從業を餘儀なくせらるる者ないではない、此半面の顯れもまた職業分類に依つて考察し得るのである。上述の理由に依つて從業者及被扶養者の年齢級に分らたる分節比例を求めて、職業別に其多少を比較すると左表の如くである。

(表第五四) 職業別從業者及被扶養者の年齢級分節比例

職業	十五歳以下		十六歳—二十歳		二十一歳—三十歳		三十一歳—四十歳		四十一歳—五十歳		五十一歳—六十歳		六十一歳以上		計
	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	
農業	五・七一	七・一五	一五・八九	三〇・五	二〇・八一	二〇・八一	一八・二〇	二・六五	一六・三五	二・八一	三・二三	一一・七五	一一・一〇	八・〇三	一九・二〇
漁業	九・一三	七・六一	一五・八七	一・七三	二一・五〇	三・〇二	一八・四八	三・三九	一五・二六	三・四六	三・〇九	一〇・一五	九・三五	七・四八	二二・二六
工業	五・〇六	六・五〇	一三・七一	五・四二	二二・四二	八・一〇	二〇・九二	六・〇二	一七・五五	四・九六	一・六〇	一一・六〇	八・五四	六・四二	二二・〇三
商業	四・二五	五・八九	一〇・九九	八・三四	一九・三八	八・四七	一九・四九	六・九六	一八・六六	五・八九	一五・二六	四・八〇	一一・八五	六・四五	二〇・一九
交通業	四・六五	七・〇四	一二・四一	三・六五	一九・九二	五・二五	二三・三八	五・八二	二一・一三	四・四五	一一・〇四	三・五四	七・二七	六・七六	二〇・二〇
公務自由業	二・五六	五・三六	七・八六	八・一七	二三・七三	一一・二〇	二〇・九五	七・六六	一九・九一	六・六一	一一・九三	五・〇一	一一・四六	七・七三	二〇・六〇
雜業	五・〇六	六・九七	九・八九	三・二九	一七・一二	六・四九	二二・三三	六・三〇	二〇・五七	四・九九	一一・〇〇	二・八九	一一・四七	五・九〇	二〇・五六
計	六九・七七	三・二九	一七・一二	六・四九	二二・三三	六・三〇	二〇・五七	四・九九	一一・〇〇	二・八九	一一・四七	五・九〇	二〇・五六	三・三七	二〇・三三

第五項 職業別に見たる職業活動能率の多少

年齢級に別ちたる從業者と被扶養者とを比較すると、其年

齡級に屬する職業活動率が明かになるのである、例へば十五歳以下の從業者が從業總人員に對して割合を以てしても同年

齡級にある被扶養者の割合を見て其内在する職業活動率を考察せねばならぬ、斯くの如く各年齢級を縦に比較して何れの年齢級に活動率が旺盛であるか、其結果は職業活動の可能なりと見ゆべき年齢級にあるもので、被扶養率が多いとすれば其れには尙活動餘力の存するものと見る事が出来る、加之職業別に之を比較すると、其率の多少が其職業を違ふことの如

何に依つて、從業率の増加を可能ならしむるものであることが知り得らるのである、又活動力の充分でない老幼級に於ても職業選擇の如何に依つて可能性を増減することも判明するのである、依つて之等の極めて重要な意義を讀むべき對象研究として、更に年齢級に別ちたる從業者對被扶養者率の職業別比較を左に掲ぐることにする。

(表第五五) 年齢級に依る從業者被扶養者率の職業別比較

職業	十五歳以下		十六歳—二十歳		二十一歳—三十歳		三十一歳—四十歳		四十一歳—五十歳		五十一歳—六十歳		六十一歳以上		年齢不詳	計
	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者	從業者	被扶養者		
農業	七・七七	八五・五五	八九・一四	八八・六三	八六・八九	八〇・五五	六一・一〇	五一・九六	五三・二一	九二・二三	一四・四五	四八・〇四	四六・七九	四六・七九	五三・二一	
漁業	一一・八八	九一・三一	八九・〇八	一一・三七	八三・四八	七九・〇〇	五八・九一	五七・一四	五三・四一	一・八二	四一・〇九	四二・八六	四二・八六	四二・八六	五三・四一	
工業	六・〇三	六七・六五	六九・五七	七四・一六	七四・五〇	二五・五〇	七一・二八	五二・三五	五七・一四	九三・九七	三三・三五	四二・八六	四二・八六	四二・八六	五三・四一	
商業	五・〇九	一一・一九	六三・五〇	六八・〇八	七〇・六五	二九・三五	七〇・七四	五八・三三	四六・六七	四三・二二	九四・九一	四一・六七	四六・六七	四三・二二	五三・四一	
交通業	五・四七	七四・九四	七六・九一	三二・九二	八〇・六八	一九・三二	七三・二三	四八・六〇	六二・五〇	四三・二二	九四・九一	四一・六七	四六・六七	四三・二二	五三・四一	
公務自由業	二・九一	三七・五〇	五六・九四	六三・〇五	六五・四五	三四・五六	六一・七二	四八・〇五	六八・七五	三八・四三	五二・九五	三一・二五	六一・五七	三一・二五	五三・四一	
雜業	五・七二	七一・五四	六八・八二	七四・七八	七七・五四	二二・四六	七九・〇四	六一・九四	五五・五六	四四・四四	四四・四四	五五・五六	四四・四四	四四・四四	五三・四一	
計	九四・二八	二八・四六	三一・一八	二五・二二	二二・四六	六・三〇	二〇・五七	四・九九	一一・〇〇	二・八九	一一・四七	五・九〇	二〇・五六	三・三七	二〇・三三	

第五章 住宅及建物

第一節 公用及公衆用並私用建物

第一項 溫泉郡内公用及公衆用並私用建物區分

(表第五六) 建物(公用及公衆用私用)種類別

合計		官廳舍		町村役場		學校		駐在所		產業組合及其他公營團體		避難會		病院		火葬場		寺院	
坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數
九,六三八・七五	二六八	一,〇七〇・二五	一四	一,八八〇・〇八	四四	一九,一八〇・五五	六七	五八三・四五	四六	一,〇九〇・〇〇	二八	二,四七三・九五	六九	一七〇・〇〇	三	四一〇・〇〇	七	九,六三八・七五	二六八
四六〇・〇〇	三	一九〇・〇〇	三	四八〇・〇〇	八	四二〇・〇〇	二	二,二四〇・〇〇	二〇	一,〇〇〇・〇〇	一	一七〇・〇〇	二	二,二四〇・〇〇	二〇	四一〇・〇〇	七	四六〇・〇〇	三
二二二・〇〇	三	五七〇・〇〇	一	四八〇・〇〇	八	四二〇・〇〇	二	二,二四〇・〇〇	二〇	一,〇〇〇・〇〇	一	一七〇・〇〇	二	二,二四〇・〇〇	二〇	四一〇・〇〇	七	二二二・〇〇	三
二七三・〇〇	一四	四一七・五〇	三	二七・五〇	一〇	一七三・六〇	二九	一三・八〇	八	四八〇・〇〇	三	七一・五〇	一五	四八〇・〇〇	三	四一〇・〇〇	七	二七三・〇〇	一四
九,九九九・七五	二八八	一,六八二・〇〇	一八	一,九七五・三〇	六五	一九,三五四・一五	九六	六〇一・四五	五六	二,四一〇・〇〇	五三	二,五六二・四五	八六	一七〇・〇〇	三	四一〇・〇〇	七	九,九九九・七五	二八八
五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八	五,七五六・八五	二八八

合計		計		住宅		營利會社		其他獨立ノ建物		計		其他		劇場及寄席		集青年會堂所及		說教場		神社	
坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數
五四六・三九八・二六	二九,五一三	四九七・七三九・四六	二八,二九四	一,〇二一・五〇	一〇六	七,四五八・二五	六八	四八九・二五九・七一	二八,一一〇	四八,六五八・八〇	一,二一九	一,九四六・五五	一四一	五八二・〇〇	三	三,一一九・一五	二一八	一,二〇五・五〇	三三	五,六七六・八五	二七八
一一九,〇六二・〇〇	一一,七〇一	一一八,九四七・八〇	一二,六八九	六三六・九〇	七三	五〇〇・〇〇	一	一一八,二五八・九〇	一二,六一五	一一六・二〇	一一	三,四五〇	四	八〇〇	一	五,〇〇〇	二	八〇〇	一	三,八〇〇	六
二九,五六一・六五	三,〇二八	二七,六〇九・一五	二,九八六	六六一・〇〇	二七	一,六七五・〇〇	一九	二五,二七三・一五	二,九四〇	一,九五二・五〇	四二	三,四五〇	四	一〇〇〇	一	七,三四・六五	九一	三,〇〇〇	二	四二〇・〇〇	四
一四,二七七・七〇	五〇七	一四,二六七・七〇	五〇六	一,八八六・〇〇	六一	一,二〇七・〇〇	七	一一,一七四・七〇	四三八	一〇〇〇	一	七,三四・六五	九一	一八,五〇四	四	五,〇〇〇	二	三,〇〇〇	二	四二〇・〇〇	四
七五,九一九・三二	一八,六五九	七五,一八四・六七	一八,五六八	四九〇・〇〇	五六	八九四・〇〇	八	七三,八〇〇・六七	七,七二七・七六七・一三	七,三四・六五	九一	三,三五〇	一	一八,五〇四	四	五,〇〇〇	二	三,〇〇〇	二	四二〇・〇〇	四
七九五,二一八・九三	六四,四〇八	七四三,七四六・七八	六三,〇四三	四,六九五・四〇	三三三	一一,三八四・二五	一〇三	一一,一七四・七〇	四三八	五,一四七・二一五	一,三六五	二,〇一六・五五	一四六	五八二・〇〇	三	三,一一四・一五	二二〇	一,二一六・五〇	三六	五,七五六・八五	二八八

第二項 町村別公用公衆用及私用建物區分
(表第五七) 町村別公用公衆用及私用建物

町村名	公用公衆用建物		私用建物		公用公衆用建物		私用建物	
	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數
神和村	一九	八二〇〇〇	七九八	一四,五八六〇〇	二,三三三	五,三二二	九七,六六七	九四,六八
西中島村	三一	九四九〇〇	六五八	一九,九六二〇〇	四,五〇	四,五〇	九四,五〇	九四,五〇
東中島村	三九	九四三〇〇	九六六	二六,四四二〇〇	三,八八	三,八八	九六,一一	九四,八三
睦野村	二二	五九三〇〇	四八五	一〇,八六六〇〇	二,四一	二,四一	九七,五九	九四,八三
興居島村	二二	一,二五〇〇〇	一,一二九	二二,九〇三〇〇	二,〇〇	四,六八	九八,〇〇	九五,三二
新濱村	一六	六四八〇〇	八五三	一七,四三一〇〇	一,八四	三,五八	九五,一六	九五,三二
和氣村	二九	一〇,九三〇〇〇	五六六	一六,〇七八五〇	四,八七	六,三七	九五,一六	九五,三二
久枝村	四一	一〇,二一七〇〇	六二一	一七,四七一〇〇	六,一九	五,五二	九五,一六	九五,三二
御幸村	一五	六八六,七五〇	三五二	七,九八二〇〇	四,〇九	六,四二	九五,一六	九五,三二
潮見村	一四	五六六〇〇	三五二	七,九八二〇〇	三,八四	四,九八	九五,一六	九五,三二
伊江村	三五	一〇,三三三〇〇	七〇七	一八,三九八〇〇	四,七二	五,三二	九五,一六	九五,三二
五明村	一五	三四二,五〇〇	二二二	六,〇七七,五〇〇	六,六一	五,三三	九五,一六	九五,三二
栗井村	二五	一,六四四,四〇〇	五八五	一九,四一三,〇〇〇	四,一〇	五,六六	九五,一六	九五,三二
河北條村	三四	一,七一〇,〇〇〇	八二七	二〇,四九四,二五〇	六,五七	七,三七	九五,一六	九五,三二
正岡村	二七	八三五,〇〇〇	四一五	一〇,八四〇,〇〇〇	六,一一	六,七二	九五,一六	九五,三二
立岩村	五八	一,二九〇,〇〇〇	四五八	一〇,八四〇,〇〇〇	一一,二四	九,一三	九五,一六	九五,三二
巖波村	二二	七八二,〇〇〇	三六四	一〇,三四五,一〇〇	五,七〇	七,〇三	九五,一六	九五,三二
淺海村	一六	七二九,〇〇〇	三三二	七,八八三,〇〇〇	四,七三	八,四六	九五,一六	九五,三二

第二節 住宅

第一項 職業別住宅坪數階級別

町村名	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數	軒數	坪數
三津濱町	二六	四,七一八〇〇	二,三四七	四五,〇六三〇〇	一,六四	九四八	九八,三六	九〇,五二
古三津村	一一	六五三,〇〇〇	三七〇	七,〇七四〇〇	三,一四	八,四五	九六,八六	九一,五五
味生村	二二	七六八,五〇〇	五六〇	一八,五八七,〇〇〇	三,七八	三,九七	九六,二二	九六,〇三
生石村	一八	六三四,〇〇〇	五七三	一六,七〇八,〇〇〇	三,〇五	三,六六	九六,九五	九六,三四
垣生村	一五	九三九,五〇〇	六五二	一六,六三二,五〇〇	二,二五	五,四六	九七,七五	九四,五四
余土村	一七	七四七,六六五	四九〇	一四,〇六六,四七〇	三,三五	五,〇五	九六,六五	九四,九五
雄群村	六	四八六,〇〇〇	七〇四	一八,四一〇,〇〇〇	〇,八三	二,五七	九九,一七	九七,四三
朝美村	二二	七二一,一五〇	五〇六	一三,四一九,一五〇	四,一七	五,一〇	九九,一七	九四,九〇
道後湯ノ町	一一	一一,一八七,〇〇〇	六五一	一六,八〇〇,〇〇〇	三,七〇	九,八四	九六,三〇	八七,七九
道後湯ノ町	一一	一一,一八七,〇〇〇	六五一	一六,八〇〇,〇〇〇	三,七〇	九,八四	九六,三〇	八七,七九
湯山町	四三	一〇,六六〇,〇〇〇	三五九	一〇,八二五,五三〇	三,二四	九,八四	九六,七六	九〇,一六
桑原村	二五	八二八,〇〇〇	五五四	一四,八六〇,〇〇〇	七,二〇	六,六九	九二,八〇	九三,三一
素鷺村	二〇	二,二九七,〇〇〇	九四〇	二〇,〇八二,〇〇〇	二,〇八	七,〇一	九七,九二	八九,七四
石井村	三六	一,六六一,〇〇〇	七六二	二二,九九八,〇〇〇	四,五一	六,四八	九五,四九	九三,五二
久米村	四三	一,六六一,〇〇〇	七六二	二二,九九八,〇〇〇	四,五一	六,四八	九五,四九	九三,五二
小野村	四二	一,八一九,五〇〇	七三七	二四,八二八,三三〇	五,五一	六,二七	九五,四九	九三,五二
北吉井村	三七	一,三九五,四〇〇	七五七	二一,三八〇,〇〇〇	五,二六	六,二七	九五,四九	九三,五二
南吉井村	三四	一,五八六,五〇〇	六六二	一五,九九〇,五〇〇	四,八九	六,九六	九五,一一	九二,一六
浮穴村	二四	一,二三三,〇〇〇	五三〇	二一,二〇〇,六五〇	四,八九	六,九六	九五,一一	九二,一六
荏原村	三五	一,三二九,〇〇〇	六八八	一四,九二一,四〇〇	四,三四	七,六三	九五,一六	九二,三三
坂本村	二九	八一六,二二五	四六三	一一,八一四,七五〇	四,八四	五,七八	九五,一六	九二,三三
拜志村	三二	一,一四一,〇〇〇	四六三	一一,八一四,七五〇	四,八四	五,七八	九五,一六	九二,三三
川上村	六四	一,七五二,五〇〇	五四三	一八,〇八三,〇〇〇	五,八九	六,四六	九五,一六	九二,三三
三内村	四一	一,二四五,〇〇〇	七二二	二一,五七三,〇〇〇	五,三七	五,四一	九五,一六	九二,三三

三	古	生	垣	余	雄	朝	道	湯	桑	石	久	小	南	北	浮	荏	坂	拜	三					
津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津				
濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱	濱				
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町				
住宅軒数	二,三二八	三,七〇〇	五,五三八	五,七三三	四,九〇〇	七,〇三三	四,九八八	六,四九九	三,二二八	五,三三二	三,六六五	九,三三〇	七,六一一	七,三六六	七,五五四	六,三三〇	六,五九九	五,二二二	六,八八八	四,六一一	五,四四四	一,〇四七	七,二二二	
本家坪数	三,四二一・〇〇〇	四,九二五・〇〇〇	一,一五四・〇〇〇	一,〇八四・〇〇〇	一,〇八九・九五五	九,〇八八・九〇〇	一,二七一・八〇〇	八,四九七・四〇〇	一,〇三五・〇〇〇	九,九九八・七八八	九,六九六・〇〇〇	七,一七五・〇〇〇	一,二五五・八〇〇	一,五一一・五〇〇	一,四六七・五〇〇	一,三三三・九〇〇	一,〇八八・三〇〇	一,三三三・九五五	九,五〇三・九五五	一,三三七・一〇〇	七,九五二・三〇〇	一,一三三・五〇〇	一,七四四・〇〇〇	一,三二七・四〇〇
附屬建物坪数	七,四一九・〇〇〇	二,一四九・〇〇〇	五,九三三・〇〇〇	五,八三三・〇〇〇	四,七五二・七〇〇	四,九七六・五七〇	四,五九四・二五〇	五,四四五・〇〇〇	七,三六二・二五〇	四,七九四・〇〇〇	三,八一四・〇〇〇	四,五五三・〇〇〇	八,七六四・〇〇〇	九,七八七・三〇〇	七,四七二・〇〇〇	四,六七二・〇〇〇	四,八八七・七〇〇	七,五二二・〇〇〇	四,八八七・七〇〇	七,九一三・〇〇〇	三,八三〇・四〇〇	六,八六〇・〇〇〇	一,〇二五・五〇〇	八,一一二・〇〇〇
坪数	四一,六三〇・〇〇〇	七,〇七四・〇〇〇	一七,四八三・〇〇〇	一六,六九三・〇〇〇	一六,一六二・二五〇	一四,〇六六・四七〇	一七,三一一・〇〇〇	一六,四四一・六五〇	一〇,七三五・〇〇〇	一四,四九〇・〇〇〇	一〇,九八九・〇〇〇	一七,一一一・〇〇〇	一三,九五九・〇〇〇	二四,四六二・三〇〇	二一,〇八四・〇〇〇	一五,五四〇・五〇〇	二一,〇二八・六五〇	二四,三九一・六五〇	二一,二八四・〇〇〇	一一,七八一・七五〇	一八,〇九五・〇〇〇	二七,九四九・五〇〇	二一,三三六・〇〇〇	二九,六六二・〇〇〇
合計	一七,七八八	一九,一一二	三一,三三三	二九,一一三	二四,八八七	二四,六六三	二五,三三九	二七,四一四	三〇,一一一	二七,九一六	二七,九一六	三三,二二四	二七,九一六	二四,六六七	三一,九一七	二七,九五七	二七,九五七	二五,五五六	三三,二二四	二五,五五六	三三,二二四	二六,六六二	二九,六六二	

住宅本家坪数に對する附屬建物の割合は道後湯之町の如き特別なるものを除きては、住宅坪数平均（附屬建物を含む）の高き町村に概して高率である、然して住宅平均坪数を見るに郡の平均二五・八九坪以上のもの一町二十六ヶ村、其以下なるもの二町十五ヶ村である、就中平均坪数の高きものは拜志、久米、粟井の三村と道後湯之町等であつて、潮見、西中島、味生、桑原、石井、南吉井、荏原等都合一町十ヶ村は平均三十坪以上に屬するものである、又平均坪数の最も少ないのは新濱村であつて三津濱町、神和村、素鷲、古三津等二十坪以下に屬するものである。

第三項 温泉郡内住居用建物廣狭區分 (表第六一) 住居用建物廣狭區分 郡

住居用建物廣狭區分	住宅		住宅外建物中ノ住居用部分		計	
	軒数	坪数	軒数	坪数	軒数	坪数
十坪未満	六,七八七	四三,六五三・六五	一七七	九二六・〇五	六,九六四	四四,五七九・〇〇
二十坪未満	一一,七四〇	一六七,〇九〇・〇三	七六	九八一・五〇	一一,八一六	一六八,〇七一・五三
三十坪未満	六,七〇七	一五九,四九六・二〇	四四	一,〇二六・〇〇	六,七五一	一六〇,五二二・二〇
四十坪未満	一,九一六	六四,一九五・三〇	二二	七八二・五〇	一,九三九	六四,九七七・八〇
五十坪未満	五五八	二四,一三八・一二	一〇	四八一・〇〇	五六八	二四,六一九・一二
五十坪以上	三八七	二〇,二七七・四一	一九	一,五五五・〇〇	四〇六	三一,八三二・四一
計	二八,〇九五	四八八,八五〇・七一	三四九	五,七五二・〇五	二八,四四四	一〇〇,〇〇〇
						四九四・六〇二七六

本表の住居用建物とは住宅にありては本家即ち附屬建物を除き又住居外建物中の一部份に住居を構ふるもの其の部分を合して總稱したのである、故に住宅と住宅外建物中住居用部分との二種に別ちて之を掲記したのである、住宅外の建物中に住居する部分は其軒数に於ても其の坪数に於ても住宅の百分の一強に過ぎないのであつて、其の少なき割合に坪数の階級別に於て廣き階級にまで延長せられてをるのは會社等の營業建物中又は寺院内に住居するものがあるが爲めである。前二者の區別を撤して其の合計に就き本表の階級別廣狭區分に依つて見ると、分節比例の示す如く軒数に於ては二十坪未満最も高率にして四一・五四%を占め、次は十坪未満の階級

に下り二四・四九%、又次位は三十坪未満の階級に上りて順次上進する階級に其の率を遞下せり、五十坪以上の廣き住居を有するものは極めて小數であつて、六六・〇三%と云ふ過半數は二十坪以下の住居である。

又各階級に屬する建坪の積數に依つて見ると分節比例の示す如く二十坪未満の三三・九八%を最高とし、三十坪未満の三二・四五%之に亞ぎ、四十坪未満、十坪未満、五十坪以上、五十坪未満の順位である。之によれば十坪以上三十坪未満の坪数の六六・四三%を占むる割合で軒数に於て第二位であつた、十坪未満の最小級は四十坪未満級よりも低率である。

(表第六二) 住宅附屬建物廣狹區分 郡

計	附屬建物有 スル軒數		附屬建物無 スル軒數		平均 軒數
	分節 比例上	同 比例上	分節 比例上	同 比例上	
計	二二、七三七	一〇、〇〇〇	二二、三三八	五〇、七四二	一〇、〇〇〇
十坪	一三、五七五	五九、七〇〇	四七、八五一	一〇、〇〇〇	三、五二二
未十坪	五、六三九	二四、八〇〇	七八、四〇四	一一、二二〇	三、九〇〇
未十坪	二、一五九	九、五〇〇	五〇、八五二	一一、三三二	三、五五〇
未十坪	七三三	三、三三三	二四、八五〇	一〇、四二二	三、三五六
未十坪	三三六	一、三三九	一三、八九四	七、五二〇	三、九七五
未十坪	三一四	一、三八八	二二、六五五	九、五〇〇	七、二一五

第五項 世帯數に依る住宅内容區分 郡

計	住宅軒數		住宅人員		一人 當
	住宅 人員	住宅 人員	住宅 人員	住宅 人員	
計	二八、〇六七	四八八、二七七	七一四	四三、一五三	五、一〇〇
單世帯	二七、三八六	四七二、一一六	七一三	四二、二一〇	五、〇五五
二世帯	五八〇	一三、四一一	一一	六、七八六	六、七〇〇
三世帯	七七	一、八三三	一	六、六六一	三、四四五
四世帯	一一	四八九	一	一、五四二	二、七七七
五世帯以上	一一	四二七	一	二〇〇	三、一七八

外ニ 空家 五十三軒

本表に依つて世帯數に依る住居内容の割合を見ると、單世帯軒數最大多數にして九七・五七%を占め、二世帯以上の住宅内容を有する軒數は極めて僅少である。其中に於て二世帯のもの二・〇七%を高率として、三世帯のもの〇・二七%之に次

ぎ、四世帯、五世帯以上のものは甚だ低率である。想ふに其の大多數が單世帯である事は郡内入寄留者の少きと生活事情の豊かなる事實を物語るもので、都會の其れの如く一住宅内に多くの世帯を有するもの少いのである。随つて住宅難の如き社會政策等の問題を深く考慮するに及ばない程度にある事を證してをる者である。殊に二世帯以上の内容を有する住宅は其多くは附屬建物の一部に住居する者であつて或は門、長屋、納屋、離部屋等に住居するが故に都會の住宅内容に比する時は其事情に於て甚だしき相違ある事を知らねばならぬ。又世帯數に依る住宅内容の區別に依つて其の住居人員軒數平均を見るに、單世帯最も少くして其の内容の複雑を加ふるに随つて其數を増加して居る、之れは自然の數である、けれども世帯の増加に比して其人員の割合を増じてゐないのは世帯複雑なる一住宅に住居する人員が單世帯内容より少き事を示してをるのである。

然し乍ら住居人員一人當平均軒數を見ると、二世帯の三坪四合五勺を最多として、單世帯の三坪四合二勺之に亞ぎ、四世帯、三世帯、五世帯以上の順位であるが、三世帯の三坪未滿であると、五世帯以上の二坪未滿であるとは住宅狹隘にして生活程度の如何を窺ふに足る、随つて衛生上考慮を費さね

二、町 村

(表第六四) 世帯數に依る住宅區分

村	單世帯		二世帯		三世帯		四世帯		五世帯以上		計
	軒數	人員	軒數	人員	軒數	人員	軒數	人員	軒數	人員	
淺海村	三三二	四、九七四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三三二
離波村	三六二	六、四七九	二	三五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三六四
立岩村	四四九	七、六一七	四	一九四	一	二〇〇	〇	〇	〇	〇	四五八
正岡村	四一三	七、二九六	二	六一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四一五
北條村	七八六	一一、八三八	二六	四七九	八	一一九	〇	〇	〇	〇	八二〇
河野村	七四五	一二、八二四	九	一五二	一	一三〇	〇	〇	〇	〇	七五五
栗井村	五六八	一〇、九四四	一五	三〇〇	二	四〇〇	〇	〇	〇	〇	五八五
五明村	二二一	三、七三九	一	二四〇	一	一一〇	〇	〇	〇	〇	二二三
伊藤村	二五六	四、八九二	三	六四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二九九
堀江村	六九三	一一、九七八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六九三
計	三三二	四、九七四	二	三五〇	一	二〇〇	〇	〇	〇	〇	三三二

素 鷺 村	桑 原 村	湯 山 村	道 後 湯 之 町	道 後 村	朝 美 村	雄 群 村	余 土 村	垣 生 村	生 石 村	味 生 村	古 三 津 村
坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數
一一、七五一〇〇	八七七	九、六〇八〇〇	九、一九〇四九	九、三三八〇〇	八、四七〇四〇	一一、七一八〇〇	八、六五四九〇	一〇、八三一五五	一〇、八四〇〇〇	一一、三三一〇〇	四、六二七〇〇
五七四〇〇	四〇	八八〇〇	七四〇七九	八三三〇〇	二七〇〇		四三五〇〇	五七八〇〇		一八四〇〇	二七四〇〇
一九九〇〇	一一		六七五〇	四一八〇〇						三三〇〇	二四〇〇
三四〇〇	二			三二一〇〇							
				三二五〇〇							
一一、五五八〇〇	九三〇	九、六九六〇〇	九、九九八七八	一一、〇三五〇〇	八、四九七四〇	一一、七一八〇〇	九、〇八九九〇	一一、四〇九五五	一〇、八四〇〇〇	一一、五四八〇〇	四、九二五〇〇
		五三二	三二八	六四九	四九八	七〇三	四九〇	六五〇	五七三	五五八	三七〇

三 津 濱 町	神 和 村	四 中 島 村	東 中 島 村	陸 野 村	興 居 島 村	新 濱 村	和 氣 村	久 枝 村	御 幸 村	潮 見 村	
坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數	坪 數	軒 數
三三、一六二〇〇	二、二九四	一一、〇六五〇〇	一五、六四九〇〇	六、五八五〇〇	一六、一八四〇〇	一一、七九六〇〇	九、七三三〇〇	一〇、八四〇四〇	五、四六三〇〇	六、三七三〇〇	單 世 帶
一、〇四九〇〇	三四	四五〇〇	二八〇〇	六八一〇〇	八九五〇〇	八一〇〇	六六〇〇	三〇五〇〇	一八〇〇〇	二四八〇〇	二 世 帶
				一三六〇〇	六九〇〇	一一四〇〇	一五〇〇				三 世 帶
						二〇〇〇					四 世 帶
				六八〇〇	三八〇〇	二八〇〇	七〇〇				五 世 帶 以 上
三四、二一〇〇〇	二、三三八	一一、五一六〇〇	一五、六七七九〇	七、四七〇〇〇	一七、一八六〇〇	一一、八三九〇〇	九、八二〇〇〇	一一、一四五四〇	五、六四三〇〇	六、六二一〇〇	計
		六五六	九六六	四八五	一〇七四	八二二	五六四	六二一	三四七	三五二	

村名	軒数		坪数		世帯					計
	坪	軒	坪	軒	一世帯	二世帯	三世帯	四世帯	五世帯以上	
三内村	坪数	軒数	坪数	軒数	一二,九一〇〇	七〇二	三三二,〇〇〇	一九	二二,〇〇〇	一三,二七四,〇〇〇
川上村	坪数	軒数	坪数	軒数	一七,三六九,五〇〇	一,〇三六	二七三,〇〇〇	八	二〇一,五〇〇	一七,七四四,〇〇〇
拜志村	坪数	軒数	坪数	軒数	一一,一〇〇,〇〇〇	五四〇	一三五,〇〇〇	四	一一,二三五,〇〇〇	一一,二三五,〇〇〇
坂本村	坪数	軒数	坪数	軒数	七,九五一,三〇〇	四六一	一	一	七,九五一,三〇〇	七,九五一,三〇〇
荏原村	坪数	軒数	坪数	軒数	一三,〇〇一,〇〇〇	六七〇	三五八,〇〇〇	一七	一一,〇〇〇	一三,三七一,〇〇〇
浮穴村	坪数	軒数	坪数	軒数	九,一九〇,七五〇	五〇九	二六九,二〇〇	一一	四四,〇〇〇	九,五〇三,九五〇
南吉井村	坪数	軒数	坪数	軒数	一一,九八〇,九五〇	六三九	五〇三,五〇〇	一九	一八,〇〇〇	一三,五〇二,四五〇
北吉井村	坪数	軒数	坪数	軒数	一〇,三〇四,八〇〇	六〇〇	三五八,〇〇〇	二〇	九〇,五〇〇	一〇,八六八,三〇〇
小野村	坪数	軒数	坪数	軒数	一三,〇二六,〇〇〇	七二九	四五五,〇〇〇	二二	一一三,〇〇〇	一三,五九四,〇〇〇
久米村	坪数	軒数	坪数	軒数	一四,二五〇,五〇〇	七二三	四二四,五〇〇	一三	五四,〇〇〇	一五,一九五,〇〇〇
石井村	坪数	軒数	坪数	軒数	一四,八一八,〇〇〇	七四八	三三三,〇〇〇	一一	五四,〇〇〇	一五,一九五,〇〇〇
計										七六一

第六項 住居人員に依る住宅内容区分

(表第六五) 世帯人員と住宅内容(附属建物を除く)区分郡

区分	十坪未満		二十坪未満		三十坪未満		五十坪未満		五十坪以上		計
	坪	軒	坪	軒	坪	軒	坪	軒	坪	軒	
一人	八四一	三八九	一〇四	二八	四	一,三六六					
二人	一,三四九	一,二七三	四三五	一〇七	二二	三,一八七					
三人	一,三三八	一,七一〇	七三四	二六三	三〇	四,〇七五					
四人	一,八一五	三,六五六	一,九〇三	六一六	九四	八,〇八四					
五人	一,〇二一	二,九七八	一,九〇三	七三九	八一	六,七二二					
六人	三九〇	一,五五九	一,四一五	六〇二	一〇四	四,〇七〇					
七人	二八	一六六	二〇一	一一八	五〇	四,〇七〇					
八人以上											
計	六,七八二	一一,七三二	一六,六九五	二,四七三	三八六	二八,〇六七					

第七項 疊數に依る住宅内容区分

(表第六六) 疊數に依る住宅内容区分 其一 郡

疊數	住宅軒數		疊總數		常住人口		一人當疊數
	坪	軒	坪	軒	坪	軒	
十疊未満	七,三五七	五〇,五七一	二八,五二〇	一,七七			
二十疊未満	一一,五八五	一五九,六九七	五九,七七二	二,六七			
三十疊未満	六,一九六	一四八,三四三	三五,九九三	四,一二			
五十疊未満	二,四四八	八七,六五四	一五,四一八	五,六九			
五十疊以上	四八一	三二,七五〇	三,四五〇	九,四九			
計	二八,〇六七	四七九,〇一七	一四三,一五三	三,三五			

本表の疊數区分に依つて温泉郡内の住宅内容を見ると軒數に於ては十疊以上二十疊未満の階級最も多く四一・二八%を占め、十疊未満之に亞いで二六・二一%である。次は二十疊以上三十疊未満の二二・〇八%、三十疊以上五十疊未満の八・七二%、五十疊以上の一・七一%である。

更に常住人口一人當の疊數を見ると總平均に於ては一人當三疊三分五厘であるが、各階級の内容に就て見れば十疊未満級の一・七七が最少であつて、其の階級の上進するに隨つて疊數を増加し、五十疊以上級の九・三五を最大とする、軒數の最も多い二十疊未満級の單當二・六七は總平均單當以下であつて、普通衛生學上の見地よりして一人當疊三枚と稱するものに比して稍狭小の感がある、けれども階級を撤して總平均より言へば敢て狭小でない、否廣潤の感がある。けれども之等內容別に依つて十疊未満、二十疊未満の二階級に對し住宅の廣狹が保險上何等かの關係を齎すや否やは尙充分の研究を

待つて決定せらるべきものである。

(表第六七)

疊數に依る住宅内容区分 其二 町村

二、町村

村名	軒數	一人當平均疊數	拾疊未満	二十疊未満	三十疊未満	五十疊未満	五十疊以上	計
潮見村	軒數	一人當平均疊數	五九	一二四	一一七	四九	三	三五二
御幸村	軒數	一人當平均疊數	一三三	一一一	七七	二二	三	三四七
久枝村	軒數	一人當平均疊數	二七八	三三〇	四八八	一四〇七	四	三九一
和氣村	軒數	一人當平均疊數	七四	二八六	一四七	五三	四	五六四
新濱村	軒數	一人當平均疊數	一四三	二五〇	三七八	四〇	二〇	八二二
興居島村	軒數	一人當平均疊數	三二四	四九八	一七六	六三	一三	一〇七四
陸野村	軒數	一人當平均疊數	一一一	一八六	八二	八七	九	四八五
東中島村	軒數	一人當平均疊數	一一八	三四二	三三七	一五七	一一	九六六
西中島村	軒數	一人當平均疊數	一〇九	一九四	四六九	五七三	一四・九四	三・四三
神和村	軒數	一人當平均疊數	一八〇	四三四	一三八	四四	二	七九八
三津濱町	軒數	一人當平均疊數	一〇九四	七〇七	三三四	一四七	五六	二・三二八
古三津村	軒數	一人當平均疊數	一四〇	一六二	四八	二〇	一	三七〇
計			二・七六	二・七九	三・七〇	五・九一	一	二・八六

村名	軒數	一人當平均疊數	拾疊未満	二十疊未満	三十疊未満	五十疊未満	五十疊以上	計
堀江村	軒數	一人當平均疊數	一八八	三〇五	四六三	五七八	九四三	三・六九
伊蓋村	軒數	一人當平均疊數	二二〇	二二〇	一六二	七九	一一	六九三
五明村	軒數	一人當平均疊數	六一	九八	四三	八一	一	二五九
栗井村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
河野村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
北條町	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
正岡村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
立岩村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
離波村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
淺海村	軒數	一人當平均疊數	二七	七八	八〇	二七	一	三五六
計			一・八八	三・〇五	四・六三	五・七八	九・四三	三・六九

第八項 自宅借宅

三内村	川上村	拜志村	坂本村	荏原村	浮穴村	南吉井村	北吉井村	小野村	久米村	石井村
一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數
一・九〇	一・八四	一・八一	二・〇二	一・九一	一・六五	一・八七	一・七一	一・七一	一・九六	一・五六
三・〇〇	二・七四	二・八四	三・一〇	二・七四	二・六七	二・八三	二・六一	二・六二	二・五六	二・七二
四・三五	三・九三	四・二一	五・一三	三・七九	三・九三	三・九二	四・二三	四・〇三	三・八八	三・七八
六・〇六	五・四八	五・八七	六・三八	六・四九	四・六五	五・九七	五・五四	五・六二	五・〇九	五・〇三
一一・九二	九・三三	一〇・一九	八・七一	八・九九	一一・〇四	一一・〇一	九・四二	一一・〇九	八・九二	七・〇八
三・八七	三・一七	三・六九	四・六一	三・三一	三・二二	三・六六	三・一四	三・二九	三・四七	三・二二

一、郡

素鷲村	桑原村	湯山村	道霧湯之町	道後村	朝美村	雄群村	余土村	垣生村	生石村	味生村
一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數	一人當平均疊數
一・七六	一・六九	一・六六	二・五八	一・七六	一・五八	一・七一	一・七六	一・五八	一・七二	一・七二
三・〇一	二・三九	二・五八	四・八六	二・七八	二・七八	二・七七	二・四八	二・七〇	二・六三	二・六〇
三・八四	三・九三	三・八七	五・八三	四・〇六	四・〇〇	四・〇〇	三・七四	四・〇三	四・〇八	四・〇七
五・三七	六・三四	五・一三	七・六一	四・一七	四・六三	六・三三	四・三九	六・一五	六・一四	五・六九
一一・八一	一三・四四	七・八三	一〇・三四	七・二四	七・五一	一〇・六一	八・六二	九・二三	一一・〇二	一一・〇二
二・九七	三・二一	三・二四	七・二二	三・四三	二・八〇	三・二三	三・〇八	三・〇九	二・六五	三・二九

(表第六八) 自宅借宅区分其一 郡

業種	自宅		借宅		計	借宅		自宅		計	借宅		自宅		計
	建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ		敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ		建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ	
農業	一〇、八五八	五、三三二	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇	一六、一九〇
商業	四〇三	二五九	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二	六六二
工業	一、四二八	八九八	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六	二、三二六
公務自由業	六二五	五四一	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六
雑業	三二七	一一八	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五
計	二四、五二一	七、九三五	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六	二二、四五六

本表に依つて住宅所有者と住居者との相互關係即ち自宅借宅の區別を見ると、計に於ては自宅總級二万二千四百五十六軒即ち總住宅に對して八〇・〇一%に相當し、又借宅は總級五千六百一十一軒にして即ち一九・九九%に相當する、之を都市の割合に比較すれば自宅甚だ高率であつて、地方と都會との懸け離れたる相違點を窺ふに足る。而して尙自宅内容を土地家屋共に自己所有のものと、住宅のみを所有して其の敷地を借入るるものとの割合は六四・六六%に對する三五・三四%であることも都會地の其れとは格別の相違であつて、都會に於ては借地自宅が甚だ多いのである。又借宅に於ても其の敷地のみ所有するものと建物及び敷地共に借入るるものとの割合

は一・一二%に對する九八・八八%であつて前者即ち敷地を所有する借宅は實に僅かである。更に職業別に之等の内容を見ると自宅割合は農業最も多く九五・八四%である。次は商業の七二・七五%、漁業の七〇・四三%で工業、雑業、公務自由業の順位である、故に借宅に住するものの最も多いのは公務自由業雑業等である。之に因て見ると業態其れ自身に依つて其住居を轉じ易きものと恒久的のものとの依つて自宅住宅の割合を異にしてゐる事が明かである、随つて社會問題として取扱ふに職業關係を考慮せねばならぬことが明かである。

二、町 村

(表第六九) 自宅借宅区分其二 町 村

村名	自宅		借宅		計	借宅		自宅		計	借宅		自宅		計
	建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ		敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ		建物敷地共ニ有スルモノ	建物ノミ有スルモノ	敷地ノミ有スルモノ	建物敷地共ニ有スルモノ	
淺海村	二〇二	七二	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四
波野村	二九二	六一	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三
立岩村	三五六	九三	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九
正岡村	三四三	六七	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇
北條村	三七二	一一	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三	五八三
河北村	四七四	二〇六	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇	六八〇
河野村	四二〇	一一〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇
栗井村	四二〇	一一〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇
五明村	一七三	三四	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
伊蓋村	二〇二	三四	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六	二三六
潮見村	三六九	二二四	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三	四九三
御幸村	二四七	七九	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六	三二六
久氣村	一七六	四六	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
和氣村	四〇九	一五三	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二	五六二
新興村	三五六	一六七	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三	五二三
新居村	三二五	二〇二	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七	五二七
東野村	五五二	三〇二	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四	八五四
神島村	四〇三	二五	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八	四二八
四島村	七八三	九四	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七	八七七
神和村	五五八	一	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九	五五九
三津濱町	六九二	四八	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇
古三津村	七七〇	九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九	七七九
計	二〇四	三六	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇

村名	自		宅		借		宅		百		中		割		合	
	有建物敷地共ニ所	有建物ノモ	計	有敷地ノモ	有建物敷地共ニ所	計	自	宅	自	宅	自	宅	自	宅	自	宅
三川内村	三三九	三四八	六八七	四	三五	三五	九五・一五	四・八五	九五・一五	四・八五	一・四七	四・八五	一・四七	四・八五	一・四七	四・八五
拜上村	三三九	五五七	八八六		一五七	一六七	八四・六二		一五七	一六七	一・二九	八四・六二	一・二九	八四・六二	一・二九	八四・六二
板本村	三三三	二〇四	五三七		七	二二	九五・〇一		七	二二	四・九九	九五・〇一	四・九九	九五・〇一	四・九九	九五・〇一
荏原村	二八七	一五一	四三八		二五	二五	九七・二四		二五	二五	二・七六	九七・二四	二・七六	九七・二四	二・七六	九七・二四
浮穴村	三三五	三〇八	六六三		四八	四九	九〇・六一		四八	四九	五・六一	九〇・六一	五・六一	九〇・六一	五・六一	九〇・六一
南吉井村	一九四	二九八	四七三		三七	三七	九四・三九		三七	三七	七・七八	九四・三九	七・七八	九四・三九	七・七八	九四・三九
北吉井村	二二〇	三五二	五七二		四五	四五	九二・二二		四五	四五	七・〇三	九二・二二	七・〇三	九二・二二	七・〇三	九二・二二
小野村	四七六	二二五	七〇一		四一	四一	九四・四三		四一	四一	五・五七	九四・四三	五・五七	九四・四三	五・五七	九四・四三
久米村	三二九	三六六	六九五		四一	四一	九二・九七		四一	四一	六・一八	九二・九七	六・一八	九二・九七	六・一八	九二・九七
石井村	三二二	三七二	六九四		四七	四七	九三・八二		四七	四七	五・八九	九三・八二	五・八九	九三・八二	五・八九	九三・八二
素鷲村	七七	二九六	三七三		五五	五五	九〇・六一		五五	五五	八・二二	九〇・六一	八・二二	九〇・六一	八・二二	九〇・六一
桑原村	一七八	一五七	三三五		三〇	三〇	九一・七八		三〇	三〇	九・四〇	九一・七八	九・四〇	九一・七八	九・四〇	九一・七八
湯山町	三〇六	一七六	四八二		四八	四八	九〇・六〇		四八	四八	六・七九	九〇・六〇	六・七九	九〇・六〇	六・七九	九〇・六〇
道後湯之町	七七	二二二	二九五		二二	二二	七〇・四二		二二	二二	二九・五八	七〇・四二	二九・五八	七〇・四二	二九・五八	七〇・四二
道後美群村	二〇四	二〇七	四一一		八七	八七	八二・五三		八七	八七	一七・四七	八二・五三	一七・四七	八二・五三	一七・四七	八二・五三
雄群村	二八〇	一五六	四三六		二六	二六	八二・八〇		二六	二六	一〇・二〇	八二・八〇	一〇・二〇	八二・八〇	一〇・二〇	八二・八〇
余土村	二一七	二二三	四四〇		五〇	五〇	八二・一五		五〇	五〇	一七・八五	八二・一五	一七・八五	八二・一五	一七・八五	八二・一五
垣生村	三〇三	二三一	五三四		一四	一四	八二・二五		一四	一四	一七・八五	八二・二五	一七・八五	八二・二五	一七・八五	八二・二五
生石村	二四八	二九二	五四〇		三三	三三	九四・二四		三三	三三	五・七六	九四・二四	五・七六	九四・二四	五・七六	九四・二四
味生村	三二九	一六五	四九四		六三	六三	八八・五三		六三	六三	一一・四七	八八・五三	一一・四七	八八・五三	一一・四七	八八・五三

町村別に自宅借宅の割合を見ると業態其れ自身に依つて其の割合を異にして居る事實が明かである、自宅より借宅割合の多いのが道後湯之町、三津濱町、素鷲村の二町一村である、其の他は自宅よりも借宅割合少ない町村である、其の内にて借宅率の比較的高いのが雄群、御幸、新濱、古三津、道後、

北條、堀江等である、最も借家率の低いのが正岡、拜志、立岩、荏原、五明等である事に依つて前説をよく証明してゐるのである。

(表第七〇)

各町村に於ける住宅一軒當宅地反別の廣狹区分

第三節 住宅と宅地坪數

村名	住宅數	宅地總坪數	住宅一軒當		村名	住宅數	宅地總坪數	住宅一軒當	
			宅地坪數	宅地坪數				宅地坪數	宅地坪數
篠波村	三二二	二七、四三二・一四	八五・一九	一、〇七四	興居島村	一、〇七四	五四、三三三・三八	五〇・五九	五〇・五九
立岩村	三六四	四五、一九五・九〇	一二四・一六	四八五	睦野村	四八五	二五、七九九・〇六	五三・一九	五三・一九
正岡村	四五八	五二、七八〇・〇四	一一五・二四	九六六	東中島村	九六六	九〇、九二六・六三	五四・一三	五四・一三
北條町	四一五	五一、五五一・七七	一二四・二二	六五六	四中島村	六五六	五八、五五七・四二	八九・二六	八九・二六
河北野村	八二〇	五四、三〇二・五七	六六・二二	七九八	神和村	七九八	三八、二五一・〇一	四七・九三	四七・九三
河野村	七五五	八〇、二六八・七一	一〇六・三三	二、三二八	三津濱町	二、三二八	九七、七〇四・一〇	四一・九七	四一・九七
粟井村	五八五	七二、五四一・九二	一二四・〇〇	三七〇	古三津村	三七〇	二五、〇五七・四〇	六七・七二	六七・七二
五明村	二一三	二六、五六五・〇〇	一二四・七二	五五八	味生村	五五八	七五、九八四・一七	一三六・一七	一三六・一七
伊豆村	二五九	二六、一一〇・八七	一〇〇・八一	六五〇	垣生村	六五〇	七五、四五二・五一	一一三・六八	一一三・六八
潮見村	六九八	六二、二四五・九五	八九・一八	四九〇	余土村	四九〇	六〇、四八二・八八	九三・〇五	九三・〇五
御幸村	三五二	四三、一一九・六二	一二二・五二	七〇三	雄群村	七〇三	七五、八〇一・四九	一〇五・七〇	一〇五・七〇
久枝村	三四七	二九、〇六四・八三	八三・七六	五〇一	道後美群村	五〇一	七三、八三四・〇七	一四四・七〇	一四四・七〇
和氣村	五六四	六四、七六五・〇三	一一四・二九	六四九	道後湯之町	六四九	五七、〇六二・八〇	一三三・八九	一三三・八九
新濱村	八四七	六七、七二三・一四	一二〇・〇八	三二八	道後湯之町	三二八	一八、〇五八・四一	五五・〇六	五五・〇六

八郷に過ぎないが郡外に属する縣内人の所有して居る田畑は
 稍多くして五、六〇郷である。斯くも七百六十町歩以上の土地
 を郡外の縣人に所有されて居るのは元我温泉郡たりし松山市
 の傳統的關係と、周桑郡櫻樹村と三内村とが相接して而も地
 理上の關係より櫻樹村に利用せられ所有せらるゝことに依つ

(表第七二)

町村内田畑所有者内外區別

河野村	北條町	正岡村	立岩村	藤波村	淺海村	所有者町内		所有者町外		合計
						反	別	反	別	
計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	反	別	反	別	地
二四三二、四一三	一四二八、九二二	二二七五、六〇五	一八四二、五一〇	一八〇一、八〇〇	八一五、八二二	三三、二六七、七七〇	六九、六〇九	二、五一五、九九〇	八八五、四二一	三〇、〇〇八、七五〇
五四七、〇二四	二四〇、七二九	三三三、九二二	六二九、六一四	三七七、六二七	四三八、〇一一	四、三四五、四一〇	五〇、四二四	二六八、四九九	四八八、五〇五	五、六一九、〇二〇
二九七九、五〇七	一六六九、七二二	二五八九、五二八	二四七二、二二四	二一七九、四二七	二二五三、八二二	三六、六一三、一八〇	二〇、一〇三	二、七八四、四八〇	一三七三、九二六	一〇、五八二、七二〇
六八五、〇二二	七〇、二九〇、五二〇	九三、一五二、七二〇	五七、九九五、四〇〇	七四、〇六九、三二一	一八〇一、八〇〇	七四、〇六九、三二一	四一六、六一七	一四、五九八、〇七〇	二二一八、四一七	八八、六六七、三九一
五二九、九〇五	三、五九〇、六二〇	五、三六九、三〇〇	六、〇九一、一〇〇	四、九九九、三三〇	三三七、六二七	四、九九九、三三〇	三三、九二二	四二八、六四〇	四一、六二〇	五、三七七、九七〇
一一二四、九二七	七三、八八一、一四〇	九八、五二二、〇二〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二一七九、四二七	七九、〇一八、六五一	一九一、三三〇	一五、〇二六、七一〇	二六三〇、一〇七	九四、〇四五、三六一
九四九、四一三	一〇、四九九、八〇〇	五三、一五二、七二〇	五七、九九五、四〇〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	五七、九九五、四〇〇	一七七、三〇七	五、〇七二、〇六〇	二〇一九、八一七	六三、〇六七、四六〇
四〇三、七二七	四、一六一、二九〇	三六、〇五五、〇三〇	六、〇九一、一〇〇	四、九九九、三三〇	二四七二、二二四	六、〇九一、一〇〇	一九一、三三〇	五、一七二、八二〇	二六六三、五二四	六四、一四一、八六〇
一三五三、二〇〇	三六、〇五五、〇三〇	三、一八九三、七四〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	三、一八九三、七四〇	六〇、八〇八	二、五七七、七四〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
九四九、四一三	七、四六三、五三〇	二四、九二四、〇四〇	九八、五二二、〇二〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	七、四六三、五三〇	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二二〇九、八一四	一七、四六三、五三〇	二四、九二四、〇四〇	九八、五二二、〇二〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	一七、四六三、五三〇	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
六三一、七一	七、四六三、五三〇	二四、九二四、〇四〇	九八、五二二、〇二〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	六三一、七一	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二二〇九、八一四	一七、四六三、五三〇	二四、九二四、〇四〇	九八、五二二、〇二〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	二二〇九、八一四	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
一六八七、四二三	七、四六三、五三〇	二四、九二四、〇四〇	九八、五二二、〇二〇	七四、〇六九、三二一	二二七五、六〇五	一六八七、四二三	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
三七二、九〇五	五、五九四、六四〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	三七二、九〇五	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二〇六〇、三二八	八〇、六二一、六三〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	二〇六〇、三二八	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
一〇六一、〇二二	四九、八〇四、二四〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	一〇六一、〇二二	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
九二、六一七	一、六〇八、六七〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	九二、六一七	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
一一五三、六二九	五、四二二、九一〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	一一五三、六二九	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二七〇二、五〇四	二六、五二一、〇五〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	二七〇二、五〇四	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
一八五、一二六	四、〇四一、七三〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	一八五、一二六	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二八八七、七〇〇	一三〇、五五三、七八〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	二八八七、七〇〇	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
二五五七、九二九	一〇六、二八八、九五〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	二五五七、九二九	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
四八六、五二〇	五、八二七、一八〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	四八六、五二〇	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
三〇四四、五一九	一一、一一六、一三〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	三〇四四、五一九	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
三二九、一一六	九、二七三、九一〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	三二九、一一六	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
四二八、八一六	三、七六九、九〇〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	四二八、八一六	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
七五八、〇〇二	一三、〇四三、八一〇	三六、〇五五、〇三〇	六四、〇八六、五〇〇	七九、〇一八、六五一	二二七五、六〇五	七五八、〇〇二	八二、五〇三	二、一六一、一九〇	二一三三、四二〇	九五、七三〇、四六〇
計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田
二六〇二、四〇〇	二二、三二七	二六〇二、四〇〇	二二、三二七	二六〇二、四〇〇	二二、三二七	二六〇二、四〇〇	二二、三二七	二六〇二、四〇〇	二二、三二七	二六〇二、四〇〇
二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二
二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二
二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二	二、三三二	二二六、一一二

て、斯くも多數の郡外所有を招致したものであらう。
 第二項 町村内田畑所有地内外區別
 一、町村民の町村内に於ける所有田畑と他町村民の所有す
 る田畑反別及地價

粟井村	五明村	伊蓋村	細江村	潮見村	御幸村	久枝村	和氣村	新濱村	奥居島村
計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田
二四三二、四一三	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四	二二〇九、八一四
五四七、〇二四	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二	六八五、〇二二
二九七九、五〇七	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二	一〇六一、〇二二
六八五、〇二二	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七	九二、六一七
五二九、九〇五	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九	一一五三、六二九
一一二四、九二七	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四	二七〇二、五〇四
九四九、四一三	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六	一八五、一二六
四〇三、七二七	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇	二八八七、七〇〇
一三五三、二〇〇	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九	二五五七、九二九
九四九、四一三	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇	四八六、五二〇
二二〇九、八一四	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九	三〇四四、五一九
六三一、七一	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六	三二九、一一六
二二〇九、八一四	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六	四二八、八一六
一六八七、四二三	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二	七五八、〇〇二
三七二、九〇五	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田
二二〇九、八一四	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇	二六〇二、四〇〇
一六八七、四二三	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二
三七二、九〇五	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二
二二〇九、八一四	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二	二二六、一一二

久米村	石井村	素鷺村	桑原村	湯山村	道後湯之町	道後村	朝美村	雄群村	余土村
計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田
四九五三、八一七	四六二八、二〇五	一四八六、四二七	一四六五、五一七	一三三〇、二〇〇	二二九、七二九	一八五二、八〇二	一四九五、三一八	二二二〇、〇二七	三三二一、八一五
一九七、〇四四、二八〇	一九一、二二六、三五〇	一九八、九四五、五七〇	一九四、〇四二、二五〇	一五八、八二一、八二〇	六二九、六九〇	八七、四五八、六四〇	九四、四六五、七一〇	九六、七〇六、八五〇	一三〇、六〇三、六一一
八四四、〇二八	八二五、二一六	一六一九、六一三	一五八九、七〇四	一六二、二二八	五、七一一	七九八、七〇五	六九三、五一六	三三九、八二七	三三九、〇〇六
三三三、二七三、八四〇	三三三、〇八六、〇七〇	六三、六二〇、七九〇	六二、七六一、五八〇	一五、二〇四、三二〇	一三三、四二〇	三七、七三〇、五二〇	三六、五八一、三八〇	一九、四二五、六二〇	一三、六三四、一九〇
五七七、九一五	五四五、三、四二一	六四八、一一〇	六二四、三、二二一	三四三、七、六一〇	三五、五一一	二六五、一五〇、七	二二五、〇〇一	二六五、九二四	三五五、四、八二一
二二〇、三一八、一一〇	二二四、三一、四二〇	二六二、五、六三〇	二五八、八、八三〇	一六、六八三、七二〇	七六二、一一〇	一三五、一八九、一六〇	一三一、八四、〇九〇	一四、八四八、〇八〇	一四四、二、三七、八〇一

垣生村	生石村	味生村	古三津村	三津濱町	神和村	西中島村	東中島村	鹽野村
計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田	計畑田
二四八六、〇〇五	二〇三二、六一九	二七九二、九一〇	七六五、六一二	六〇、二〇二	二〇三、七〇六	五六〇、八一八	九六五、五〇九	一三三、一一四
九二、〇四七、六三〇	八六、四七一、七六〇	一四三、〇二六、〇二〇	三八、一一八、三三〇	五九、一四〇	三、六八三、二五〇	二二、一六八、三〇〇	二〇、九九〇、四五〇	二、八六七、一〇〇
四三、六一五	三九、八〇七	二四九、九二八	六一〇、四二二	四、九二一	一三、八二八	三、二二五	二八、七二五	七、二〇五
二、三二一、八六〇	二、二四九、九七〇	七、八三五、五三〇	三〇、一〇四、六六〇	一六二、九五〇	一五、九〇〇	二五、九〇〇	六六八、八七〇	三五、七四〇
二五二、九、六二〇	二〇七、二、四二六	三六六、七、六二八	一三七六、〇二四	六、三三二	五、六四、一〇三	五、六四、一〇三	九九四、三〇四	一三五、一一四
九四、三、六、四九〇	八八、七二一、七三〇	一五八、一三九、四〇〇	五八三、四〇九	七八、四一五	二〇、四三七、〇三〇	一五、〇三三、三四〇	二四、八九〇、〇〇二	一〇、六二六、八五〇

村名	計畑田	所有者別		計
		町村内	町村外	
小野村	計畑田	三六八七、一一〇 八四二、七二一 四五二九、九〇一	一四五、九〇〇、四二〇 一〇、八〇八、五八〇 一五六、七〇九、〇〇〇	五七六、五二四 二五九、六二三 八三六、二二七
北吉井村	計畑田	二四〇三、一一五 九〇七、九二二 三三一一、一〇七	六八、七九一、二四〇 七、四二一、八三〇 七六、二一三、〇七〇	四七二、六一五 八二、二〇三 五五四、八一八
南吉井村	計畑田	三三二八、一一八 四四〇、三二七 三七六八、五一一	一三六、二一九、一四〇 七、三三三、八二〇 一四三、四五一、九六〇	一一四、三一一 七六、三〇七 一九〇、六二〇
浮穴村	計畑田	二四〇四、〇一一 一〇六、六〇二 二五一〇、六一四	九七、三六四、九七〇 一、八三七、一七〇 九九、二〇二、一四〇	一一八、六〇九 二七、三〇九 一四四、九一八
荏原村	計畑田	四一七二、〇二六 四七二、七二五 四六四四、八二一	一四五、一八一、五八〇 七、一〇五、四一〇 一五二、二八六、九九〇	六二〇、三一〇 五二、四二七 六七二、八〇七
坂本村	計畑田	一七四一、七二五 五六八、九二一 二二一〇、七一六	六八、八二〇、六五〇 四、九五二、七二〇 七三、七七二、三七〇	二五八、〇一五 六八、八〇九 三二六、八二四
拜志村	計畑田	三五七五、二〇一 二八四、七〇八 三三五九、九〇九	一五一、七九二、九七〇 三、七八三、四二〇 一五五、五七六、三九〇	三二四、四〇〇 四、二二四 三二八、六二四
川上村	計畑田	四七五九、四一五 一一〇〇、〇二〇 五八七九、五〇五	一八五、二〇八、九三〇 九、一八一、八六〇 一九四、三九〇、七九〇	三七四、〇二七 五〇、一〇七 四二四、二〇四
三内村	計畑田	三三三〇、一一〇 二二六四、三三三 五四九四、五〇三	一〇七、〇一九、一〇〇 五、五一〇、八三〇 一一二、五二九、九三〇	九四四、九〇三 一一〇、七二〇 二〇四七、六二三

二、町村内田畑總反別及地價に對する他町村民所有の割合
(表第七三) 町村内田畑總反別及地價に對する他町村民所有の割合

村名	計	町村内		町村外	
		反別地價	畑地價	反別地價	畑地價
淺海村	七、八六	七、二三三	一〇、三三三	七、〇七	七、〇七
難波村	一八、七八	一六、四六	八、二五	七、九七	一七、一三
立岩村	八、七八	八、〇四	二、一八	〇、八三	七、四〇
正岡村	二、四〇	二、六九	一、五六	一、二六	二、二九
北條町	五、四六	二、九二	二、八七	二、五九	五、〇九
河野村	一一、九四	一、七八	一、〇八	四、一一	一一、六二
粟井村	二、八四	二、二二	三、四六	三、七一	二、三二
五明村	一四、三〇	一七、九四	七、七二	八、六八	一一、五五
伊蓋村	一三、九九	一三、三三	二、一七	一、四七	一〇、七〇
細江村	六、二八	六、三四	四、一九	四、三一	五、八四
潮見村	一、九八	三、九六	三、二五	三、五九	二、二一
御幸村	二一、六七	二一、四八	一〇、九三	一〇、五五	二〇、九〇
久枝村	一七、三八	一六、三八	二、五六	九、六四	一七、〇八
和氣村	七、四三	四、五八	七、七五	六、六一	七、四八
新濱村	四、八八	三、〇〇	三、七三	三、七二	三、六九
興居島村	六、九	六、六	六、二五	三、九七	五、五六
鹽野村	二、八九	三、〇八	六、三	三、四	二、六
東中島村	五、八	二、二	二、三三	二、二	二、四九
西中島村	五、八	二、二	二、三三	二、二	二、四九
神和村	五、八	二、二	二、三三	二、二	二、四九

町名	計	反別地價	畑地價	計	反別地價	畑地價
三津濱町	七七、九九	七三、三七	二五、三八	二七、三七	四五、八四	四五、一六
古三津村	四四、三六	四四、一三	五、四四	六四、五五	四七、四二	四五、一六
味生村	八、二二	五、一九	八、〇九	三、八九	八、二〇	五、一三
生石村	一〇、三〇	九、七六	一〇、五九	九、七一	一〇、三四	九、七五
生土村	一、九二	二、五四	八、四	一、二七	二、四六	二、四六
余土村	一、二〇	九、四五	五、五六	二、九二	九、四四	九、三八
朝美村	一、七八	一、六七	三、一四	二、三三	一、八四	一、八四
道後湯町	三〇、八二	三〇、二二	一、六	一、九	三〇、一四	三〇、一四
湯山村	一七、四一	一三、六	九、一一	一、一一	一、一一	二、七〇
桑原村	三三、四五	三三、七	三、八	四、八	三三、五六	三三、五六
素鷲村	二一、三九	一八、八	四、九	二、七	二一、四	二一、四
石井村	二五、四六	二四、四	一、〇	一、〇	二四、九	二四、九
久米村	一五、一三	一四、七	五、四	三、一	一四、四	一四、四
小野村	一三、五二	一三、八	三、五	一、二	一三、三	一三、三
北吉井村	一六、四四	一八、五	八、三	八、九	一四、三	一四、三
南吉井村	二五、〇八	二四、七	一、四	一、九	二四、〇	二四、〇
浮穴村	二九、七六	二九、七	一、〇	一、〇	二九、七	二九、七
荏原村	一一、九四	一四、三	九、九	八、五	一一、〇	一一、〇
坂本村	一一、九〇	一三、四	一〇、七	七、四	一一、〇	一一、〇
拜志村	八、〇八	八、七	一、四	一、四	七、六	七、六
川上村	七、二九	一〇、九	四、二	二、一	六、七	六、七
三内村	二二、六三	二一、六	三、二	三、二	二一、七	二一、七
郡計	七、〇一	七、八六	五、六〇	三、七一	六、六八	七、五六